

平成27年11月30日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
8番	石山忠	議員	9番	阿部清	議員
10番	沖津一博	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

7番 太田芳彦 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創成 課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観光 課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第1号

第4回定例会

平成27年11月30日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第134回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 総務産業、厚生文教各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第63号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 議第64号 寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 11 議第65号 寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 委員会付託
- 〃 14 質疑・討論・採決
- 〃 15 議第66号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 16 議第67号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 〃 17 議第68号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 18 議第69号 寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について
- 〃 19 議第70号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 〃 20 議第71号 寒河江市市税条例等の一部改正について
- 〃 21 議第72号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
- 〃 22 議第73号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について
- 〃 23 議第74号 土地の処分について
- 〃 24 請願第11号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願
- 〃 25 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから、平成27年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は、7番太田芳彦議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○**國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、8番石山 忠議員、11番辻登代子議員を指名いたします。

会 期 決 定

○**國井輝明議長** 日程第2、会期決定を議題いたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、

議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成27年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月25日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数等を勘案し、本日から12月11日までの12日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり決定をいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの12日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

平成27年11月30日（月）開会

月 日	時 間	会 議	場 所
11月30日（月）	午前9時30分	本 会 議	議 場

月 日	時 間	会 議		場 所
			説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明	
12月 1日 (火)		休 会 (議案調査)		
12月 2日 (水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 3日 (木)		休 会 (議案調査)		
12月 4日 (金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 5日 (土)		休 会		
12月 6日 (日)		休 会		
12月 7日 (月)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
12月 8日 (火)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
12月 9日 (水)		休 会 (事務処理)		
12月10日 (木)		休 会 (事務処理)		
12月11日 (金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 第134回山形県市議会議長会定期総会の報告について、(3) 総務産業、厚生文教各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○**國井輝明議長** 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回定例会の開会に当たりまして、9月定例会以降今定例会までの主な市政の概況について御報告を申しあげます。

最初に、さきの議員協議会でも御説明をさせていただきました会計検査院からの指摘事項について申しあげます。

平成26年11月に実施された会計実地検査によ

り、平成23年、24年度の雨水排水路整備工事において、工事の設計が不適切であると指摘を受けております。市としては、下水道設計指針等を遵守し工事を行ってきたと考えておりますが、指摘を真摯に受けとめ適切に対処してまいりたいと考えております。

今後、原因の調査とともに、対策や工法などについて検討を行い、今年度末まで山形県を通じて会計検査院に報告することとなっております。議員の皆様には対処方法が固まりましたら、さらに御報告を申しあげる予定にしております。

次に、農作物の作柄状況について申し上げます。

最初に、水稻についてでございます。作況につきましては、8月中旬以降の日照不足と気温低下により心配されましたが、10月15日現在における村山地域の水稲の作況指数は102でやや良となっております。また、1等米比率も11月11日現在のJ Aさがえ西村山管内の状況は96.1%と昨年を上回ったところでございます。つや姫につきましても、1等米比率は99.1%となっており高品位を確保しております。市といたしましても、東京のデパートで開催されたイベントやふるさと納税をいただきました返礼品に提供するなど、機会を捉えて寒河江市産米の販売促進に向けたPR活動を行っているところでございます。

また、秋果実の作柄でございますが、リンゴにつきましては、やや小玉ではありますが着色、甘さ、蜜入り等、品質は良好となっております。ラ・フランスにつきましても大玉で品質は申し分のないものとなっております。11月11日、20日に実施をいたしました現地でのトップセールス産地交換会では、お招きをした関東、関西の主要市場、仲卸関係者から園地を視察いただくなどをして大変好評を博したところでございます。

次に、T P Pについて現在の状況を申し上げます。

ます。

10月5日に大筋合意されましたT P Pにつきましては、畜産や林産・水産物の19品目に加え、米、麦や一部野菜、果実など21品目について影響の分析がなされており、関税の大幅な削減により国産価格の下落が懸念されるとしております。米につきましては、備蓄米制度の見直しによる対策を行う方針としながらも、国内の流通量がふえれば価格水準が下落する懸念もあるとされております。さくらんぼにつきましても現行関税率が8.5%であります。初年度は4.3%とし、6年目に撤廃となっております。品質や食味ですみ分けされており影響は少ないとしながらも、低価格帯の競合が予想され、生産者の経営意欲への影響が心配されるところであります。

これから各国で国内の事務に入り、参加12カ国の議会の承認などを経て協定が発効されることとなります。我が国でも来年1月初旬に召集が予想される通常国会で審議される見通しであり、農業対策についても検討が始まっておりますので、さらに情報収集に努め、スピード感を持って的確な対応策を講じるよう要望していく所存でございます。

次に、雇用状況について申し上げます。

国の11月の月例経済報告では、「景気は、このところ、一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」としており、10月報告と同様の内容となっております。

山形労働局発表の10月の県内有効求人倍率は、1.26倍（原数値）、ハローワーク寒河江管内で0.99倍、寒河江市内に限りますと1.11倍で、前月比0.05ポイント増となっております。また正社員に係る有効求人倍率は、県内では0.74倍と過去最大の数値を示し、寒河江市内では0.90倍と高い数値を示しております。

一方、10月末現在の西村山管内の高校新卒者内定率は86%であり、前年同時期と比べ率で

5%増という状況にあり、就職率が100%となった平成23年度以降、最も高い値となっております。

今後とも、さまざまなニーズに応えるべく関係機関と十分連携しながら、雇用の機会創出に努めてまいります。

次に、姉妹都市韓国安東市への訪問について申し上げます。

先般、安東市より、ことし秋の「安東国際仮面舞フェスティバル」への招聘を受け、10月2日から5日までの日程で、丹野副市長、國井市議会議長を初めとする訪問団が安東市を訪問いたしました。当フェスティバル開催の折には、会場にて「安東の日」記念式典が挙行され、本市を初め、安東市と友好交流関係にありますギリシャや中国など4カ国、9都市の代表が出席する中、市政功労者への表彰や権寧世安東市長の式辞、来賓の祝辞、安東市民の歌の合唱などが行われ、韓国精神文化の首都らしく厳かな雰囲気の中にも花火や映像を駆使した演出を行うなど、国際観光文化都市として発展を続ける安東市らしい活気あふれる内容であったと聞いているところでございます。

また、引き続きの歓迎晩餐会では、参加した世界各都市を代表し、丹野副市長が挨拶を申しあげ、国際色豊かな交流事業の場で花を添えてまいりました。今回の訪問を通じ、今後とも姉妹都市としてさまざまな分野で交流のきずなを深めていくことを改めて確認をし、さらなる友好親善が図られたと報告を受けたところでございます。

次に、さがえ未来創成戦略について申し上げます。

去る10月27日に「さがえ未来創成戦略」を策定をいたしました。これまで産官学金労言各分野からの有識者と公募した市民から成る外部有識者会議を計6回開催をし、また9月中旬から10月中旬までの約1カ月間、パブリックコメ

ントを行い、多くの市民の皆様からの御意見をいただき策定をしたところでございます。

また、策定期間中、10月5日には内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長の末宗徹郎氏をお招きし、「地方創生の課題と展望」をテーマに講演会を開催をいたしました。市民の皆様初め、金融機関及び商工関係者はもちろんのこと、県や周辺自治体の関係者からも多くの参加があり、西村山地域における地方創生の取り組みが加速するよう期待されるところでございます。

さらに、10月31日、石破地方創生担当大臣が来県された折、慈恩寺を御視察いただき、その後、西村山地域首長との意見交換会を行い、地方版総合戦略での全国の取り組み事例や当地域の観光資源の広域的な連携の強化、DMOの活用などについて意見交換をさせていただきました。西村山における取り組みに対してより深い御理解をいただいたものと思っており、今後も引き続き国や県とも十分連携しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、平塩橋の整備促進に向けた取り組みについて申し上げます。

国道458号から山形自動車道寒河江サービスエリアスマートインターチェンジ、チェリークア・パーク、中央工業団地などへ通じる平塩橋については、幅員が4.5メートルと狭く歩道もなく対面交通ができないなど、安全性や交通量の確保が課題となり、また、昭和35年に建設のため老朽化が進んでおり、橋のかけかえについてこれまでも多くの方々から要望をいただいております。

加えて、昨年、スマートインターチェンジが24時間化され利用増が見込まれ、さらにチェリークア・パーク民活エリアの分譲が完了し、整備が進もうとしている中、これからますます朝日町、大江町方面からの利用者も増加が見込まれる状況であることから、平塩橋の整備はまさ

に喫緊の課題であるとの認識のもとに、両町の賛同を得て、去る10月15日に早急な平塩橋の整備促進を目指し、寒河江市、朝日町、大江町、それぞれの首長、議長、商工会長及び県議会議員、地区の代表者等15名により、新平塩橋整備促進期成同盟会が設立をされました。今後は、同盟会として1市2町関係者一丸となって、早期整備に向けた活動に取り組んでまいり所存でございます。

次に、寒河江の食・お土産品等開発支援事業について申し上げます。

この事業は、さくらんぼや慈恩寺など寒河江市の特産品や観光名所をイメージした地域色豊かな商品の開発を目的とする新規事業で、10月13日にその新商品発表会が行われたところでございます。

全国からお土産品、スイーツ、食の3部門に66件のアイデアの応募がありましたが、お土産品として十二神将つや姫クッキー、スイーツとしてシューチェリー、食として駅で買えない寒河江駅弁の3点が市内の菓子店、飲食店によって商品化され、販売の運びとなったところでございます。市といたしましても、寒河江の新しい名産品として育ちますよう、これからも引き続き応援してまいりたいと考えております。

次に、寒河江市浄化センターメガソーラーの稼働について申し上げます。

本市におきましては、平成26年3月に「寒河江市地球温暖化対策実行計画」を策定し、その中で再生可能エネルギーの普及拡大を基本方針の一つとして掲げ、市所有の遊休地の積極的利用等を進めていたところでございますが、去る10月30日、寒河江市浄化センター敷地内に発電量1,500キロワットアワーのメガソーラーが竣工し、現在稼働しているところでございます。発電量は一般家庭460世帯分に相当するものでございますが、今後ともより一層再生可能エネルギーの普及・拡大に努めてまいりたいと考え

ているところでございます。

以上、9月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしく願い申しあげる次第でございます。以上でございます。

質 疑

○**國井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告の市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第6、議第63号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第7、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 議第63号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち、鬼海瑞光委員が本年12月26日をもって任期満了となることに伴い、新たに寒河江市大字寒河江字石田2055番地の5、國井晴彦氏を任命いたしたく御提案するものでございます。

よろしく御同意のほどお願い申しあげる次第

であります。以上であります。

委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第63号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第63号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第63号寒河江市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第63号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第63号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第10、議第64号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について及び日程第11、議第65号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についてを一括議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第12、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 議第64号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について及び議第65号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についてを一括して御説明申しあげます。

三泉財産区管理会財産区管理委員が本年12月23日をもって、また高松財産区管理会財産区管理委員が平成28年2月29日をもってそれぞれ任期満了となりますので、寒河江市財産区管理条例第4条の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

2議案について御同意くださいますようよろしくお願いを申しあげる次第であります。

委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第13、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第64号及び議第65号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しま

した。

議 案 上 程

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第64号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第65号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

初めに、議第64号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第64号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第64号についてはこれに同意することに決しました。

次に、議第65号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第65号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第65号についてはこれに同意することに決しました。

○**國井輝明議長** 日程第15、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)から日程第24、請願第11号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願までの10案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第25、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 初めに、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うとともに、ふるさと納税制度を活用した寄附金の増加に伴う基金管理事業費等を追加し、公共交通不便地域における交通手段を確保するための市内循環型公共交通実証運行事業費を計上するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ7億9,821万円を追加し、予算総額を171億3,324万5,000円とするものでございます。

次に、議第67号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、職員給与費、保険給付費、共同事業拠出金を追加するものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ1億2,390万8,000円を追加し、予算総額を50億7,845万4,000円とするものでございます。

次に、議第68号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、介護予防サービス計

画作成に伴う一般管理費を追加するものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ722万3,000円を追加し、予算総額を39億9,790万8,000円とするものでございます。

次に、議第69号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、本市における行政手続に係る個人番号の利用について規定するため、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第70号議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、共済年金支給対象者に対して行う年金たる補償及び休業補償に係る支給額の調整率を定める等の必要があるため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第71号寒河江市市税条例等の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、徴収の猶予に関する事項など所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第72号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本市における企業立地等を引き続き促進するため、寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例で定めている固定資産税課税免除の適用期間を延長しようとするものでございます。

次に、議第73号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、

議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議第74号土地の処分についてを御説明申し上げます。

このたびの土地の処分については、寒河江市立醍醐小学校跡地の処分を行うものでございます。

土地の処分については、地積が5,000平方メートル以上で予定価格が2,000万円以上となるものであることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、9案件を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

散 会 午前10時03分

○國井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

平成27年12月2日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会委員長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会事務局長	月光龍弘	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光課長	阿部藤彦	健康福祉課長
佐藤浩之	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者（兼） 会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安孫子和広	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第2号 第4回定例会
 平成27年12月2日(水) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分 一般質問

○國井輝明議長 おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 なお、木村農業委員会会長は公務のため欠席の報告を受けておりますので、御了承願います。
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○國井輝明議長 日程第1、これより一般質問を行います。
 通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。
 この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成27年12月2日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉大筋合意に伴う市民生活への多大な影響と地域産業振興について	生活破壊の「TPP交渉」大筋合意について (1) 農産物はじめ地域産業の生産現場への影響について (2) 「食の安全」など市民生活への影響と対策について (3) 地域産業防衛のための市独自の対策強化について	4番 渡 邊 賢 一	市 長 教 育 長
2	子どもとお年寄り	(1) 「さがえっこ育みアクションプラ		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	にやさしいまちづくり推進について	ン」について ア 不登校・いじめ対策について イ 教職員の人員・予算確保について (2) 学力向上に向けた施策について ア 全国学力・学習状況調査について イ 中高一貫教育と「東桜学館」について (3) 子どもとお年寄りの人権擁護について ア 児童虐待・高齢者虐待一掃について イ 市内バス停留所のベンチ設置について		教 育 長
3	地域の活性化について	(1) ふるさと総合公園の更なる整備と利活用について (2) 寒河江西村山産業まつりについて (3) さくらんぼイベントについて (4) 西村山広域での球場新設について (5) 市施工による建売住宅販売について	10番 沖 津 一 博	市 長
4	高齢者支援について	(1) 要介護認定者の障害者控除、特別障害者控除について (2) 本年4月からの介護保険法改定を受けての本市の状況と取り組みについて	6番 遠 藤 智与子	市 長
5	TPPについて	(1) 農業に対する影響は。 (2) 今後の守りの対策はどうするのか。 (3) 今後の攻めの対策はどうするのか。	3番 佐 藤 耕 治	市 長
6	農業の活性化について	(1) 認定農業者中、収入1000万円以上の農家数は。 (2) 認定農業者中、担い手がいる農家数は。 (3) 農業をけん引するトップランナー設置を考えては。		市 長
7	住宅団地造成について	羽前高松駅周辺に住宅団地造成を考えられないか。		市 長

渡邊賢一議員の質問

○國井輝明議長 通告番号1番、2番について、4番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 おはようございます。

社会民主党市民連合の渡邊賢一でございます。市民を代表して質問させていただきたいと思っております。

初めに、きのうから師走に入りまして周りの山々はまさに雪景色、冬景色となりました。清流寒河江川には、2年前の集中豪雨の被害で姿が見えなかったサケが、ことしは多くの遡上を確認され、市民の皆さんや漁協関係者が非常に安心していると聞いております。まさに先日発表されたさがえ未来創成戦略のU・J・Iターン、カムバックサーモンは、移住、定住や新規就農の先駆者に私には見えます。

さて、国会では9月19日の立憲主義、民主主義を踏みにじり憲法違反の安保法制、いわゆる戦争法の強行採決や昨年制定されました特定秘密保護法による秘密主義での国民の知る権利までがないがしろにされて国民不在の、まさに安倍政権による独裁状態となっていると報じられています。

憲法53条に基づく野党の臨時国会開会要求を拒否する政府与党の姿勢は、憲法違反の重罪とも言われております。

加えて自民党は、みずからつくり上げた憲法改正草案の中で、国会開会の要求があったときには20日以内に開かなければならないという改正案までつくっているわけでありまして、明らかな言行不一致だというふうにマスコミでも報じているわけです。

T P P交渉「大筋合意」が行われた10月5日以降、その概要のみが小出しに示され、やっと最近になって農産物重要5項目を含めた過去に関税撤廃したことのない農林水産物834品目の

うち、約半数の395品目で関税撤廃、農林水産物全体では2,328品目の81%に当たる1,885品目で関税がなくなることがやっと明らかになりました。全くこの前例を見ない空前の市場開放、アメリカ主導、安倍政権の暴走の象徴と言わざるを得ません。国民の利益や国民生活よりも、グローバル資本の利益、あるいはウォール街の投資家を最重視する不平等な新自由主義協定であると言えます。

本来、これらの内容をしっかり国会で議論して説明して国民に理解を求め、国民の代表たる国会議員の皆さんが意見を言い合う、そうした場になるべきであります。そういうことも行われないわけでありまして、まさに国民をばかにしていると言わざるを得ません。

その中において、本市において市民の皆さんが大きな衝撃を受け、また急速に不安な状態に陥っている課題について御質問をさせていただきます。

1つ目が、農産物を初めとする地域産業の生産現場への影響でございます。

この間、聖域とされました農産物重要5項目のうち、牛肉、豚肉の関税を大幅に削減するとともに、米はアメリカ、オーストラリア両国に対して無関税の輸入特別枠を新設するなど、また乳製品も大規模な低関税輸入枠を設定するなどしながら、譲歩に譲歩を重ねた合意ありきの安易、かつ拙速な妥協内容であります。国内への打撃は非常に大きく、農業と農村の崩壊を進め、食料の安全、安定供給を脅かしかねない今回の政府の前のめりの所業は、断じて容認できないというふうに思います。

今回の関税大幅引き下げや特別枠の新設は、重要5項目について関税堅持を求めた衆参両議院の農林水産委員会の決議に反することは、明々白々であります。安倍首相は、関税撤廃の例外を5%確保できたなんていうふうに強弁していますが、全くの茶番であるというふうに思

います。その上、安倍政権の掲げる農業所得増や食料自給率の向上、飼料用米の推進などの政策とも全く整合性、一貫性がとれていないわけでありまして、昨年の衆議院議員選挙で公約した自民党は、T P P断固反対、うそをつかないという方便が弊履のように翻されました。

そして、地域農業や農業を主たる産業にする本市の関連産業に壊滅的打撃を与え、また、市民の命や暮らしを脅かす今回の暴挙に対し、市民を代表して満腔の怒りをもって抗議したいというふうに思います。

さて、11月25日には、農林水産省のT P P対策本部が対策案を発表されましたけれども、これは中身は本当に絵に描いた餅でありまして、現実性がなく来年の選挙のためのパフォーマンスと言われております。特に攻めの輸出攻勢、ビジネスチャンスについては、高水準での取引価格の期待に反し、現実的には輸送費等のコストがかかって国内価格並みかそれ以下でありまして、農家の所得向上には困難だというふうに言われております。

ここで農家の皆さん、実行組合長さん方の声をもとに質問させていただきますが、さきの定例会でT P P問題の請願が採択され意見書の提出も行われたわけでありまして、今定例会に対しましても、安倍政権の大筋合意を直ちに破棄し、T P P交渉から即刻脱退するよう強く要求する内容の切実な請願も出されているわけでございます。

本市の特産の桜桃、さくらんぼやリンゴ、ブドウ、桃、西洋梨といった果物、つや姫を初めとする米、野菜、牛肉、豚肉や乳製品などへの未曾有の壊滅的打撃予想について市政概況について市長からは御報告がございましたけれども、農家の生産意欲がなくなっていくことが最も懸念されるわけでありまして、国の大ざっぱな試算とは別に農林水産業を含め市民生活への影響額を市独自で試算されていらっしゃるのかお伺

いをしたいというふうに思います。

また、T P P交渉と同時進行して農協や農業団体、農業委員会などの見直し、リストラの動きについて、市としてもどのように対応されていくのか、これもお聞きをしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員、一問一答でお願いいたします。

○**渡邊賢一議員** まず、市の影響額についてお伺いいたしますが、どのような試算をされていらっしゃるかお聞きします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員からT P Pの問題について御質問ありましたが、御案内のとおり、11月25日に政府が発表しました総合的なT P P関連政策大綱によりますと、経済効果分析結果については、年内に発表するというところに聞いていますところでございますが、実際の影響については、そのT P Pが発効するまではなかなか見きわめが難しいのではないかとこのふうにも認識しているところであります。

2013年の3月15日にT P P交渉への参加が正式に表明をされ、これに合わせて政府としてT P P参加による影響というものを試算をしているわけでありまして、2年以上前の話でありますけれども、農林水産分野では約3兆円の生産額が減少するというのを当時試算をしているわけでありまして、御案内のとおり、この試算については関税10%以上の農産物を対象としている試算でありまして、8.5%のさくらんぼなどについては入っていない試算であります。

同じ時期に県でも産出額が多い米などの農産物8品目、林産物1品目、水産物6品目の計15品目について試算をして、影響額としては産出額が約3割減少すると想定をし、約688億円と公表しているところであります。これも2年前の数字であります。御承知のとおり、この試算というのは、大筋合意の内容の以前の数字で

ありますから、その現実の大筋合意になった後の試算とは大分違うのではないかというふうにも想定されるわけであります。政府で年内に公表されるということで経済効果分析結果というものが年内に公表されるということでありますから、我々としては、まずその結果を検証した上で県などとも十分連携をして、本市への影響額を試算してまいりたいというふうに考えている状況でございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひその影響額については精査をしていただきたいし、市民の皆さんにも公表していただきたいと思えます。

もう一つが、農協などの農業団体、農業委員会の見直しなどに向けた国の動きが強まっております。これらに対する対応策などは御検討されているのかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 農協、農業団体、それから農業委員会の見直しの動きへの対応ということですが、農業協同組合制度の見直しにつきましては、全国市長会におきましても農業者の所得向上につながるような改革を行うことを要請をしているところであります。市におきましても、引き続きこの推移を見守っていく必要があるというふうに認識をしているところであります。

また、農業委員会制度の見直しにつきましては、農業情勢の変化に対応して農業の成長産業化を進めていくために、今後、担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、それから新規参入を促進するという目的で行われるものというふうに認識をしておりますので、十分農業者の皆様方の御意見などを踏まえながら進めていくべきものであるというふうに認識をしているところでございます。

改正農業委員会法が平成28年、来年の4月1

日から施行されるわけでありますけれども、その主な改正内容としては、1つには農業委員の選出方法を公選法から市町村長の選任制に変更すること。2つには農地利用最適化推進委員を新設すること。3つには農業委員会ネットワーク機構を指定することなどというのが主な内容になっているところでございます。

法改正に伴う寒河江市におきます条例改正などについては、平成29年の7月の任期満了に向けて行くことになるわけでありますけれども、県農業委員会の指導、さらにはその先に実施される他の市町の状況などを十分勘案しながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。11月27日発表の農業センサスにおきまして、農業人口などこの5年間で2割減ったと。209万人で51万人以上、農業をやめている現状にございます。

また、平均年齢が66.3歳、耕作放棄地も42万4,090ヘクタールということで富山県の面積相当とまで報じられているわけですので、本市、本県もそれ以上の厳しい状況と言わざるを得ませんので、ぜひ今、市長からもありましたけれども、対応策を講じていただければというふうに思います。

次に、農業以外の地域産業生産現場への影響についてでございます。TPP参加による悪影響が地域産業、雇用、労働、食品安全、医療等、安価な医薬品など、あるいは環境、知的財産など市民の命と生活の隅々まで及ぶわけでありまして、中でも多国籍企業が進出先の政府を国際仲裁機関に訴える、いわゆるISDS訴訟の条項などがこの外国企業を主権国家よりも優位に置いて日本の司法権が骨抜きにされてしまうんじゃないかという危機的な状況にあるわけでありまして、日本の独自のさまざまな規制や社会システムが提訴対象になる危険性もあると言わ

れております。

したがいまして、ここで質問なんです、市内の工場、生産現場、あるいは市内の商店街で販売される特産物など、また誘致した中央工業団地の企業が製造する製品等についての影響というものは、どのように把握されていらっしゃるか。特に競争力が失われて倒産する企業が増加するのではないかと、市内の労働者への影響が非常に大きいのではないかとという危機感もありまして、ぜひ競争力の低い中小零細企業についての輸出産業面も含めた影響について御質問させていただきます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** TPPの合意によります市内商工業、とりわけ商工業への影響ということにお答えをいたしますが、先ほど来申し上げておりますとおり、なかなか具体的な数字で影響がどのくらいということは申しあげられませんが、我々としては、少なからず影響があるんだろうと、思っているところであります。特に企業への影響というものが大いに懸念されますが、今の段階で中央工業団地の企業の皆さんからお声をお聞きをしますと、輸出している企業のほうからは、機械製造にとってよい方向に進むと、考えているとか、工業輸出は好機だという見方がある一方で、輸出していない企業のほうからは、輸入原料についてはコスト的に楽になるのではないかと、いう考えもあります。また一方で、経営的には全体的に厳しくなるだろうという声もあり、さまざま反応はあるわけでありませう。

また、TPP交渉が大筋合意されたものの、先ほど来申し上げておりますけれども、実際に政策大綱による対策が実施されないと、その影響がどのくらい出るか予想できないという不安視する声もありました。

いずれにしても、我々としては、これからの動向、国の動向なども注視しながら、また市内

のいろいろな事業者の声なども十分受けとめながら対応していく必要があると思っているところであります。

さきの繰り返しになって大変恐縮ですけれども、今後とも国あるいは県からの情報などに十分注意をしながら、雇用や景況の状況把握に努めて、市としても当然、必要な支援策などについて研究をしていく段階なのかなというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 次に、食の安全など市民生活への影響と対策について御質問したいと思います。最初に、命と心を育む食育推進の学校給食のことについてでございます。

遺伝子組み換えや食品添加物入りの食材を安価で大量に購入した給食ができるのではないかと、いうふうに児童や生徒の保護者は非常に不安になっておりまして、食品安全基準のハードルを低くして農薬、保存料、合成着色料づけの外国産食材中心の給食に今後、なってしまうのではないかと、いう、こういう不安があります。

そこで質問なんです、本市の地産地消と食育教育による地域一体型の学校給食推進とは逆行する今回のTPPの影響で、今後、食の安全確保が本当に大丈夫なのかということで、例えば経費節減のために民間委託されている西根小、柴橋小、高松小とほかの学校の品質の格差が生じないのかというふうな不安、あるいは中学校で地場産野菜の供給4割をぜひ継続してほしいという農家からの声もあるわけで、食品安全基準の改悪について、子供たちの健康をむしろ健全な発達を阻害してしまうのではないかと、いうふうに言われておりまして、ぜひ教育長の御認識を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答えを申し上げます。

まず最初に、TPPの影響で今後の食の安全の確保は大丈夫かということでございますが、

食の安全に関しましては、食品安全基本法あるいは学校給食法、そして、その学校給食法で定められております学校給食衛生管理基準というようなものがございまして、それらに基づいて安全の確保がなされているということでございます。

本市におきましても、これらを踏まえまして平成22年3月に寒河江市食育推進計画というものを定めておりまして具体的な取り組みをしているわけでありまして。

まず、原材料とか加工食品でありますけれども、年1回、山形県の理化学分析センターで細菌検査とか、あるいは残留農薬検査を実施しております。それから、加工食品であります、加工食品につきましては製造業者から食品成分表というものを取り寄せるとともに、その選定に当たりましては、他の市町村の使用実績を確認したり、あるいは初めて使用する食材につきましては、必ず献立作成会議というものがございまして、その中で試食を行いまして成分とか、品質とか、食味などを確認した上で使用しているところでございます。

また、地産地消の推進につきましては、米は現在、寒河江産のはえぬきを使用しておりますし、野菜はできるだけ山形県産、それも可能な限り寒河江産ということになっております。肉類につきましては、鶏肉は国産、豚肉と牛肉は山形県産ということで使用しているところでございます。このように食の安全を確保しながら地産地消の推進を図っているということでありますので、今後ともこういう取り組みを大切にしたいと考えております。

それから、民間委託をしている学校との格差ということの御指摘でございますが、本市は全て小中学校におきまして統一献立を実施しております。また、調理師の研修会というものがございまして、これには民間委託の調理師も一緒に研修に参加しておりまして、調理とか、衛生管

理に対する意識というのは市の調理師同様に高いものがございまして。さらに、民間委託をしている3つの小学校は、それぞれ栄養教諭を配置しておりますので、安心・安全でおいしい給食が提供できるように努めているということで、御指摘のような民間委託であるがために学校給食に格差が生じるということはないと考えております。

次に、中学校給食における地場産野菜の供給でございますが、本市は毎月19日前後に寒河江食育の日というものを設定しております。市内の小中学校で統一した指導を行っております。また、その期間には小中学校で地場産物をできるだけ多く取り入れた給食を提供しているという状況でございますし、また中学校の共同調理場方式であります、中学校給食におきましても、地元生産者やJAと連携をいたしまして安全・安心でおいしい地場産野菜を安定的に供給できる体制というものを整えて対応している状況でございます。

中学校給食においては、より一層、地産地消の推進が図られるよう今年度から寒河江食育の日推進事業というものを立ち上げまして、年6回、地域の地場産野菜を多く取り入れた特色ある給食も提供しているところでございます。今後ともこれまで同様に地場産野菜を多く取り入れた給食を推進していきたいというふうに思っております。

最後に、食品安全基準に係る御懸念でございますが、子供たちに安全・安心でおいしい給食を提供することは、これは極めて大切なことでありまして、また食育の推進を図っていくということももちろん、大事なことでございます。教育委員会といたしましても、今後とも食品の安全については、十分な確認、チェックをしながら、配慮をしながら適切な対応となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

最近のニュースでは、食品表示の偽装とか産地表示のこうした問題など、市民、消費者の皆さんは非常に敏感になっているわけでありまして、今の御答弁にありましたけれども、ぜひ食育推進に向けて進めていただきたいと思います。

さて、次が市民の安全・安心の地域医療、保険制度についてでございます。アメリカが要求してきた医療の自由診療によって国民皆保険制度というものが崩壊されるのではないかと。また、外国資本による医療保険によって命の格差が生じてくると言われております。医療サービスの自由化によって安価な輸入薬品の販売も行われる一方で、医療品や医薬品が高額になると。民間病院はもとより、公的病院のもうからない診療科が閉鎖も起きて、地域医療への多大な影響も危惧されております。

政府は大筋合意の詳細内容を今、日本語訳を行っているなどの理由で正式、かつ正確な情報が公開されておきませんが、今、金持ちしか病院に行けないような状況が起きてしまったり、あるいは高度医療の手術は自由診療で保険のきく一部の富裕層だけになってしまうというふうなことは、本当にとんでもないことでありまして、大部分の市民や貧しい方も医者に診てもらえないようになるなんていうことはあってはならないというふうに思っております。この地域医療の問題について市長の御認識をお伺いしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘の医療保険制度に関しましては、現在、得られている情報の中では、我が国の公的医療保険制度はT P Pの対象とはなっていないのではないかとというふうに認識をしているところでございます。

御案内のとおり、我が国は昭和36年に公的医療保険が確立して以来、いつでもどこでも誰で

も同じ医療が受けられるという制度が確立をしているわけでありまして、また、医療機関におきましても、診療報酬や薬価が公定価格として定められていることによって、持続可能な安定した経営が可能になっているわけでありまして。医療水準の向上に大きく寄与していると思っております。

こういう状況でありますから、市民が安心して生活する上で国民皆保険制度と公的診療報酬制度が堅持されることは不可欠であるという認識を持っておりますので、今後とも情報収集には努めてまいりますし、また全国市長会などを通じて国にも強く今後とも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

次の質問に入ります。地域産業防衛のために市独自でこの対策を強化していくべきというふうなことであります。

1つ目は、農家と消費者との連携強化、商工業の地域振興と観光客拡大についてでございます。農水省が発表したT P P対策案にもございますけれども、直売所の拡大や地域商店街の再生、規格外の農産物利用など地域や消費者が生産者を支えるようなC S A、地域支援型農業の推進などを図り自給的な基盤を強めて食の安全・安心を拡大すべきだというふうに思います。本市の（仮称）新第6次振興計画策定中でありまして、未来創成戦略の実現に向けた積極的アクションプログラムをつくっていくべきだというふうに思います。

ここで質問なんですけれども、国内の食料自給率を上げるために消費者団体や生協、また首都圏のスーパーチェーンなど、例えばサンベルクスとかコモディイイダなどのチェーン店なども連携を強めていくべきだというふうに思います。生産現場へのツアーや視察をふやし、行政ももっと支援していくべきですし、本市のさ

くらんぼマラソンへの選手招待などで宣伝効果をもっとアップさせていくべきだと思います。農業、観光振興と移住・定住の支援と抱き合わせた総合的、かつ効果的な取り組みが必要だと思いますけれども、市長の御認識を、また御決意もお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 10月27日にさがえ未来創成戦略を策定させていただきましたが、御案内のとおり、今、次期振興計画、10年間の振興計画を策定中であります。10年間の振興計画でありますけれども、最初の5年間の行動計画というものも今年度中に策定をして、その計画に基づいて各種の取り組みを進めていくことにしているわけであります。

そうした中で、御指摘の地域農業の振興ということについては、食の安全・安心、そして消費者との連携強化というものが大変重要な推進方策の一つであるというふうに認識をしておりますので、生産者と消費者によるぎわいづくりの、例えばマルシェの開催でありますとか、さくらんぼ狩りキャンペーンのPRを通じた観光農園への支援などについては、さらに充実を図っていく必要があるというふうにも思っておりますし、御提言の生産現場へのツアーでありますとか、視察の拡大、いろんな観光イベントへの誘客の充実などについても、これからその行動計画の中で取り組みを進めていくよう検討したいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** もう一つが補助金制度における農家負担金のさらなる軽減策についてでございます。

T P Pの対策案では、所得補償の拡充や担い手育成、攻めの農業、体質強化を打ち出しているわけですがけれども、当然ながら緊急対策を10年以上の長期スパンで打ち出すべきだというふうに思います。農家の複合経営を後押しするた

めに、人・農地プラン、いわゆる地域農業マスタープランは、本市の実情を踏まえ必要かつ無理のない農地集積や規模拡大を行って、多様な担い手づくりや特色ある産地づくりにつながるように施策を拡充すべきだというふうに思いますし、未来創成戦略のパブリックコメントも多く寄せられておまして、こうした貴重な具体的提言も尊重していただきたいというふうに思います。

さて、ここで質問ですが、農地中間管理機構（農地集積バンク）を利用した新農業生産法人の設立、あるいは小規模兼業農家の保護、地域農業を残すというふうな視点で今、非常に困難な状況にある袋小路状態の農道の解消や劣悪な農業用水路、そうした農村整備事業については、市独自で農家の負担の軽減を図るように検討すべきだというふうに思います。

また、補助事業の対象年齢がいわゆる45歳というふうにありますけれども、実態から見て非常に低いというふうに思いますので、見直し拡大などぜひ制度改正なども今後行ってみてはというふうに思いますが、市長の御検討などをお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 最初に農地中間管理機構を利用した法人の設立などについて推進すべきだという御意見であります。平成25年12月に法整備がされて、寒河江市におきましてもこれまで68ヘクタール集積面積が進んでいるところでございます。

しかしながら、御案内のとおり、先ほど来御指摘ありますけれども、家族経営の農家による農地集積、規模拡大というのは、限界があるということでもありますので、今後は農業生産法人による農地の集積をさらに進めていく必要があるというふうに考えておりますので、市におきましても、関係団体、機関の皆さんからいろんな御意見、あるいは他の事例なども参考にしな

がら、その支援方策などについては十分検討していききたいというふうに考えているところでございます。

それから、農村整備事業に関する農家負担の軽減について御質問いただきました。基本的な考え方についてお答えをしたいと思いますけれども、これまでも農道など大規模な農業用施設の整備については、農家負担の軽減を図るという観点もあって、国や県の補助事業というものを活用して農家負担の少ない有利な事業を選択をして進めてきたところでありますし、またそういうのに該当しないような小規模な農業施設については、市単独で支援制度を設けて取り組んできているところであります。

また一方、国のほうでも日本型直接支払制度というものが発足をして、多面的機能支払交付金あるいは中山間地域等直接支払交付金などを活用して、地域が独自に選択して農業施設を整備することができるというふうになっておりますから、これらの制度を活用して農家負担の軽減を図ってきているところでありますので、これらを利用していただければなというふうに思いますが、御指摘のとおり、農家の皆さんも減ってきている、高齢化しているなどということで、地元負担については、同じ額なんだけれども農家の人が減っているの、1人当たりの負担額がふえているというふうな声も座談会などでもお聞きをしているのであります。そういった対策は、やっぱり何とか考えていかなきゃならんというふうに思います。TPPの問題、課題なども含めて農業を取り巻く情勢、さらに厳しくなると懸念されますので、市としても総合的にその点を踏まえて検討していききたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

次に、2番の子供とお年寄りに優しいまちづくり推進について質問させていただきます。

最初に、さがえっこ育みアクションプランについてでございます。国連の国際人権規約に基づき日本が批准した子どもの権利条約、こういったものがあるわけですが、こうした権利条約的な、条例的な昨年6月制定のさがえっこすくすく宣言があるわけであります。その子育ての環境とか地域におけるそうした育み、アクションプランについては、この前開催されました100人評価委員会でも高く評価されております。教育に対する市民の皆さんの期待の裏づけだというふうに思っています。

一方で、安倍政権がグローバル大国のために人材育成など新自由主義的な教育改革も行っているわけでありまして、競争させ負け組を生み出し、その子供たちは孤立し、基礎学力が低下してしまうという負の連鎖、悪循環も作り出しているのではないかとされています。未来への礎となるこの人づくり、学校教育の課題、とりわけ心の教育について保護者、地域住民の声をもとに御質問させていただきたいと思えます。

まず、不登校、いじめ対策についてでございます。不登校対策については、教育相談員1名、訪問相談員2名による教育相談室の運営や寒陵スクールの設置など行っていらっしゃるけれども、その内容についてであります。特にいじめ対策についてこの間、山形新聞のほうでも報じているわけですが、アンケート調査では県全体で、小学校が認知件数1,654件ということで前年対比580件の増、中学校は664件で43件の増ということで大幅な増加になっております。冷やかしかからかいなどを含め本市の状況というか、具体的な対策も含めどのように進めておられるのか伺いたいと思えます。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 教育相談室、寒陵スクールについての内容についてまずお答えしたいと思います。

本市では、御案内のとおり、寒河江市教育相談室設置条例というのがございまして、それらをもとにしまして適応指導教室ということで学校に登校できない児童生徒の学校復帰のために寒陵スクールというものを開設をしているところでございます。

その内容でございますが、現在、小学生が1名、中学生が11名おまして、平日の午前中に主に勤労青少年ホームの1室をお借りしまして3名の市の教育相談員が児童生徒の学習指導はもちろんですけれども、遠足とか調理実習などの行事、そして体験活動など、こういった内容の指導業務に当たっているところでございます。

そのほかに、教育相談員は学校と連携しながら家庭を訪問しての対応とか、あるいは先生方や保護者からの来室、あるいは電話による相談などのいわゆる相談業務を行っているという状況でございます。

それから、次にいじめ対策の御質問もございましたが、まず状況でございますけれども、本市の昨年度の1年間におけるいじめの認知件数でございますけれども、認知件数は小学校が32件、中学校25件、合わせて57件ということで報告をいただいております。

その具体的ないじめの態様であります、複数回答となっておりますけれども、内訳を見ますと冷やかしかからかい、悪口や文句、嫌なことを言われると、こういうのが一番多くて36件でございます。それから、次いで仲間外れ、集団による無視、こういったのが22件、それから軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる、蹴られるなどが14件となっております。またさらに、パソコンや携帯電話などで誹謗中傷、嫌なことをされる、こういったのも5件ございました。これが主なものでございます、態様として。

これは一昨年度と比較いたしまして件数は10件ほど増加しておりますけれども、これは各学

校でより丁寧にいじめを認知しようとしたことのあらわれでもあるというふうに思います。件数のみならず、認知したいじめをどれだけ解消しているか、解消できているかということが重要ではないかなと考えているところでございます。

本市で昨年度、認知した57件につきましては、各学校で解消に向けた取り組みを行いまして、その全てが解消している、あるいは一定の解消が図られて継続支援中であると、こういう回答でございます。いじめの防止に向けては、昨年度、寒河江市いじめ防止基本方針を策定いたしまして、その要綱に基づいて対応しているところでございますし、各学校でも学校いじめ防止基本方針というものを策定して、いじめの未然防止とかあるいは早期発見に向けた取り組みを組織的に行っております。それからまた、道徳を初めとした教科学習、あるいは児童会や生徒会の中で自主的な活動を通して児童生徒の心を育てる教育というものを大切にして、いじめのない学校づくりを推進しているところでございます。

さらには、さがえっこ育みアクションプラン、学校、地域、家庭が一体となった取り組みでございますが、こういった取り組みも子供たちの心を育てる取り組みとして大切な役割を果たしているものと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。非常にここが私は教育の中でも大事なところだと思っておりますので、ぜひそこを手厚く今後とも進めていただければというふうに思います。

次に、教職員の人員や教育予算の確保についてでございます。

まず1つ目、嘱託職員である市費における学習補助員の配置について、現在、21名ということできめ細かい御指導が行われているということで大変好評であります。別室登校生徒学習

支援員、いわゆる保健室登校対応の方など非常にありがたいというふうに言われておまして、今後ともそうした配置については充実を求めていると思いますし、今、正職員増員についても現場から声が上がっておりまして、「さんさんプラン」による33人以下学級というのは他県、例えば秋田県や福島県などではもう30人以下学級などが進められており、まだまだ先進県ではなくなっているんだというふうなこと。本市の6月定例会でこの義務教育費国庫負担金の予算、3分の1を2分の1に還元すべきという請願なども採択されておりまして、きめ細かな学校での御指導と子供たちに向き合う時間がさらにふえて、今後、後で質問しますけれども、学力も向上するよう教職員の増員に向けても今後、進めていくべきだというふうに思いますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** これからの子供たちに求められている力というものを育成するためには、やっぱりきめ細やかな指導、あるいは子供と向き合う時間というのは、御指摘のとおり、大変大切なものだというふうに思っております。

本市では、国や県の加配状況なども勘案しながら、学校が抱える課題、あるいは子供の状況に応じまして市単独で学習補助員というものを配置しているところでございます。先ほどお話にありましたとおり、本年度、21名の学習補助員を配置して担任の教師と一緒にTT指導を行うなど、子供の実態に応じたきめ細かな指導、充実に努めている状況でございます。この件に関しましては、今後とも各学校の抱える課題というもの、あるいは児童生徒の実態、こういったものを的確に把握しながらその状況に応じた学習補助員というものを適正配置していきたいと努めてまいりたいと考えております。

それから、県が進めております教育山形「さんさんプラン」、教職員の配置でございますけ

れども、これは個の能力を最大限に伸ばすということで少人数学級編制の利点を生かした学級経営、あるいは授業改善の取り組みということでは、大変大きな役割を果たしているものと捉えているところでございます。

本県が取り組んでいる「さんさんプラン」、少人数学級編制による教職員の配置につきましては、今後とも継続して配置して実施していただきたいと、このように考えているところでございます。

それから、義務教育費の国庫負担制度のこともございましたが、今年度も山形県市町村教育委員会協議会と、その協議会としてこれまでどおり、従前のように、2分の1国庫負担に戻していただくよう国に対しても要望しております。市教委といたしましても、その実現が図られることを願っているという状況でございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 続いて、学力向上に向けた施策についてもお聞きしたいと思います。

全国学力・学習状況調査が行われておりまして、昨年度から調査結果の公表、これは市町村別や学校別に公表できると、このことが可能になりましたけれども、これは過度の競争をあおり、学力の序列化につながるというふうに言われておりまして、調査結果の公表は本市において検討されているのかどうかです。

あと、子供や学校現場の負担にならないように慎重に扱うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答え申し上げます。全国学力・学習状況調査の結果につきましては、これまでも過度な競争をあおり、序列化につながるようなことがないように本市では数値による公表というものは行っておりません。本市全体の状況というものをグラフとか、あるいは文章によって具体的に考察いたしまして、その上で市

全体として取り組むべき今後の対策というものを各学校に示しているところでございます。

その結果の活用については、各学校で分析を行いまして、対象学年である小学6年生、中学3年生だけでなく、学校全体でその対策を講じて実践しているところであります。その具体的な例として過日行われました市の校長会の学力向上研修会というものがございまして、その中で各校の計画、実践等を発表し合いまして協議し、研修を深めたということでございます。

市教委といたしましても、このような各学校の実践の取り組みに加えまして日々の授業というのが大変大事だということでございまして、学力アップ授業づくり研修会というようなものを立ち上げるなどしてその学力の向上策、向上に向けて取り組んでいるところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** もう一つが中高一貫教育と東桜学館のことについてでございます。村山地域における初の中高一貫教育ということで東桜学館が東根市にオープンするということでありまして、この是非もあるわけですがけれども、小学生のお受験を推進するのではないかとと言われておりますし、第2の山大附属中になるのではないかとと言われております。募集要項では12月受験申し込み、1月受験というふうなことでありまして、本市においては、どのように対応されていくのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答え申し上げます。来春、本県初の併設型中高一貫教育校ということで開校いたします山形県立東桜学館中学校・高等学校と、この進学に関しましては、基本的にはこれは保護者や本人等が判断するというところでございます。市教育委員会として東桜学館への受験を推進すると、薦めるというようなことはございません。

また、いわゆる小学生のお受験というお話で

ございましたけれども、そういう御指摘がございましたが、中高一貫教育というものを導入する趣旨というのは、従来の中学校、高等学校の制度に加えまして生徒、保護者が6年間の一貫した教育課程、学習環境のもとで学ぶ機会を選択できるようにすると。そして、中等教育の一層の多様化を推進していく、それをもって生徒一人一人の個性を重視した教育を目指していくんだということにあると。そういう趣旨を踏まえながら、受験競争の状況を生むようなことがないようにしていくということが大切であると教育委員会としても捉えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ過度な競争をおおるようなことのないように御配慮をお願いしたいと思います。

さて、最後の質問になりますけれども、子供とお年寄りの人権擁護についてであります。1つ目が児童虐待・高齢者虐待の一掃について。今、家庭環境の複雑化によって家庭内の児童虐待が絶えないということで、最近では、残念ながら米沢市の乳児が犠牲になるなど痛ましい事件が報道されているわけでありまして、本県の中央児童相談所、一時保護所などのほうに相談があるのは、本当にごく一部と言われております。本市の通告件数についてと対策についていかがなのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の児童虐待の状況でありますけれども、平成25年度の児童虐待通告件数は18件、26年度は22件、27年度10月末では7件というふうになっております。その中で、児童虐待と認定されたものについては、25年度が3件、26年度も3件、27年度は10月末でゼロ件と、こういうふうになっております。25年度と26年度合わせて6件であります。その内容は育児放棄が4件、心理的虐待が1件、身体的虐

待が1件というふうになっております。

これらへの対応といたしましては、通報や相談などがあった場合に家庭相談員、保健師と連携をいたしまして迅速に事実確認や聞き取りなどを行っているところであります。ケースによっては面接、指導なども実施をしているところであります。

また、要保護児童の適切な保護を図るために保健所、警察署、学校などの関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会の実務者会議を毎回開催をしておりますし、さらに具体的な支援を検討するため、担当者による個別ケース検討会なども開催しているところであります。今後とも関係機関と十分連携を図りながら児童虐待防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** もう一つが高齢者虐待についてですが、介護老人を施設で職員が虐待するという事件も多発しております。職員は、正職員とは限らず、派遣職員や契約社員など不安定な身分で低賃金、さらには介護現場はきつい、汚い、暗いという3K職場の改善が必要とも言われておまして、多世代同居家庭での虐待などの痛ましい事件も毎日のように報道されているわけです。

高齢者虐待については、所管は市のほうになりますけれども、本市の通告件数の状況やあるいは未然防止策など対策についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 高齢者虐待の相談、通報対応件数と申しあげますと、25年度は9件、26年度が10件、27年度10月末現在で3件ということですが、事実確認の結果、虐待と判断された件数は、平成25年度が5件、26年度が3件、27年度10月末現在で2件となっております。

虐待の種別としては、ほとんどが身体的虐待

でございます。一時保護や介護サービス等の利用調整、親族への助言指導などの対応を行っているところでございます。

この高齢者虐待の対応については、市で作成をいたしました寒河江市高齢者虐待防止対応の手引に基づいて緊急性の判断、それから事実確認、被虐待者の保護や養護者の支援まで一連、一貫して対応を行っているところでございます。

それから、町会長さん、民生児童委員などの地域関係者、それから関係機関の皆さんから集まって代表者による高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議を開催をいたしまして、連絡体制を整備をしているところでございます。

施設従事者による虐待の相談、通報はこれまでありませんけれども、要介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導を徹底するよう国のほうから通知がありましたので、それを受けて来る12月11日に市内全介護事業者の管理者を対象にした高齢者虐待に関する説明会を開催をいたしまして、介護施設従事者による虐待防止に向けた啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 最後は要望であります。市内のバス停留所のベンチ設置については、市内循環バスの社会実験試運転も行われるわけでありまして、民間バスの公共機関などにも停留所にベンチがないわけでありまして、ぜひこの庁舎の北側にある喫煙所のような木材ベンチなど…、(ベルあり)すみません。終わります。

沖津一博議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号3番について、10番沖津一博議員。

○**沖津一博議員** おはようございます。

新第5次振興計画も最終年度残りわずかとなり、新しい次期振興計画やさがえ未来創成戦略

をつくる大事な局面を迎えました。

人口減少、少子高齢化は待ったなしに訪れてまいります。そこで、広域観光やさまざまなイベントで交流人口をふやし、市民に夢と元気を与える戦略が必要と思います。

来月29日から31日に行われる最上川ふるさと総合公園での雪まつりの開催は、西村山1市4町の連携ということで、広域観光を願っていた私にとりまして大変うれしく思っているところでもあります。せっかく多額のお金を使って行うわけですので、経済効果というものもしっかりと考えていただきたいと思います。

通告番号3番、地域の活性化について伺います。

最初の質問であります。最上川ふるさと総合公園のさらなる整備と交流人口増加について伺います。

寒河江市で現在、人が一番集まる場所といえればチェリーランド、慈恩寺などがありますが、今後、最も期待できるのがチェリークア・パーク、最上川ふるさと総合公園であると思います。ここが将来の寒河江市を担う働き頭になるものと思います。現在でもゆめタネ@さがえやホテルゆ〜チェリー、あるいはJA産直などでにぎわい年間100万人以上は来ていただいているのではないかなというふうに思っております。ここをさらに整備することで多くの買い物客や観光客ににぎわいをつくるのが、寒河江市の活性化につながるものと思います。

そこで、公園の遊具の充実であります。屋内の遊び場は近隣の町にもたくさんありますのでこれをまねする必要は全くないと思っております。屋外では県内随一の整備を行うことが重要であると思います。また、現在、自動車学校の脇にありますパークゴルフ場ももう少し手を加え一人前のコースに整備するなど、さらにはオートキャンプ場の新設などさまざまなことが考えられると思います。ふるさと総合公園のさら

なる整備をして多くの方々に来ていただき、地域経済の活性化につなげていかなければならないと思っておりますが、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 沖津議員から、最上川ふるさと総合公園のさらなる整備、利活用について御質問いただきましたが、御案内のとおり、この公園は利便性がよくて子供の遊び場として整った環境にありますので、市内外から多くの子育て世代が利用していただいている施設であります。

県の施設でありますけれども、寒河江市ではこの最上川ふるさと総合公園のさらなる魅力アップを図っていくために、平成26年度は虹の丘滑り台とみなもネットを整備をし、ことしも引き続きネット遊具に接続したチェリンの塔や乳幼児や小学生を対象にした遊具などを設置することなどにしているところでございます。また、幅広い年齢層に対応した安全で安心な遊べる遊具の設置については、県のほうにも強く要望しているところでありまして、今後ともさがえっこ未来ファンタジーランドとして整備充実を図って、御指摘のように、県内随一の屈指の子供のための屋外の施設になるように県ともども共同で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、パークゴルフ場についてでございますけれども、現在、18ホールのパークゴルフ場として日本パークゴルフ協会の公認を受けているところであります。年間延べ8,000人の愛好者が利用していただいているということですが、御質問のさらなる整備充実については、県のほうでは、現在、一部未整備となっている東側を整備していく計画があるというふうに聞いております。さらなる整備拡充について一層県のほうにも要望していきたいというふうに考えてございます。

それから、オートキャンプ場の新設はどうかというお話であります。御案内のとおり、こ

の最上川ふるさと公園は、現在ではキャンプ場としての機能は持っていない、そういう機能を持っていないわけでありますので、今後、さらにニーズの動向などを踏まえながら県のほうとも十分相談をしていって、さらなる整備の充実に向けて取り組んで、一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** パークゴルフ場につきましては、県のほうで東側を整備をする予定ということで、大変ありがとうございます。

パークゴルフ場は、これまでも議会や農業委員会など親睦に使わせていただいたり、終わってから懇親会をしたり、私の地域でも私と同年代の方がパークゴルフをして夜、懇親会ということで大変経済効果もありますし、できればもっと多くの方が使いやすいように整備をしていただきたい。私も何回か、年に2回ぐらい行くんですけども、どうしても中途半端だなどいうふうに思います。もう少し東側のほうを整備をしていただければなというふうに思います。

また、最上川ふるさと総合公園をさらなる整備をしていただいて、寒河江のよさやおいしい食べ物、通年にわたり提供できるようなことができないかなというふうに思っております。県の公園などでできるかどうかわかりませんが、例えば貸し店舗のようなものをつくって季節によりさまざまな団体の方から店をオープンしていただくような、例えば商工会の婦人部ですとか、そば打ちの会とか、寒河江のごつおの会とか、そういった方がお店を出していただけるようなお店とか、あるいはお土産などが販売できるような店舗などがあれば、にぎわいだけでなく経済効果も上がるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、(2)でありますけれども、以前、姉妹都市であります寒川産業まつりに寒河江市で

も特産品を販売し販路の拡大につなげてはどうかという質問をさせていただきました。あれから何年か、観光課や観光物産協会などで寒川町に行っておられるようです。さらに地域の活性化のために寒河江市でも産業まつりなるものを最上川ふるさと総合公園で開催し、西村山4町の特産品なども出していただき、さらには家庭農家を中心にした軽トラックでの野菜を販売する軽トラ市場などを開催し、市内外の方から来ていただくのはもちろんですけれども、県外からもおいでをいただけるような大きな産業まつりを開催していただきたいと思ひますが、市長の見解を伺いたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 姉妹都市であります寒川町とは、御指摘のとおり、産業まつり、あるいはみこしまつりなどを通して、また青年会議所、JA、ライオンズクラブなどの各種の団体におきましても、これまで長きにわたって交流を深めているところでございます。

最上川ふるさと総合公園の利用、活用ということになります。先ほど来、お話しありますけれども、さくらんぼ期間中は1カ月間、ゆめタネ@さがえというものを実施をさせていただきましたし、10月3日、4日、住宅フェアなどもあの会場で行っていただいております。30万人を超える多くの皆さんから御来場いただいているところであります。

また、一方、10月18日、これはチェリーランドを会場にして寒河江市の秋のうまいもの市を開催いたしまして、これについてはことしは2万6,000人ぐらいのお客さんが寒河江の魅力味わっていただいたというふうに思ひます。

秋のお祭りというのは、寒河江市だけでなく西村山各町でも実施をしているわけでありませぬ。大江町では物産味覚まつり、河北町ではほくほくまつり、朝日町では産業まつり、西村山では秋まつりというふうに独自性を出して地域

の皆さんから来ていただくさまざまなイベントを行って誘客を図っているということでございます。

そういった意味で現在、いろんな各地でお祭りをやっているわけでありますが、御質問は、1市4町でまとめて一緒に産業まつりをふるさと総合公園でどうかということではありますが、ことしは、先ほど御指摘ありましたが、来年1月29日、30日に1市4町と県で合同企画をする雪まつりということを実施をする予定にしているところでもあります。この雪まつりについては、県内のさまざまな冬のイベントのオープニングイベントだというふうに位置づけて雪国山形の魅力を発信するというようになっておりますが、一方で、同時に西村山1市4町の特産品なども提供して1市4町の魅力なども多くの来場者に味わっていただくということに考えているところでございます。

そういった意味からすると、この寒河江西村山産業まつりの構想、考え方については今回のこのイベントを成功させることが第一条件かなというふうに思います。そういった中で、これを弾みとして冬だけでなくさらに秋とか夏とか、そういう期間にも1市4町がタッグを組んでやっていくということにできればなというふうにも思います。そういった意味で非常にきっかけになっていくイベントだというふうに思いますから、ぜひこれを成功していく、そして、寒河江市のみならず、4町の方々にも成功というか、いい思いをしていただくようなイベントにしていくことによって、それが全体の1市4町の産業まつりなどにも発展していくのではないかと考えておりますので、そういった意味で冬のイベントについては、ぜひ成功していきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 先週の日曜日、11月の22日、第

30回寒川産業まつりということで私も参加をさせていただきました。ことしも大変な盛り上がりで2万人以上のお客さんがいらっしやっただと思っているところであります。

寒川産業まつりは、おいしい食べ物というだけではなくて、参加団体を見ますと、町民の総参加型といいますか、多くの団体が参加しております。例えば福祉協議会とか、水道事業所、都市計とか、あるいは建築組合、シルバー人材センターとか不動産協会など、ライオンズクラブとかロータリーはもちろんそうでありませけれども、さまざまな団体が多く参加しておりますし、工業ゾーンとかグルメゾーン、農業ゾーン、防災ゾーンなどさまざま農工商の連携をした祭りですばらしいなというふうにことしも感じてきたわけでありませけれども、ぜひ来年の29日から31日までの西村山との雪まつりも成功させていただいて、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

今、政府も一億総活躍などと言っておりますけれども、やはり小規模事業者とか家庭農家の方々、なかなかこういった寒河江のうまいもの市などにも参加できないことがありますので、そういった小規模な農家とか企業なんかも参加できるような、多くの市民が参加できるようなイベントにしていきたいなというふうに思っているんですけれども、見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のように、今までの秋の、とりわけ秋のお祭りというと、農産物を中心にしながら地元の名産品の提供というのが中心だったような感じがいたしますし、寒河江の秋のうまいもの市などについても農産物あるいは食品など、あるいは地元の名産品などが中心というふうになっているわけでありませ。そういう意味で、御指摘のような寒川のお祭りのように、福祉関係の団体でありますとか、さまざまな団

体のボランティア的な参画などにして総合的な町のイベントになっているというお話でありますから、我々もこれから取り組む、来年度以降のいろんなお祭りなどについても、ぜひ総合的なお祭りに拡大できるようにいろんな工夫をして検討していきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 前向きに検討していただけるものというふうに期待をしているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**國井輝明議長** 沖津議員、済みません。3問目に入りますか。少々お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖津議員。

○**沖津一博議員** 次に、(3)のさくらんぼイベントについてであります。

さくらんぼのイベントにつきましては、寒河江市や東根、天童などどこでも同じようなイベントが開催されております。県の宝として山形さくらんぼまつりを県が中心になってイベントを開催していただくよう他市とも協力、連携し、要望するなどして、お互いが山形さくらんぼとして考える時代ではないかと思っております。

外国人や観光客の誘客、チャーター機など寒河江市だけでは大変なことであります。県を巻き込んでいかないと難しいのではないかなと思います。

さらに、首都圏からの誘客につきましても、最近、大型バスの急激な値上がりなどでなかなか来ていただけるような状況にはありません。さくらんぼの最盛期にチャーター機とかバスの補助金など他市と協力し、宿泊型の観光客の誘

致を県にお願いしていくことが大事だと思っております。

さくらんぼの産地も地球温暖化の影響で北のほうに移動していると言われております。山形を代表するさくらんぼまつりを大きな観光につなげていかなければならないと思っておりますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** さくらんぼ誘客のためのイベントというようなお尋ねであります。これまで県とさくらんぼ生産地の関係市との取り組みというのをいろんな形で進めてきております。さくらんぼの主産地7市と県で山形県さくらんぼ観光果樹園連絡協議会というのをつくっておりますが、ここでさくらんぼの統一ポスターを作成をしたり、村山地域の市町で構成する山形広域観光協議会と連携をして、仙台でのさくらんぼのキャンペーンを実施するなどしているところでございます。

また、先般、地元新聞なんかにも載りましたが、先月、台湾からのチャーター便などがあって寒河江市内にも足を運んでいただいてリング狩りを楽しんでいただいたわけですが、県、それから市町村、観光関連の事業者で構成する山形県国際観光推進協議会というのがございますが、ここにおきましてインバウンドチャーター便の運航に対して航空会社、旅行会社、旅行者に助成をして外国人観光客の誘客などもしているところでございます。

加えまして、山形観光キャンペーン推進協議会、それから山形DC推進協議会などでは、さくらんぼ狩りの時期にバスツアーに対して旅行者、旅行会社に助成をして、先ほど御質疑ありましたが、団体の旅行の減少対策というのものも実際取り組んでいるところでございます。

そうした取り組みもしているわけですが、市としても、御案内のとおり、周年観光、あるいは温泉組合などの関係団体とともに

に独自で、市独自で首都圏、関西圏、それから隣接県のエージェントなどについてキャンペーンを長年にわたって実施をしてきたという経緯もあります。しかし、より効果的な誘客、効率的な誘客、PRということを考えていきますと、御指摘のように、それぞれ各市町村が、市が、あるいは県がということよりも、連携すべきところはさらに連携を深めていく、また分担するところは役割分担をきちっとして取り組んでいくということが総合力のアップにつながっていくのではないかとこのように考えております。

さくらんぼ誘客の場合でいえば、さくらんぼだけではないのかもしれませんが、県外でのPR、あるいは県外での誘客活動というのは、県の仕事ではないかと、こう私は思っているんですね。そして、お客さんが県内に入ってくる、それを地元で受け入れるというのは、地元市町村のおもてなしというんですかね、そういうのが市町村の仕事になるのではないかとこのように思っております。そういった意味で、さらに連携を密にしてホスピタリティーなどの受け入れ態勢の整備充実を図っていききたいというふうに考えております。

いずれにしても、さらに各市町村それぞれがという時代が終わろうとしているのではないかとこのようにも思いますから、より広域的な連携、観光誘客については県が音頭を取って進めていきたいというふうにも思います。イベントに限らず、いろんな分野で他の市とも十分連携を深めながら観光誘客、そして宿泊につながるような誘客活動に努めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ありがとうございます。先日の新聞にも広域連携での誘客の必要性の大きさということで、酒田市でも観光戦略合同会議が開催されたということで新聞にも出ておりました。まさにこれから近隣の市や町と連携して宿泊を

にらんだ広域観光ツアーを考える時代ではないかなというふうに思っております。

それにはやはり県とも連携しなければならないと思っておりますし、先ほど言いました外国からのチャーター機、あるいは首都圏からのバスなどの補助についても、近隣の町と連携をして強力に要望していただきたいと思っております。

きのうの新聞にも、先ほども市長からもありましたけれども、1月と2月に国際チャーター便が18便就航するということでもあります。13年には年に6便だったわけですね。14年には14便、今年度は33便と非常にふえているわけですから、さくらんぼの最盛期には内陸に集中した観光客を来ていただけるように、他市とも協力して県のほうに要望していただきたいというふうに強く思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内だと思いますけれども、山形県は全国的に見ると大変外国人観光客がいまだに少ない、下から数えたほうが早い県でありますから、そのインバウンドについては、さらに力を入れていかなければならないというふうにも思いますし、県にお願いをするわけでありますけれども、市町村も協力をしてぜひ寒河江のさくらんぼの時期などについては多くの観光客に来ていただくように働きかけていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** どうもありがとうございます。ぜひ寒河江にも多くの外国人や首都圏からのお客さんが来てにぎわうことを楽しみにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、(4)でありますけれども、広域観光などいろいろ寒河江、西村山を元気にして寒河江を中心にした西村山1市4町での野球場を柴橋地区につくってはどうかという御提案でござ

います。

理由につきましては、市営球場は老朽化が進み、昭和の時代の球場としての役割は終わったのではないかなというふうに私は思っております。西村山小中学校の地区大会程度の試合しかできず、中学校の軟式野球や硬式野球、高校野球、大学野球、社会人野球、実業団野球とさまざまな団体が各県大会あるいは東北大会、東日本大会など多くの大会があります。そういった大きな大会を誘致して宿泊にもつながるようにすれば、経済効果も期待できるのではないかなというふうに思っております。

柴橋地区と言ったのは、朝日、大江、西川、河北にも最も近く、景観の美しいというところでありまして、柴橋駅やスマートインターも近く、スポーツ観戦だけでなく雨天の場合はチェリーナも利用できますし、総合公園のお風呂や買い物などもしていただける場所ではないかなと思ったところがございます。

野球場は、大きな大会を誘致するには近くに最低3つが必要だということに言われております。それも30分圏内であるということが理想であるということで、寒河江市にはたまたま隣に中山球場、あるいは天童には天童球場がありますので、こういった大きな大会を誘致するには寒河江にもぜひつくって、寒河江だけでなく天童や山形にも宿泊し、野球関係者で大勢にぎわうようなまちにしていきたいというふうに思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 西村山広域野球場の新設はどうかというような御質問であります。寒河江市は、御案内のとおり、野球については大変盛んな、スポ少初め、甲子園に行く球児も多く輩出をしているところでもありますから、ぜひ盛んな球児をさらに全国に送り出していくような、そういうすばらしい野球場があればというお気持ちだというふうに思います。

御案内のとおり、現在の野球場は昭和41年の建設でありますから老朽化しているわけでありまして。市として、今の計画でいくと寒河江公園整備計画の中で市民憩いの花咲か山と一体となった整備をしていくという予定にしているわけでありまして。

西村山管内の野球場については、現在、1市4町、寒河江も含めてですけれども全てに野球場がある。そして、隣の中山町には県の野球場があるということで、30分以内に複数の野球場があるということで大変環境的には整っているところではありますが、今後、人口がなかなかふえていかない、減少が進むということになると、いろんな形で自治体間の連携というのは不可欠でありますし、自治体が所有するスポーツ施設などについても共同利用なども考えていかなきゃならない。そういうことが有効利用につながっていくというふうにも言われているところでもあります。そういった意味で、1市4町が使えるような新たな野球場ということを考えていきますと、1市4町のそれぞれの施設の更新時期などにも見据えて取り組んでいかなきゃならないというふうにも思っています。そういう意味では、ちょっと長期的なスパンの取り組みということも考えていかなければならないのではないかなというふうに思っているところでもあります。この件については、今後いろいろ検討させていただきたいというふうに思います。

ただ、柴橋地区については、ふるさと総合公園があつて、またグリバーもありますから、スポーツのエリア、さらには健康エリアということで、さらに寒河江のみならず1市4町の住民の皆さんが利活用できるようなスケールの大きい施設にさらに発展していける可能性が高いというふうに思っているところでもありますので、そういった意味でいろんな形で全体を見据えながら、西村山全体を見据えながらこの地域、公園、あるいはグリバーも含めた地域の整備、開

発に計画性を持って取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** そうですね、先ほど市長からもありましたように、寒河江も非常に野球の盛んなところで、ことしも何か聞きますと、全国大会に2つほど行ったということでもあります。

1市4町にも野球場はそれぞれあるんだということでもありますけれども、やはり高校野球とかの予選とか、そういった大きな大会にはほとんど使われていないような状況であると思うんですね。やはり寒河江に寒河江西村山全体で使えるようなすばらしい野球場をつくっていただきたいというのが私の要望でありまして、長岡山をこれから直していくんだというふうに言いますけれども、私は、あそこの長岡山の野球場なんか花咲か山構想で駐車場にでもしたほうがいいのではないかなと。やはり平場にしっかりとした球場をつくってほしいなというふうに考えているところであります。球場ができれば、経済効果や近隣の町もよくなるというふうに私は思っておりますので、長期と言いましたけれども、できるだけ早目に検討をしていただきたいなというふうに思っているところであります。

それでは、最後の質問でありますけれども、このようなことができれば、本当の地方再生になるのではないかなと思って質問をさせていただきたいと思えます。

前回、住宅団地をつくってはどうかという質問をさせていただきましたが、組合施行とか、いろんな開発にしても、やはり売れるのかどうかという不安は多少なりともあるのではないかなと思っております。

そこで、寒河江市が例えば50区画を買い地元の業者に建築をしていただき、市が販売するようなことができないのかなというふうに思っております。やり方はいろいろあると思えます。現在は住宅団地をつくっても大手のハウスメー

カーの建築がほとんどでありまして、地元の業者が潤うことはほとんどないんですね。例えば1区画700万円の土地に1,600万円で地元の業者、工務店さんに建てていただいて2,500万円で市が販売するようなことにすれば、大体200万円が残り、50区画で1億円が市に入ることになります。これで土地、建物で12億5,000万円が寒河江市内だけで動くことになるわけがありますし、建築屋さんとか工務店さんに8億円が入りますよね。それが下請業者もたくさんおりますので、その経済波及効果というのは、かなりのものになるのではないかなというふうに思っております。こういった思い切ったことができれば、本当の地方創生につながるのではないかなと思いますけれども、市長の見解を伺いたしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 沖津議員からは、市が分譲地の買い取りを行って地元業者の方に限定して建築工事を発注をして、住宅を建設をして市が住宅を販売するというような形で地域の活性化が図られるかどうかというようなお話であります。そういうことができれば、我々もいろいろ検討していきたいというふうにも思いますが、市が実際そういうことを事業展開することになると、住宅供給公社というものを設立して行うということになるかというふうに思いますが、これは地方住宅供給公社法というのがありまして、それに基づいて設置をされるということになります。設立の条件というのがありまして、都道府県あるいは政令で指定する人口50万人以上の市だけが設立ができるというようなことになっております。全国では9つの市が設置をされているというふうであります。

そういう意味で、なかなかそういう設立はできないというような状況になっているということについて、御理解をいただきたいなというふ

うに思っているところであります。

御質問の趣旨は、できるだけ地元の事業者の方に住宅建築の仕事が発注をして、地元の経済が潤うように新たな取り組みをとる御趣旨であろうかというふうに思いますけれども、御案内のとおり、平成22年から住宅建築の推進事業制度というものを実施しております。通称リフォーム補助金ということですが、これは市内の事業者に限定をしているわけでありませけれども、リフォーム補助金とは言いますが、その中で新築に対してもそういう制度が補助できるというふうになっておりまして、ことしは20棟が新築されています。

また、23年度から実施している子育て関係の定住住宅建築補助事業では、ことし、73棟の申請がありました。市内の事業者が全体の20.5%を占める15棟を請け負っています。さっきのリフォーム補助金の20棟と合わせると35棟について地元の事業者の方が請け負って実施をしていただいているということですので、この子育ての関係は補正予算なども組み合わせて対応したわけでありまして、経済効果なども出てきているのではないかとこのように思っているところであります。

御指摘のとおり、地方創生、人口定住促進、移住促進という観点、住宅団地の整備促進をさらに検討していくということにしていかなきゃならんというふうに思いますし、また、当面の来年度の予算編成過程の中では、住宅建築の推進事業などについてさらに検討していくということになりますので、沖津議員の御質問の趣旨というものも十分踏まえながら、この制度の充実などについて関係団体の御意見もお聞きをしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津一博議員。

○**沖津一博議員** 私の腹の中の趣旨まで酌み取っていただきまして、まことにありがとうございます。

ます。

今、山形とか天童あたりでも住宅団地、造成しているようでありませけれども、見ますと、ほとんどが大手のハウスメーカーの建物が多くて、地元の業者はどういうふうになるのかななどと心配をしているところでありませるので質問をさせていただきました。

また、建築業界も後継者不足というのがありまして、伝統のわざが失われつつあるのではないかとと思ひまして、行政が建売住宅では余りにも突飛な発想だなというふうに私も思うんですけれども、ぜひこういった思い切ったことをやっていくのが本当の地方創生につながるのではないかなと思ひ質問をさせていただいたところでありませ。なかなか難しい質問かなというふうに思いますけれども、できるのであれば、少しずつでもハードルを越えて、また違った形でも建築業界や寒河江市が発展できるようなさまざまなことを考えていただきたいということをお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

遠藤智与子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号4番について、6番遠藤智与子議員。

○**遠藤智与子議員** 2015年も間もなく幕を閉じようとしています。国政を揺るがすような大きな出来事がたくさんありました。特に日本の将来を左右する安保関連法の強行採決は、私たちに政治とは何かを深く問いかけるものとなりました。多くの人々がその問いに真摯に向かい合っ行動を起こし始めています。皆さんとともに、この厳しい冬を乗り越えていきたいと思ひます。

それでは、質問に入ります。私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたし

ます。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願ひいたします。

通告番号4番、高齢者支援について、まず初めに、要介護認定者の障害者控除、特別障害者控除について伺います。

間もなく年末調整や確定申告の時期を迎えます。先日、複数の市民の方より市の要介護認定者の税金申告時の障害者控除、特別障害者控除はどのようになっているのかという問い合わせがありました。所得税法では、障害者や寡婦、勤労学生といった特別の事情を抱える人を対象にした特别人的控除が認められています。

障害者控除では、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人などが該当し、重度の障害がある特別障害者は40万円、ほかの障害者は27万円の控除を受けられます。障害者手帳を持っていなくても、要介護認定などを受け障害の程度が障害者に準じる65歳以上の方も市町村長などの認定を受ければ控除の対象となり得ます。

しかし、このことが意外と知られていないということがわかりました。私は、せっかく控除の対象となるのに、知らないばかりに申告できなかった、そういう方を少しでも減らし、またその内容がより市民の皆さんの納得のいくものになるようにとの思いで質問いたします。

まずは、本市の状況についてでございます。

要介護の認定者数、これはどのくらいいらっしゃいますでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の要支援1から要介護5までの要介護認定者数であります。10月末現在で2,464名というふうになってございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** わかりました。2,664名……、失礼いたしました。全部合わせて2,464名の方ということでございますね。

介護認定を受けている方への障害者控除対象

者認定の方法と認定基準はどのようになっているのかを伺いたしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 障害者控除対象者の認定方法の御質問であります。介護認定を受けている方からの申請に基づきまして、要介護4、5の認定を受けている場合は特別障害者に準ずるものとして、要介護2、3の認定を受けている場合は障害者に準ずるものとしているわけでありませぬけれども、ただし、主治医意見書による寝たきり度と認知症度が基準に該当することになれば、特別障害者控除に準ずるものとしているところであります。

また、要支援1、2、要介護1の認定を受けている場合は、主治医意見書による寝たきり度と認知症度が基準に該当することになれば、障害者控除対象者として認定をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** はい、わかりました。

ここに国税庁の平成27年4月1日現在の法令等という資料がございますが、これを一部引きたいと思ひます。「所得税法上、障害者控除の対象となる障害者は、所得税法施行令第10条に限定列挙されており、精神または身体に障害のある65歳以上の人で障害の程度が知的障害者、または身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人などとされ、介護保険法の介護認定を受けた人については規定していません。したがって、介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず、上記の市町村長の認定を受けた場合には、障害者控除の対象となります」というふうに書かれてございます。

本市の場合、要介護4と5の方が特別障害者、そして、2、3が身障者に準ずるものということでございまして、先般、申しました相談、問い合わせのあった方は、このような内容ですと、なかなかわかりづらいというようなお話があつ

たんです。

それで、ぜひ要介護4と5の方は特別障害者控除に、そして要介護1と2の方を障害者控除に、そして、そのほか主治医意見書をもとにした、先ほど教えていただきました基準の方法、日常生活自立度の基準、それから障害者、高齢者日常生活自立度、つまり認知症度と寝たきり度とリンクした考え方という、決め方というふうに伺いましたけれども、ここの表を見ますと、寒河江市の場合は要介護3であっても特別障害者控除に該当する方がいらっしゃるということなんです。ですので、そうした場合、確定申告をする場合に自分が一体何に該当してどの控除を受けられるのかということが、できれば一目瞭然でわかるようにしていただきたいというようなお話があったわけなんです。それで、先ほどの国税庁の法令も引用いたしましたが、ここがとても大事だというふうに私は思うわけです。このことを念頭に置きながら以下、質問したいと思います。

まず、障害者控除対象者の認定書発行数と介護認定者との割合はどうなっているのでしょうか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 障害者控除対象者の認定書発行数、昨年末の場合は87件であります。介護認定者に占める割合とすれば、3.6%というふうになってございます。

○**国井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 要介護認定者全体で2,464名、このうち、実際に控除対象者認定書の発行数は87件、3.6%ということでは、大変に少ないなというふうに感じます。この認定書を今、御本人や家族の申請によって発行されているわけでも、そのように申請できるような、しやすいような市民の皆さんへの周知というのはどのようにされていますか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これからのシーズンになるわけでありましてけれども、毎年、市報12月20日号、それから2月5日号の市報で掲載をして周知を図っております。また、ケアマネジャーの説明などを行って、申告時期に合わせて障害者控除対象者認定手続きができるようにPRに努めているところでございます。

○**国井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 12月と2月の市報、それから要介護認定申請時のときにケアマネジャーさんから話してもらうという内容でございます。

ここに埼玉県の内主要都市の要介護者に対する障害者控除認定書の発行状況等という2013年度の実績でございまして、こういう資料がございまして、これによりますと、要介護者に占める認定書発行比率が高い順に朝霞市の94.7%、深谷市の67.9%、春日部市の66.6%、八潮市の45.8%となっており、これはいずれも認定書が自動的に発行されている自治体でございまして、ほかの申請だけによる発行している市では、さいたま市の2.1%、越谷市の1.6%、川口市の1.5%、東松山市の1.1%と大変に大きな差が生じている実態であります。

翻って本市寒河江市の場合は、2,464人の中で申請している方、認定書発行数、87件の3.6%というのでは、やはり大変市民の方が控除を受けにくくなっている状態だというふうに思うわけです。

それで、今、埼玉県のこの資料に基づいてお話ししましたように、寒河江市では12月、2月の市報、そしてケアマネジャーさんからのお話での周知をして促しているということでも、市民税の申告相談時などにも親身になって説明していくということも大事になっていくと思うのです。その点はいかがですか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 障害者控除については、節税対

策ということもあってぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

周知の方法は先ほど申しあげましたとおり、これまで進めてまいりましたが、広く周知を図るという観点からすれば、議員御指摘のような申告相談時の周知などについても、できる限り、これからでありますから、対応していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 本当に間もなく確定申告の時期を迎えまして切実なものがあるのですが、申告の相談時にも説明をしていきたいというお話でしたけれども、さらに介護認定がされたときに控除の対象となると思われる方には申請書を送るですとか、障害者控除対象者認定書の発行を同時にしていくですとか、そういうような対策もしていく必要があるのではないかと考えるのですが、その点、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 障害者控除の認定というのは、法律によりまして12月31日現在の状況で判断をするということになりますので、それに比べて介護認定というのは1年を通して認定が行われるというような状況でありますから、介護認定時の該当者の方へ一律に交付というのはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

ただ、申請書については、今後、介護保険の要介護認定結果の送付時にお知らせをするということについては、十分これから検討をしていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 先ほど例として埼玉県のお話いたしましたけれども、全国さまざま自治体ある中で、この申請書を自動発行している自治体もあるという現状がございます。

そういう中で、本市寒河江市の状況、3.6%の状況を私はやはりもっともっと市民の皆さん

に対して周知の仕方、それから申請を促す、その対策というものにさらに力を尽くしていくべきではないかというふうに感じるところであります。ですので、介護認定のときには送るとかを考えていくけれども、12月31日現在の状況での申告になるので、それは一律交付は難しいのではないかとこのように答弁でございましたけれども、ぜひこのところも考えていただけないかというふうに思うわけでありまして。やはり申請主義というものでは、なかなか私たち市民の側が12月、2月の市報だけでは見逃してしまったり、それから市報も全部隅々から隅々まで読むということもなかなか難しいものもありますし、市報にぱっと目に入るようなレイアウトの工夫ですとか、それからさらに今申しあげましたような一律交付、これは障害者控除といいますが、何も先ほど市長もおっしゃいましたように、節税の対策のためもあるし、ぜひ活用していただきたいという思いもあるということですので、そうでありましたなら、やはりここは広く伝えていく対策、考えていただきたいというふうに思うわけでありまして。このことについてもう一度御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員御指摘のとおり、全国的に見ると、積極的に取り組んでいる自治体もあるというようなお話でありますから、そういった自治体の状況なども我々も研究をさせていただいて、できる限り、周知を図って利用が図られるように努めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ぜひここは検討していただきたいというふうに思います。

次ですけれども、翻って山形県では他市の自治体の状況、どうなっているのでしょうか、この点もお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 県内全部の状況、ちょっとまだつかんでおりませんが、村山管内の市の状況についてお答えをしたいと思います。

山形市では、要介護3から5までは特別障害者に準ずる証明、要介護1、2の認定を受けている方は障害者に準ずる証明ということですが、寝たきり度B2、B2というのは、介護により車椅子に移乗する状況、以上または認知症度Ⅲa、これはⅢaというのは、着がえ、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかるなどの状態、以上の方は特別障害者に準ずる証明というふうになっております。

天童市におきましては、要介護4、5は特別障害者、要介護3は障害者、要介護1、2は認知症度Ⅱa、Ⅱaというのはたびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできていたことにミスが目立つなどの状態、そういう状態以上の場合には障害者としているようがあります。

それから、そのほか、上山市、東根市、村山市については、介護度にかかわらず、寝たきり度、認知症度に応じて認定書が交付されている状況にあります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ありがとうございます。

それで、私も隣の河北町とか三川町というのがございましてちょっとお聞きしたことがあるんですけども、河北町では、要介護4、5が特別障害者控除、要介護1から3が障害者控除ということですし、三川町は要介護3、4、5が特別障害者控除で、要介護1、2が障害者控除というふうになっております。今教えていただきました山形市も、要介護3、4、5が特別障害者控除、そして、要介護1、2が障害者控除ということでした。

先ほど相談がありました市民の方がおっしゃいますには、ぜひこのようにせつかく寒河江市

は要介護3の方もこの基準によって特別障害者控除にいただいている面がございます。既にご覧いただけます。これは大変ありがたいことでもあると思います。ですけれども、先ほども言いましたように、自分がどのランクにいるのか、自分はどうのように控除を申請したらいいのかということがなかなかわかりづらいというものがございまして、私にせめてここで寒河江市も山形市に準ずるような要介護3、4、5が特別障害者控除で、要介護1、2が障害者控除というふうには、あとはランクによる基準の方法で主治医意見書も鑑みながら決めていただくという内容にぜひ改善していただきたいという思いであります。こういうことは、すぐ確定申告始まる時期でございますけれども、検討していただく余地といたしますのはあるのかどうかお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この件については、先ほど遠藤議員が御質問の中で、介護度にかかわらず認知度あるいは寝たきり度によって障害の程度を判定するのが、認定するのが本来の筋だというようなお話もありました。

ですから、そういうことにすると、そういうことを考えると、寒河江市の場合は、平成21年10月にこの主治医の意見書をもとに調査をした介護度の調べというのを調査をやっているんですね。その結果を見ると、介護度4、それから介護度5の方は、やっぱり全て100%、全員が特別障害者に準ずる基準に該当しているという結果になっています。また、要介護度3の方については、全てが特別障害者に準ずるといっていいわけではなく、実態として約25%の方が障害者、特別でなくて障害者に準ずるといような基準に該当するといような、21年に実態を調べた結果が出ています。そういった実態もあって現在、4、5につ

いては、やっぱり全て特別障害者に該当されるんだなということがありますので、特別障害者、自動的にというんですかね、介護度3については、主治医による診断に基づいて発行しているというのが実態として寒河江の場合はそういうふうになっているわけでありますから、これも山形市あたりの状況なども十分我々としてお聞きをしながら、よりよい制度の運用を図っていきたいというふうに思いますし、その利用促進に向けてぜひ取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** その主治医意見書を頼りにするのが本当だということではなくて、私が言いたいのは、先ほども聞きましたように、市町村長の認定、市町村長の、早い話は采配でここは決められるという、その国税庁の法令があるわけですね。それを根拠にお話しさせていただいているんですけれども、この国税庁の所得税法施行令第10条、介護保険法の介護認定を受けた人については規定していません。したがって、介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず、上記の市町村長の認定を受けた場合には、障害者控除の対象となりますというふうに書かれているわけです。

ですので、私が強調したいのが、この市町村長の判断でこの要介護3から5までの方、この方を特別障害者控除にして、要介護1、2の方を障害者控除にというふうに一律にさせていただいたほうが、よりわかりやすいのではないかというお話をしたつもりでございます。

それで、寒河江市の障害者控除対象者認定書交付事務取扱要綱というのがございますよね。この中に運用事項が書かれております。その中では、要介護4または要介護5の認定を受けている場合は、特別障害者に準ずる者、要介護2または要介護3の認定を受けている場合は、障害者に準ずる者とする、先ほど市長の答弁し

ていただきましたとおりのことが書いてあるわけですが、その次、ただし、要介護2または要介護3の認定を受けている場合にあっては、主治医意見書の記述内容を審査しというふうに書かれているわけです。ここの部分を要介護1と2の方は障害者控除、そして、要介護3から5をこの方を特別障害者控除にというふうに改善していただくことはできないのかという趣旨の内容なんでございます。これはこのようにいきますと、こういう変更とかもありますので一朝一夕というわけにはいかないわけにもなりますけれども、まずは検討ということでぜひ重ねていただければと思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど村山地域の各市の状況なども御説明を申しあげましたが、大方は、寒河江市の対応などと同じような対応をしているところが多いわけでありますが、そういった意味で山形市の例などを御質問いただきましたから、ぜひそこら辺は詳細に検討、調査をさせていただいて、その上で研究をしていく必要があるというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** やはり研究して検討されていくということでございます。やはり市民の皆さん、おっしゃるんですね。やはり先ほどの例に出しましたように、認定書、そういうものを自動発行しているところもあると。ですけれども、寒河江市の場合は3.6%のみということ、その事実から照らし合わせてもここで大きく周知の方法、それから申請の方法、改善していただくということは大変大きな意味があるというふうに思っております。ですので、ここはぜひよりよい御返答をいただけるような検討をぜひ重ねていただきたいというふうに思います。

やはり障害者控除、特別障害者控除というのは、大体山形県村山管内では同じようなことだ

ったというお話でしたけれども、全国的に見れば、自治体の対応とか姿勢の違いで本来受けられるべきサービスにこれほどの大きな差が生じているという事実も明らかになりました。ですので、この本市の寒河江市では、ぜひ先進に倣っていただきまして、より多くの障害者控除、特別障害者控除が受けやすいように、そのように恩恵を受けられるような寒河江市にしていっていただきたいというふうに重ねて要望いたします。

特に強調したいのは、先ほど申しあげましたように、介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず、市町村長等の認定を受けた場合には、障害者控除の対象というふうに上位の法令が示しているわけでもございますので、実際にそのようにしているところもありますので、ここはぜひ御英断を仰ぎたいなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。このことを要望いたしまして、この点での質問は終わりたいと思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員、この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 続きまして、本年4月の介護保険法改定を受けての本市の状況と取り組みについて伺います。

介護保険が導入され15年がたちました。要介護の認定者が600万人、利用者が500万人を超え介護給付は当然、拡大し、各市町村の第6期介護保険料は平均5,400円という数字になっております。2015年度から特別養護老人ホームの入居条件が要介護3以上に引き上げられ、年収により2割の自己負担が始まり、また要支援1、

2の人の85%が利用している訪問介護、通所介護が介護保険の予防給付から市町村による総合事業へと移行しております。

本市は、他の自治体に先駆けましてこの日常生活支援総合事業を行っております。その際にもサービスの質は決して落とさないという決意のもと行われているこの事業でございます。これについて順次お伺いしたいと思います。

まず、直近の要支援1、要支援2の方の人数を教えてくださいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この10月末現在の要支援1の認定者数は219人、要支援2については232人です。合わせまして451人というふうになっております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** はい、ありがとうございます。

要支援1、2を合わせて451名ということでございます。その中での訪問介護、通所介護の利用状況は昨年と比べましてどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 訪問介護のサービス利用状況がありますが、ことし9月の審査分でありまして、116人です。前年の同じ時期より28人の増、それから通所介護のサービス利用状況についてはことし9月審査分として164人、これは前年の同じ時期より5名の減となっております。総合事業に移行したことによって利用者の方がサービスを受けられなくなったということはないというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 総合事業に移行したことによるサービスの低下は見受けられないというお話でございました。私も不十分ながらこの間、数カ所、介護事業所を回ってお話を伺ってまいりました。

その中のお話といたしまして、認知症の方の

若年化といえますか、40代、50代の方からの認知症の方がふえていてケアが難しくなっているというようなお話ですとか、それからやはり利用料が高いためサービスを控えている方もいらっしゃるようなお話などがございました。もう一つは、いろんな加算が介護事業所の中でも加算があるやに聞いておりますけれども、加算をとらずに数でこなしているんだというようなお話がございました。この加算のお話は運営する側のお話でございます。

この訪問介護を利用している方が116人で、前年より28名ふえていて、通所介護は前年度よりも5名だけの減ということでございます。やはりこのようなサービスの低下をさせないでやっているという背景には、やはり市のほうの決してサービスの質は落とさないというような思いと、それから介護事業所の方の善意に頼る部分というのがあるやに思われます。推して知るべしとか、若干のお話でしたけれども、そのようなお話の中で推して知るべしというような状況があると私は思っております。

それで、私は、この総合事業も寒河江市民の皆さんにとって、高齢者の皆さんにとってよりよいものになるように、さらによりよいものになるようにという思いで質問するわけですが、さらにいろいろなお話を聞いたり、いろんな悩みを掘り起こしたりそのような作業もしていかななくてはいけないなというふうに感じているところであります。これは市としても、担当課のほうでも十分に把握していただけたらなど、さらにですね、していただけたらなというふうに思っております。

次に、利用料が所得制限のある人が1割から2割負担と引き上げられました。これ実際に2割負担をしている方、寒河江市では改定によって引き上げられた方ですね、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 介護サービスを利用する場合の自己負担、これまで一律にサービス費の1割というふうになっておりましたが、持続可能な介護保険制度とするということで、ことし8月から一定以上の所得のある方には2割の御負担をいただくということになったところでございます。

寒河江市の状況についてでありますけれども、2割負担いただいた方、8月末現在で113人ということであります。介護認定者全体の5%になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 113名の方が2割の負担を余儀なくされたということでございます。全体の5%ではありますけれども、やはり自己負担がふえていくということになると、サービスの利用を少しは控えるとか、そのようなことも先ほどの介護施設の方のお話にもありましたように、ここも考えられるところでございますので、今後、さらにこの負担によって本来受けられるべきサービスが受けられなくなるということのないように、ここもさらなる目配り、気配りが必要になってくると思っていますので、ここもぜひ今まで以上の掘り下げというものをお願いしたいなというふうに思っております。

それで、介護報酬が引き下げられたことによりまして介護事業所への影響、これもありますけれども、これはどのように市としては受けとめていらっしゃるのか、ここもお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 介護報酬が引き下げられたことによって介護事業所への影響、我々も大変気にしているわけでありまして、今回の改定率、マイナス2.27%ということでありましたが、現在までその事業所などから具体的な経営、運営について支障が来しているというようなお話は聞いておりません。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** マイナス2.27%の引き下げということでございますけれども、これによる支障はないということでございます。私のもとにもそのような声というのはなかなか届いておらない状態でありまして、私もさらに深くそういう事業所の方への聞き取りとかそういうことをしていったら、今現在の懸念、悩みなどに深くかかわっていかねばいけないなというふうに私自身も思っているところであります。

ただ、やはり少しだけお話を聞かせていただいた方によりますと、やはり加算をとってしまおうと、きちぎちと制限をしていかねばいけないような状態になるので、ここは数でこなししているんだということをおっしゃる方もいらっしやったわけなんです。実際マイナス2.27%引き下げられなかったならば、その数であってもそんなに慌ててとる必要がないということも考えられることでありますので、ここも今後の課題というふうにとめたいと思っております。やはり寒河江市は他の自治体より先駆けて総合事業に移行したわけですが、全体としてもまた4月からの運用でございますし、いろいろなことが出てくるのはこれからのことなのかなということもございますし、そこを見つめていく必要があるというふうにもここでも感じるところであります。

次に、特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上になったことでの影響、これはどのようなことがおありになるか、これもお聞きしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今回の法改正によって特養の入所要件が要介護3以上になったわけですが、要介護1や2であっても認知症で日常生活に支障を来すような症状が頻繁に見られる場合などは、特例的に入所が認められているところであります。申し込みを行う際に特別養

護老人ホーム以外での生活が困難である旨を申込書に記載をしていただいて、施設はその申し込みを受けて、市の意見も聞きながら特別入所の対象として認めるか判断するというものになっているわけでありまして、今年度、そういうことで6名の方が特別入所の対象として認められております。2名の方が実際入所して4名の方が入所待ちという状況になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 特例をきちんと認めているということで、ここはそれぞれの状況、介護度の介護困難とか、そういうさまざまな個別の要件をきちんと認定会議でも話し合いされて、特別養護老人ホームにも要介護3以上でなくても入れるということもここもさらにしていただきたいなというふうに思っています。

それで、このたびの総合事業に移行する場合がありますが、チェックリストというものがあつて、20項目あつてその振り分けとかがあつて、そこで、やっぱりその振り分けを、これ最初のほうで聞くとよかつたんですけども、チェックリストでの振り分け、25項目、これを要支援1、2の方、最初の認定の際にする場合、どのようにされているのか、ちょっとこれはあれですかね、わかりました。このチェックリストの25項目あるようですけども、先ほど振り分けをしないで要介護認定につなげていっているんだというお話も伺ったところですので、ここは詳しくお聞きしたいところでありますけれども、後でもう一度伺いたいというふうに思います。

それで、必要なサービスを必要な量、利用できるようなになれば、要支援状態からの自立とか、重度化の予防が促進されるというふうにも思いますので、この総合事業の果たす役割というのは大変自治体によってそれぞれでありますけれども、大きな意味もあるというふうに思ってお

ります。

それで、平成30年度までに地域ケア会議の開催とか、地域支援事業の充実として平成30年度までに地域ケア会議の開催や生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進委員などを配置しなくてはならないというふうになってございますけれども、これはどのようにされていかれるのか、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御指摘あった4つの件について、寒河江市におきましては、1つは地域ケア会議については、地域包括支援センターが主催をして薬剤師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等、専門職による要支援1、2の方のケアプランの調整、支援、地域の支援体制などを検討するというところであります。ことし5月から毎月1回、開催をしているところであります。高齢者の個別課題の解決を図っていくのはもちろんであります。担当する介護支援専門員の自立支援に向けたケアマネジメントの実践力の向上というものを期待して取り組んでいるところでございます。

それから、生活支援コーディネーターにつきましては、高齢者の生活支援サービスの基盤整備を推進していくためにコーディネート機能を果たす役割を担う方でありまして、来年度から1名設置をして地域での住民主体、あるいはボランティア組織などによる生活支援サービス提供体制の構築に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、認知症初期集中支援チームについては、今年度から地域包括支援センターに設置をして、複数の専門職が認知症の方やその疑いのある方及びその家族の方に対して訪問をして、初期の支援を集中的に行って自立した在宅生活をサポートしていくことにしているところであります。

それから、認知症地域支援推進委員は、今年度から1名配置をしているものでございます。認知症の方、あるいはその家族の相談支援、市民に対する認知症を正しく理解していただくための啓発活動、認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護などのサービスが受けられるような情報提供、それから関係機関と連絡調整の支援を行うことにしているところでございます。

そういう意味で、30年までということですが、寒河江市においては、できるだけ早目に対応させていただいているというふうに御理解をいただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 順次寒河江市でも準備が進められているということでございます。2015年は戦後生まれの団塊の世代が順次第1号被保険者になり始めて65歳以上の人口は26.3%になりました。地域包括ケアの目標の2025年は、この方たちが75歳になって後期高齢者医療保険の被保険者が急増するというところでございます。やはり財源の削減ということも国では重きを置いているようでございますけれども、この市にとって足りないところは国に対しても要望していきながら、さらに市としての工夫、知恵を凝らしてこの地域の資源を深く活用していくこと、これがさらに求められているなというふうに思いますので、この日常生活総合支援事業が市民の方へさらなるサービスの提供できるようにと願っております。

最後に、この一環として施設入所前健康診断の費用が高過ぎて困っているんだという声が寄せられていましたので、これについて伺いたいと思います。

まず、その実情といいますのはどのようになっているのでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 施設入所申し込み時については、

入院加療あるいは感染症の有無などということ
で、施設側に必要な書類ということでは健康診断
書を出していただくということになっていると
ころであります。現状はそういうことに対して
市として助成をしているということはないわけ
であります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 山形県では、そもそも施設入
所前健康診断料への助成をしているところはない
ようでございますけれども、愛知県では、施設入
所者健康診断料への助成もしているところ
もあるというふうにお聞きしているところでも
ありますし、そのように寄せられました声に耳
を傾け、今後、よりよいものに、より負担感が
ないようなものにしていくために改善してい
ただけるようにこれも要望したいと思えます。あ
りがとうございます。

私は日々の生活、1輪の花、1杯のコーヒー
に慰められ生活しておりますけれども、政治と
いうのもこのような人々にとって1輪の花、1
杯のコーヒーのように温かく寄り添えるもので
あってほしいなというふうに願ひまして、私の
一般質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

佐藤耕治議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号5番から7番までにつ
いて、3番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** 新政クラブの佐藤耕治です。よ
ろしく願ひいたします。

ことしも残すところ1カ月となりました。1
年を振り返り農業界では、春はさくらんぼの花
が咲き順調に収穫も平年並みとなり、品質、収
穫量も平年並みでありました。しかし、収穫後
の7月から8月のお盆まで連日の猛暑、雨不足、
お盆明けより曇天続きの日々が続く、日照量の
不足によりブドウ、モモ、スモモ等に品質低下

と収穫量減となり厳しい状況でありました。

米は、平年作で品質ともに良好でありました。
秋果実のラ・フランスは、平年より1週間程度
早く収穫され大玉生産の3割増の豊作でもあり
ました。リンゴにつきましては、小玉傾向では
ありますが、収穫量、そして、品質ともに良好
であります。また、今現在、リンゴにつきまし
ては、お歳暮最盛期でもございます。

また、ことしは災害もなく大変安心している
ところでありますが、雪は目の前にやってきて
おります。災害は忘れたころにやってくると言
われ、日ごろより準備を怠らないようにしなく
てはならないと思ひているところであります。

では、一般質問をさせていただきます。

通告番号5、T P Pについて伺ひます。

(1) T P Pによる農業に対する影響につ
いて伺ひます。T P Pの10月5日の大筋合意がな
され、11月25日には大綱が出されました。この
中、農業者の中では混迷している状況下にあり
ます。消費者には安い農産物が輸入され販売さ
れることで、国内の農産物も安くなり農業所得
が減るのではないかと心配している農家が少な
くありません。私も心配している一人でありま
す。市長の御所見をお伺ひいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員からはT P Pの影響に
ついて御質問であります。佐藤議員におかれ
ましては、昨年度まで県及び西村山郡の農業士
会の会長を務められ、また寒河江市の農業士会、
認定農業者協議会、そして新規就農者支援育成
協議会について引き続き会長を務めていただ
いておりますので、いわば農業者の代表の一人と
して大変御心配になっておられるんだというふ
うに察しております。

T P Pの問題につきましては、行政報告でも
申しあげ、また午前中の渡邊議員の御質問にも
お答えをさせていただきましたが、この関税の
大幅な削減によって安価な農産物あるいは農産

加工品が輸入されることによって、これまで維持してきた県内農産物の価格の下落というものが大いに懸念され、それに伴う農業者の経営意欲への影響というのが心配されるわけでありませう。

大筋合意がなされた内容については、品目別に内容が違っているわけでありませうので、その影響についてもそれぞれ違ってくるというふうにも思います。できるだけその対応についてはきめ細かく、そして、迅速に行っていくということが必要であるというふうを考えておりますので、万全な対策について国、県に対して強く要望していきたいというふう考えているところでございませう。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。大変農産物における懸念があるわけですが、今、県ではT P P対策本部などを設置されてさまざまな聞き取り調査などが行われている状況であります、それも踏まえながら寒河江市独自の政策関係も検討していただきたいと思っております。

続きまして、(2) T P Pにおける農業の守りの対策として伺いたいと思っております。これまで先人の方々が築き上げられてきた寒河江市の農業を守るには、これまでにない経験のことでありますので、多くの農家の皆さんとともに農業関係団体や各種団体、さらには消費者団体の皆様とさまざまな議論を重ねていかなくてはならないと考えております。

政府では、T P Pはルールづくりと言っておりますが、寒河江市ではこのように守りの対策としてどのように考えているのか市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 去る11月25日に政府が示した総合的なT P P関連政策大綱におきまして、備えの対策という言葉を使っておりますが、主要5

品目関連については関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭をして、T P P協定発効後の経営安定に万全を期すために生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせた経営安定対策の充実等の措置を講じるというふうになされていっているわけですが、申しあげましたとおり、主要5品目についてであります。果樹や野菜につきましても、寒河江の主品目ではありますが、そういうことについては、現段階では国の対応作というものは示されていないというようなところであります。

寒河江市といたしましては、国の動向などを十分見きわめていく必要があるし、御指摘のとおり、県の本部での取り組みなどと十分連携を図って的確な対応を講じていっていただきたいし、寒河江市でもそういうことを踏まえて対策を講じていく必要があると考えています。

いずれにしても、今後の状況については、さらに厳しさが増すということは予想されますので、生産者の皆さんにはこれまで以上にコストの削減、あるいは高品質な農産物の生産によって競争力の向上というものに一層努めていただきたいと考えているところでございませう。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。本日に厳しい状況で、12月にさまざまな討論がなされて発表されるのを、待ち遠しくはないんですが、やはり自分たちが守る姿勢の準備としては段階的に情報を共有をしながらやっていかなければならないと私は常々思っております。

(3) のT P Pにおける農業の攻めの対策としましてお伺いいたします。

T P Pがスタートし、関税が即時撤廃する品目や段階的に関税を引き下げる品目など、攻めの対策としてどのように考え、そして、さくらんぼの里寒河江でもありますが、国の問題では余り重要視されていないところもありますが、

寒河江市のみならず、山形県の顔でもあります。さくらんぼを、どのように攻めの対策として寒河江市と県とで連携をとっていかも市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 政府の政策大綱では攻めの対策ということで、1つには、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成、そして、農林水産物の輸出など需要フロンティアの改革、そして、消費者との連携強化などがうたわれているところでもあります。

寒河江市におきましては、輸出に関していえば、平成25年から紅秀峰の海外試験輸出を行っております。また、今年度からはさらにTPPの参加国でありますマレーシアへの輸出を新たに始めて大変好評を博しているというふうになっているところでもあります。

そういう意味で、この輸出については、紅秀峰の輸出ルートを活用しながら、そして拡大をしていって、紅秀峰のみならず、さらに良品質な他の農産物や加工品などの輸出も模索していければというふうに考えているところでございます。

また、消費者との連携強化ということに関していえば、御案内のとおり、近年の消費者の方々には安全・安心な食品、健康志向の食品が求めているわけでもあります。

先般、トップセールスということでこれまで1市4町の首長さんと東京の大田市場などに行き秋はリンゴ、ラ・フランスのPRをしてきましたが、ことしは逆に市場関係者、仲卸、行政報告でも申しあげましたが、の方、約20名を招いて現地を見ていただいて、西村山の農産物などについてさらに理解を深めていただいたわけでもあります。そういう意味で、生産者の方とも語っていただいて顔の見える新鮮な農産物、そして、ほかの地域の農産物と違うプレミアムな農産物の提供などが図られるのではないかと

いうふうに思っておりますし、今後、こういう取り組みをさらに一層拡大をしていく必要があるというふうにも思います。

また、生産者と消費者の連携、地産地消運動の推進などということで連携をしながら取り組みを進めていくことも大変力強いネットワークになっていくのではないかと考えているところであります。

そういう意味で、寒河江市といたしましては、担い手の育成強化も含めて攻めの対策としてこうした取り組みを一層推進するとともに、先般申しあげました守りの対策とあわせて国、県と連携をしながら的確な対策を講じていく必要があるというふうに認識をしております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。大変厳しい問題でもありますが、私も一生懸命になって取り組んでまいりたいと思います。本当に同感でございます。

続きまして、通告番号6番、農業の活性化についてお伺いいたします。

(1) 市の認定農業者の中で収入1,000万円以上の農家について伺いたいと思います。認定農業者制度は20年を経過し、市では現在、250名程度の認定農業者がおり、寒河江市農業の中核的存在になっていると思っております。経営形態はさまざまではありますが、収入1,000万円以上の農家数をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 認定農業者の方、現在、255名認定をさせていただいております。収入金額1,000万円以上の農家数というお尋ねではありますが、公式な調査によるデータがありませんので、2010年、平成22年になりますけれども、農林業センサスによる販売金額規模別農家数というのがございますので、それでお答えをしたいと思います。平成22年の2月1日における販売金額1,000万円以上の農家数は64戸になって

ございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。通告していないんですけれども、わかる範囲で教えていただければ大変助かるんですけれども、2,000万円以上の農家はわかる範囲であればお願いしたいんですけれども。

○**國井輝明議長** 原田農林課長。

○**原田真司農林課長** お答えします。2,000万円以上の販売金額の農家数は20戸でございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。済みません。突然の質問で申しわけございませんでした。

ということで、255戸の農家のうち、1,000万円から2,000万円が約3分の1程度まで減ってくるという現実であります。その中で農業が展開して意欲ある農業者を求めるために、どのようなことをすればいいのかというのがすごく重要な問題ではないかと私は思っているところであります。

その中で、(2)で寒河江市の認定農業者の中で後継者がいる農家数についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 認定農業者255名のうち、33名の方が担い手となる後継者がいる農家であるということになります。約13%ということになるかと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。この数字から見ますと、本当に厳しい現実であるということも承知しているわけで質問させていただいているところなんです、その中で農業の発展、振興やさまざまな問題を把握すると、これから展望しなくてはならないものが中・長期的に考えなくてはならないと思っているところでもあります、そこで、(3)農業を牽引して

いただけるトップランナーを設置してはどうでしょうか。先ほどの(1)(2)の数字を踏まえ、後継者がなく収入の低い農家と経営が厳しい農家は少なくありません。社会環境が目まぐるしく変わる時代、なおTPPによる問題も含めながら農業者はこれまでに栽培技術の習得により、単位当たりの収穫量増大を目指してきました。また、近年は高品質生産へ重点を置き取り組んできました。これは農家のたゆまぬ努力の結晶であります。

しかし、農業離れの要因の一つに所得が少ないことが挙げられます。そこで、技術とともに、販売と経営のすぐれている農家を市が認定することで、あの人のような経営者になりたいと願い、後にはトップランナーになりたいと望まれることが重要ではないでしょうか。

また、雇用拡大、農業への意欲が高まり、農業の活性化につながり、さらには新規就農者や後継者の目標となり、寒河江市農業の発展に牽引役としてトップランナー制度設置の取り組みを考えてみてはどうでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このトップランナーの制度というのは、何か県のほうでもそういう制度を設けているというふうに伺っております。県のほうでは、家族経営体では販売金額1,000万円以上の農家をトップランナーという位置づけをして、それを目指す販売金額700万円から1,000万円までの準トップランナーを対象にして農業経営の発展を支援してトップランナーに育成するという事業を行っているというふうに聞いております。

本市においては、トップランナー、1,000万円以上の販売金額のある方は64名というふうになります。また、準トップランナー、700万円から1,000万円までの方は55名というような状況になるかというふうに思います。

そういう意味で、このトップランナー制度、大変地域農業を牽引する競争力のある農家の育成という目的からすれば、大変すばらしい制度になっていくというふうにも思いますので、我々としても、この県の制度なども十分踏まえながら、また農業団体の方などからもお伺いをして、そういうトップランナーに育つような仕組みづくりを考えていきたいというふうに思います。もちろん、県の制度があるわけでありますので、そういった制度を踏まえながら、さらに後継者、担い手を育成するような取り組みを支援していきたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。本当に7年後のTPPを考えるときに、それまでに準備をしてもうかる農業者を一人でも多く輩出しながら、先祖代々の土地を守ってきた農業者が持続可能な農業ができるように、できるだけ早く設置をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、通告番号7、住宅団地造成について、羽前高松駅周辺の住宅団地造成についてお伺いしたいと思います。

市内には幾つかの住宅団地があり人口増加が上がっていると実感しております。住宅団地造成に協力してくださった市民の皆様に深く感謝申し上げます。

今後の住宅団地を考えるとき、広域的な観点から西村山郡の中心部でもある寒河江、中央工業団地の経済力と就業人口は、市発展に大きく貢献していると思っております。寒河江中央工業団地内の市内の就業人口は全体の40%を占め、西村山郡では25%、ほか35%となっております。

また、道路については、国道287号線と国道112号線の交差に隣接しており、かつ左沢線の羽前高松駅も西村山の中心部に位置します。住宅環境には交通網の条件が重要と思っております。

す。家庭を持ち一生に一度の住宅を建設するということは、保育所や小中学校、高校と病院やスーパーなど、中でも高校生の通学手段や集合場所への交通網の利便性が重要ではないでしょうか。今なお西川町の高校生は間沢から羽前高松駅までバスを利用し、左沢線に乗り通学している高校生がたくさんおります。また、河北町西里地区の一部の学生も利用し、市内の西部地区の多くの高校生や通勤にも利用されております。ひいては陵西中学校の生徒数の増加にも効果があるのではないのでしょうか。西村山郡中心部の羽前高松駅裏より国道287号線までの住宅団地造成を、中・長期的な展望に立ち人口増加に向けて検討をしてはどうでしょうか、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 人口減少、さらには移住・定住の促進という観点から、住宅団地の造成というのは検討すべき大きな課題だというふうに思っております。この件については、さがえ未来創成戦略の中でも指摘をしているわけでありまして、現在、新たな振興計画の策定に合わせて道路や土地利用など、将来のまちづくりの指針となります都市計画マスタープランの策定作業を進めているところであります。そういうさまざまな計画の中で連動させながら寒河江のまちをどういうふうにつくっていくかということを総合的に検討していく中で、この住宅団地の造成というものも大きなテーマになってくるんだというふうに認識をしているところであります。

御質問の高松地区は、佐藤議員の御指摘のとおり、JRの駅もあって通勤・通学の利便性も高いわけでありまして、国道287、それから工業団地もあるということでありまして、住宅地として大変適している地域になっているというふうにも思っております。

市におきましては、市民アンケート調査、地域ワークショップなどで新たな住宅団地の造成

についていろいろ御意見をいただいておりますし、この高松駅周辺についても御要望、御意見があったところであります。もちろん、高松地区以外にも複数の地区からそういう御要望も出されているところでございます。

また、この地域は、先ほど御指摘のあったとおり、工業団地に隣接する地域になっておりますから、新たな工業団地の工業用地としての適地の候補の一つにもなっているわけでありまして。そういう意味で、我々としては、先ほど申しあげましたとおり、都市の利活用などについてマスタープランを今年度中に策定する予定になっておりますから、その中で十分検討していかなければならないというふうに考えているところであります。できれば年内に素案などを作成をさせていただいて調整を進めていきたいというふうに考えておりますが、議員から御要望のあった点なども十分踏まえて総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。新マスタープラン、新しいまちづくり、そして、山形県の中心部である寒河江、ますます発展することを私も心から祈っているところであります。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

散 会 午後1時55分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成27年12月4日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
8番	石山忠	議員	9番	阿部清	議員
10番	沖津一博	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

7番 太田芳彦 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創成 課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観光 課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第3号

第4回定例会

平成27年12月4日(金)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

本日の会議は、議事日程第3号によって進め

再開

午前9時30分

てまいります。

○国井輝明議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、7番太田芳彦議員であります。

○国井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成27年12月4日(金)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	地域医療環境について	(1) 寒河江市医療の現況について (2) 妊娠、出産、小児医療について (3) 今後の取り組みについて (4) 西村山地区1市4町の医療の現況について (5) 1市4町の中核都市としての今後の取り組みについて	9番 阿部 清	市長
9	新規就農者支援について	(1) 新規農業者(後継ぎも含む)をを目指す若者の強化策について (2) 企業性のある農業を進める若者の育成と踏み込んだ支援について (3) 新規就農者を受け入れる農業者へ		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	生活環境について	の支援について 市街地を流れる用水路、排水路について (1) 要望書の提出とその取扱いの仕組みづくりについて (2) 農業用水の活用について		市長
11	防火施設の状況について	防火水槽・消火栓の管理状況と課題について	13番 柏 倉 信 一	市長
12	ふるさと納税制度について	(1) ふるさと納税制度の取り組み状況について (2) ふるさと納税制度を活用した交流人口拡大策について		市長
13	TPP問題について	県や自民党等で対応策が検討されているとの報道がされているが、合意内容と本市の対応策について	15番 内 藤 明	市長
14	アベノミクスの経済効果について	安倍内閣が肝いりで進めた経済政策がもたらした本市への具体的な経済効果について		市長
15	地方創生について	来年1月に予定されている「雪祭り」の具体的内容について		市長
16	空き家対策について	本市における特定空き家の実態と対応策について		市長
17	教育と子どもの貧困について	本市における子どもの貧困の実情と対応策について		教育長

阿部 清議員の質問

○国井輝明議長 通告番号8番から10番までについて、9番阿部 清議員。

○阿部 清議員 おはようございます。

ことしもさまざまな出来事がありました。1年は非常に早いものでありまして、師走を迎えてしまいました。来年は穏やかな年になることを願っているところであります。

私は新政クラブの一員として、8番、9番、10番について質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

さがえ未来創成戦略、まち・ひと・しごと創生法が平成26年に施行され、本市の人口減少を食い止め、将来にわたって活力あるまちづくりの戦略であります。本市における人口減少対策などきめ細かな分析と現状と課題の整理を行っており、目指すべき将来の希望ある未来をつくるために、1つは魅力ある仕事の機会創出による農業支援、企業支援、企業誘致、創業支援を行い、社会動態の改善を目指していく。2つには、地域資源を磨いて、魅力を発信することにより観光振興、移住及び定住支援を行い、社会動態の改善により交流人口をふやしていくことを目指す。3つには、結婚、出産、子育て施策

の充実による出生率、出生数の向上を目指したきめ細やかな戦略を策定した、さがえ未来創成戦略概要が平成27年10月に発表されました。

しかし、医療に関する取り組みについて示されておりませんでした。医療は、出産から子育て、そして高齢者まで幅広い分野であり、地域医療は市民にとって身近な自分の健康を守る重要な位置を占めていると思いますので、質問をさせていただきます。

通告番号8番、地域医療環境について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

阿部議員から、まず地域医療の環境についてということで御質問がありましたが、子供からお年寄りまで誰もが健康で安全に安心して暮らせる地域社会の形成というものが大いに望まれている中であって、多様な医療ニーズに対応できる医療供給システムの確立というものが大いに求められております。寒河江市におきましては、これまで新第5次振興計画に基づきまして、地域医療体制の充実、そしてその推進を図ってきたところでございます。

その現状についてどうかということですが、御案内のとおり寒河江市には地域医療の中核的な役割を担う寒河江市立病院を初めとした病院が2カ所、それから診療所が29カ所、歯科診療所が20カ所ございます。身近な医療機関として、大変大きな役割を担っているというふうに思っているところでございます。

また、寒河江市を初めとして西村山の1市4町と寒河江市西村山郡の医師会が共同で設置運営している訪問看護ステーションがございしますが、そこでは在宅医療の中心を担っていただいておりますが、高齢化が一層進む中でその役割というのがさらに重要になってきているというふうに思っております。

また、救急医療については市内各診療所の

方々から協力をいただいて、休日における一時診療の在宅当番医制が運営されております。また、入院や手術を必要とする2次診療については、市立病院、それから県立河北病院を初めとした公立病院が機能を分担しているところであります。

また、高度急性期の患者が発生した場合などは、ドクターヘリの出動を要請するなど、そういう体制が整ってきつつあるというふうに認識しているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ただいま、詳しくありがとうございました。

本市の医療現況につきましては、今市長のほうから伺いましたけれども、非常に充実している状況であります。2番の本市の妊娠、それから出産から小児医療の現況と課題について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 小児医療の現況については、御案内のとおり寒河江市では専門に小児科を標榜する医療機関は1施設であります。産科については、2施設という状況であります。ちなみに、平成26年度における母子手帳交付数から見ますと、これは全体で292件の交付が平成26年度はございましたが、そのうち市内産科医療機関を受診された件数は191件で、65.4%でございます。残りの34.6%が、市外の医療機関を受診されているという状況であります。

また、乳幼児の定期予防接種の状況については、全体で7,578件の接種がございましたが、市内医療機関での接種が6,073件ということで、80.1%でございます。残りの19.9%については、近隣の市町の医療機関からの御協力をいただいているという現状であります。

そういった現状で、小児医療体制の充実というのは課題の一つというふうに認識しているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

今の状況を見ますと、大体寒河江市内で賄っておられるのかなと思いますけれども、現在小児専門が1つ、それから産科が2つということですが、それ以外にも、現状のところ、今のところ間に合っているということですが、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の小児医療の今後の取り組みということではありますが、先ほど申しあげましたが、我々としてはこの安全・安心な医療体制というものを充実していくということについては、大変大きな課題であるというふうに思っているところでございます。

今般のさがえ未来創成戦略については、医療に関する具体的な文言は明記をしておりますでしたが、当然のことながら出生率の向上を図っていくということは、安心して出産、子育てに臨めるような医療体制の構築というのが前提でございます。そういう意味では、シビルミニマムだというふうに認識をしているところであります。そういった観点から、今策定を進めております次期振興計画の中において、妊娠、出産、子育てから高齢者に至るまでの医療供給体制の確保に関する施策について、鋭意検討がなされているというふうに思っているところであります。

その中で課題となっております小児救急医療における、一つは休日夜間の診療体制の構築というものも議論を重ねていただいているところでございます。いずれにいたしましても、市民の安全・安心対策の柱の一つとして小児医療体制の充実強化については、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでありますので、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 市長のほうから、次期の振興計画の中でやっていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

やはり、これから次世代を担う子供たちが生まれてくる中で非常に大切なものだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、市長のほうから先ほどもありましたけれども、ほとんど寒河江市内で賄っておりますけれども、やはり寒河江市というのは天童に行くにも山形に行くにも、非常にアクセスが便利でありまして、今のところどこに行くにも30分圏内ということでありまして、非常にどこに行くにも便利な市なのかなと思います。

ただ、今市長からいろいろ述べられましたけれども、やはりこういういろんな政策の中で、寒河江市がどういうふうにして残っていくかということになりますと、西村山地区を寒河江市がある程度受けとめていかなければならないということがありますので、流動人口などをとめるような、本市でとめられるような対策が必要になるのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

その中で、4番に西村山地区1市4町の医療現行と課題についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 西村山郡の1市4町の医療の現状ということではありますが、まず現況を申しあげますと、西村山郡の医療施設については、これは御案内かと思いますが、公立病院は寒河江市立、県立河北初め4つの公立病院がございます。それから、病院診療所が57カ所、歯科診療所が38カ所というふうになっております。また、医療従事者の数を見ますと、医師が130名、看護師が575名となっているところでございます。

こういった状況になっておりますが、御案内のとおり高齢化が一層進展をするということが見込まれておりますから、在宅医療を初めとした高齢者医療というものがさらに重要性が増し

てくるというふうに思います。そういった意味で、介護さらには福祉全体の分野との密接な連携というものが求められるという状況にあるかと思えます。

また、一方で、先ほど阿部議員御指摘ありましたが、住民の皆さんの受診行動というのは広域化しているわけであります。寒河江市内のみならず、西村山郡のみならず、さらに山形、天童など広域化しているということでありますので、そういった意味で山形市内の山大的附属病院でありますとか、県立中央病院などを初めとした高度急性期病院と西村山郡の病院診療所との連携、さらには機能分担というものを十分検討していく、そしてきちっと連携と役割分担をしていくということが、限られた医療資源の中で有効に機能するということになるのではないかとこのように考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

今、市長から伺いましたけれども、西村山地区というのは非常に医療環境的にはいいんだなというふうに思いました。その中で、高度急性期医療ということで、山大的それから中央病院というふうな考え方でありますけれども、やはりそこまで行く段階、1次、2次の中で西村山地区の1市4町の中核都市として、寒河江市としての今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 1市4町の中心としてどういうふうに、この医療供給体制の充実強化にどう取り組むのかという御質問であります。先ほど申しあげましたが、この住民の皆さんの医療のニーズが多様化して、広域化している。そして、医療供給者、供給する側についても高度化、専門化しているという状況の中であります。そうした中で、寒河江市、そして西村山全体の良質で安心できるような医療供給の体制を確立し

ていくということになりますと、救急医療、さらには3次の高度医療というものを全体の視野の中に入れて、広域的な医療のネットワークの構築ということを前提にしなければ、限られた医療資源を有効、適切に活用していくことにはなっていないというふうに思います。

何を言っているかという、寒河江、西村山だけでなく、村山全体の中での医療供給体制というものを視野、頭の中に入れながら、検討を進めていかなければいけないのではないかとこのように思っているところでございます。

現実的にも西村山と、そして北村山と山形周辺とこういう3つの細かく分ければ医療圏があるわけでありますけれども、その中で西村山の医療体制を確保、継続していくということについて、どういう役割を果たしていくことになっていけば確保できるのかということを実際に考えていかなきゃならないというふうに思っています。

何でこういうことを申しあげるかという、現在県においては村山、最上、置賜、庄内といった大きなブロックを圏域とする、2次医療圏ごとにこうした医療体制を検討する地域医療構想の検討が始まっているということになっていきます。

そういったところでありますから、我々としてはこういった動きなども十分踏まえながら、もちろん医師会を初め関係機関と十分連携をしながら寒河江、西村山の地域における医療機能の充実強化を図りながら、市民の安全・安心の構築というものを図っていく、さらに一層の努力をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 市長からは、今非常に詳しい話をありがとうございました。

やはり、今市民の皆様方は出産にしても妊娠にしてもそうですけれども、広域化それから高

度化というのはやっぱり求められておりますので、市内だけでなく、やっぱり市外のほうにもいろいろと行かれている傾向はあると思えますけれども、今御説明の中で市としては救急、それから3次の取り組み、それから広域のネットワーク等々を組み合わせておりますけれども、村山全体としての医療の考え方というのはわかりますけれども、やはり寒河江市に県外、それから市外から若者が移住、定住を、住み続けられるような環境づくりをするためには、やはり本市が暮らしやすい環境整備なども必要だと思いますので、また本市で人口の流動を食い止められるような施策づくりというのは、非常に大切なものになってくるのかなと思いますので、今後とも切れ目のない支援というものをよろしくお願いを申しあげたいと思います。

続きまして、通告番号9番の新規就農者の支援について伺います。

高齢化していく農業者や農業従事者の減少している中、11月27日、農林水産省から2015年農林業センサスの調査結果が発表されました。その中で、大黒柱とも言える働き盛りの世代の落ち込みが、減少している傾向ある中、本県の新規就農者が2010年以降、ふえ続けているというニュースがありました。また、農家出身者でない人の参入が、農家出身者のUターン就農を初めて上回ったとの新聞記事の報道もありました。

問題は、本市でありますけれども、さがえ未来創成戦略案で示された魅力ある仕事の機会を創出し、新しく農業に係る新規就農者や後継ぎ、Uターン者などの若者の確保が近々の問題と示されております。将来の農業を担うリーダーとして経営感覚にすぐれた担い手を育成するには、本来の本市のリーダーの人材力の確保にもつながるものだと思います。

まず、最初に新規就農を目指す若者の確保の育成と強化策について伺います。

○国井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新規就農者の育成、確保、大変重要なテーマでございます。寒河江市の新規就農者の状況については、先般策定をしたさがえ未来創成戦略の中でもまとめているわけですが、平成22年から26年までの5年間、累計で53名が新たに寒河江市内で就農をしているということでもあります。

内訳といたしましては、新規学卒就農者が11名、農家出身者で他産業に従事した後に就農したUターン就農者が23名、非農家出身者で新たに就農した新規参入就農者が19名となっております。そういった意味で、県全体の数字とは若干逆になっているようではありますが、これが寒河江市の状況だというふうになっております。

寒河江市におきましては、この新規就農者の支援ということで、これまでも就農後、経営が安定するまでの最長5年間、農業所得を支援する青年就農給付金、また生活基盤整備のための農業用機械などの導入を支援する経営者育成新事業など国の制度を活用して支援を行ってまいりました。

また、市の独自の支援策として担い手新規就農者支援事業というのがございますが、これでは農業用機械導入のほか、農地の賃借料や海外農業研修への補助なども行っております。また、さらに寒河江市農業後継者育成事業におきましては、農業後継者や新規就農者が組織する団体が講演会や視察研修などを行う場合には、活動の経費に対する補助を行ってきております。

そのほかにも寒河江市新規就農者支援育成協議会というものを設置いたしまして、県の西村山農業技術普及課、さらには市の農業委員会、JA、寒河江市農業士会などと連携をして、農業経営に関するさまざまな相談や情報提供を行っているところであります。

また、この12月、そして来年の2月には、東京で開催されます新農業人フェアにおきまして、農業に興味のある社会人や学生、求職中の方々

に対して寒河江市の農業について直接PRをして、就農への情報発信を行って、新規就農者の掘り起こしを積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

市といたしましては、今まで申しあげましたが、この新規就農者の経営安定に対する支援策の強化というのは、今後の寒河江市の農業の担い手確保を図る上で極めて重要な施策であるという認識を持っておりますので、引き続きその充実、強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

今、新規就農を目指す者ということで、26年まで53名ということでありましてけれども、今未来創成の中では今後27年から70名を予定しているということでありまして、目標に近づけるように、またそれ以上になるように期待をしているところであります。

それから、新規就農者に対する支援ということで、今さまざま市長のほうから話ありますが、少しでも多くの予算をとっていただいて、支援のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

2番の企業性のある農業を進められるような育成と踏み込んだ支援について伺いたいと思います。

高齢化によりまして農業従事者が減少していくなれば、新規就農者が規模拡大を行い、生産拡大を試み、生産効率を上げ、安定した農業を行えるような農地の確保、それから技術向上、販売確保、施設整備の充実などが必要になっておりますが、先ほども市長のほうで申しあげましたが、いろんな支援を強化していくこととありますので、補助制度の確保が求められると思いますので、それについてお伺ひしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 企業性のある農業を進める若者の育成という観点で言えば、農業をよりビジネスとして自立させていくということが必要になってくるというふうにも思います。これまでの農業の方が市場へ出荷するというだけでなく、消費者へ販売をしていくんだという意識を強く持っていくということが必要になってまいりますし、ますますそういう意味でビジネス化ということで商品の開発あるいは経営能力というものが重要になってくるのではないかとこのように思います。

TPPなどによって今後増加するであろう外国産の農産物との競合なども視野に入れていきながら、消費者の意識、消費地の動向なども迅速に把握をして、そして的確に手を打っていく。そのための生産する農産物の選択やら、あるいはまた消費地へのPRやらというものを十分に検討して進めていくということが今まで以上に必要になってくるんだというふうに思います。

そういう意味では、農業者の方のみならず、もちろんJAなどの農業組織、さらには市を初めとした行政の組織などが一緒になって連携をしながら研究をしていくということも必要でありますし、また農業経営の法人化、それから6次産業化なども十分進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

いずれにしても、寒河江市だけでなく国や県などのそういう施策と連動をしながら、連携をしながら、我々としてもさまざまな分野の支援策というものを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

やはりこれからの農業はビジネス化、それから自分で販売をしていくこと、やっぱり規模を拡大しながら本当に企業的な感覚で農業をやっていく必要性はあるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、新しく本市のほうに新規就農を目指してくる若者というのは、まだ安定した収入がない状況ということもありますので、それで農業経営を行っていかねばならないということがあります。そんな中でありますので、空き家とかそれからアパートなどを借り上げて、本市に住むために安く借り上げて提供できるような支援策などもできればお願いをしたいと思っております。

それから、6次産業化の中で今、女性、御婦人を使った取り組みなども新聞等で報道されておりますので、その辺のところも考慮をしていただければ大変ありがたいと思います。

続きまして、3番のその新規就農者を受け入れる農業者への支援について伺いたいと思えます。

今、2日の一般質問でも佐藤議員のほうからありましたが、認定農家255名の中で担い手が33名ということでありましたけれども、やはり1人でもやっぱり2人でも多くの新規就農者が育つような取り組みが必要なのかなと思います。その中で、受け入れ農家への支援について伺いたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員御指摘のように、新規就農者を育てていく、そのための受け入れる農業の方が拡大していくというんですかね、充実をしていくということもやはり極めて大事だというふうに思っております。寒河江市におきましては、新規就農を目指す農業研修生を受け入れてくださる農業経営者の方、3名いらっしゃいますが、現在1名の農業研修生を受け入れていただいております。

また、雇用就農者の育成を目的として、国の制度ではありますが、農業法人等が雇用就農者を正社員として雇用した場合に、雇用経費の一部を支援する農の雇用事業を活用して、6名の農業経営者の方が9名の雇用就農者を受け入れ

ていただいているところでございます。

御指摘のとおり、新規就農者の方が農業経営を安定させていくには、一つには技術の習得も大事でありますし、もう一つはやっぱり経営方法、経営というものを習得していくというものが必要でありますので、そういう意味で就農の実務研修というのが極めて大切であるというふうに思っております。そのためには、先ほど来申しあげておりますが、受け入れ側の農業者の方の確保というのが必要でありますから、その際、受け入れる際の負担軽減のための支援策なども重要だというふうに認識しているところでございます。

寒河江市としても、こうした受け入れる農家の方を拡大するための独自の支援策などについても、現に受け入れている農業者の方の皆さんの声、意見なども十分お聞きをしながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

ただいま市長のほうから、6名の受け入れ農業者が9名の正社員として雇用をしているという話を伺いました。その受け入れている農業者の方が本当に、この新規で就農している方々が今後、一人前になるまで相当の期間が必要になってくるのかなと思いますので、支援というものをよろしくお願ひしたいと思えます。

通告番号10番、生活環境について伺います。

市街地を流れる用水路、排水路など市内を流れる水路について伺います。要望書の提出とその取り扱いの仕組みについて伺います。

寒河江地方創生の取り組みの中で、本市の人口ビジョンによりますと若者の定住や移住、Uターンによる若者などによる人口拡大も視野に入っております。新しく本市において生活していく上で、新築、空き家活用、中古物件活用など地域の中に初めて生活する市民がふえていく

水が農産物に提供されていることも承知しております。

寒河江市は、最上川と寒河江川に囲まれた扇状地であり、水の豊かな環境にあります。その豊かな水を農閑期の二の堰の側溝や水路を利用した狭い道路や除雪しにくい場所の雪対策に使用できないものかどうか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 二の堰については、以前は非かんがい期には水を流していないということでありましたが、現在は沼川水環境改善事業として通年、水を流しているという状況にあります。先ほど来御質問もありましたが、住環境向上のために市街地の農業用水路へ一定水量の水を通水するという点については、農業用水路を管理している土地改良区との協議を行うということが当然必要になって、その協議が調った上で通水をするということになるかというふうに思います。

ただ、その際には例えば水路の泥上げなどの維持管理をどうしていくのか、誰がするのか、あるいはこの御質問は冬期間の融雪に使用するという点で御質問があったわけですが、雪が詰まってあふれ出た場合のトラブルなどについてどうしていくのかなどについて、いろいろ協議をした上でいかなきゃならないというふうになるかというふうに思います。

例えば、三泉地区の道生堰などに例があるわけですが、管理責任者を置いていく、さらには使用のルールを取り決めなどをしていくなどということ、地域の皆さんと土地改良区、さらに行政も一緒になって、ルールづくりというんですか、体制づくりというものも必要だということによって、御要望の実現が図られていくというふうにも思いますので、その辺のところを十分御理解いただきながら、市としても相談に乗りながら対応を進めていきたいというふう

に考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

やはり市民が住みやすいようなまちづくりをしていくということは、やっぱり官民協働の参画によつての生活環境というものをつくっていかなければならないのかなと思いますので、やはり地域ともいろいろ話をさせていただいて、必要なところは今後よろしく御協議をお願いしたいなと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

柏倉信一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号11番、12番について、13番柏倉信一議員。

○**柏倉信一議員** おはようございます。

私にとってしばらくぶりの一般質問でございます。与えられた持ち時間を有効に活用させていただき、観点から、早速通告番号に従い質問に入らせていただきます。

通告番号11番、防火施設の状況について。

防火水槽、消火栓の管理状況と課題について伺います。

現在、設置されている防火水槽は、消火のための水を40トン保有されており、この水量は1台のポンプ車で放水活動を約40分継続できる量と伺っており、この40トンの水は木造の建物1件を消火する時間の目安、目標を約30分ということから、余裕を持って防火水槽の貯水量が定められたと伺っております。

改めて申しあげるまでもありませんが、火災発生時の消火活動において一番重要なのが水であり、最近3.11の大災害を初め、近隣においても大きな災害に遭遇しております。

そこで伺います。防火水槽、消火栓の耐震対策はどのように取り組まれているのか。また、

防火水槽、消火栓の漏水、破損などの管理は地元消防団に委ねられていると思いますが、どのような指導をしておられるのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 柏倉議員からは、防火水槽、消火栓の管理状況ということで御質問ありましたが、防火水槽についてはことし、今年度も1基設置をさせていただいておりますけれども、これ耐震対策ということになりますと、今から20年前の平成7年の1月17日に発生をした阪神・淡路大震災の教訓をもとに、耐震設計基準に適合した工場製造の2次製品の防火水槽を設置しているところでございます。

また、消火栓についてであります。現在耐震基準というものがありませんけれども、維持管理上、例えば車両などが追突をしたり消火栓が倒れた場合でも、水が噴き出さない構造になっております。さらに、消火栓には個別に仕切弁が設置されておりますので、地震などにより仮に消火栓が破損しても水漏れを起こさないようにしているところでございます。

そうした施設の維持管理であります。防火水槽の維持管理については漏水、水量確認のための点検を各地区の消防団に依頼をしているところでございます。また、冬期間においては、防火水槽の鉄ぶた部分、さらには消火栓周りの除雪についても消防団をお願いをしているという状況になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁をいただきました。

耐震対策も対応されておられるようですし、地元消防団に対する指示系統もでき上がっているようで、安心をしたところでございます。

大災害においては、どうしても断水の可能性が当然出てくるわけで、消火栓の活用に問題が生ずるようなことも多々あると伺っております。こうしたことから、地震などの大きな災害時に

おける火災の対応となれば、防火水槽に頼る部分が大きいと思いますので、今後も耐震対策を引き続き進めていただきたいと思います。

次の質問に入りますが、9月議会の常任委員会でお尋ねをしましたが、現在市内には防火水槽が419基設置され、そのうち333基は民地に、そして消火栓の設置数は703基あるように伺いました。

そこで伺いますが、防火水槽、消火栓の設置いただいている民地には、何かしらの優遇措置は何かあるのか、また地権者との賃貸契約はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防火水槽、ただいま御指摘ありましたとおり、平成27年3月現在で市全体に419基設置しております。そのうち、私有地に設置されているものは333基となっているわけであり。また、消火栓については全体で703基ございますが、このうち私有地に設置しているものは172基となっております。

私有地に設置してある防火水槽、消火栓については、土地所有者の方から御協力をいただいて無償で設置させていただいております。税、その他の優遇措置については、特にございませ

ん。これまで、防火水槽、消火栓の設置場所については、地元町会で御検討をいただいて、土地所有者の方から承諾していただいた後に、市が設置工事を行っているのが通例、一般的でございます。その場合、地元町会と土地所有者の方の間では文書での取り交わしはなく、口頭で承諾をいただいているのが現状のようでございます。

また、土地所有者の方と寒河江市との間につきましても、契約書による締結はありませんが、口頭による使用貸借がなされているという状況でございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 市長から答弁をいただいたわけですが、広域消防本部のお話によれば、防火水槽419基、消火栓703基という数は、寒河江市の戸数からすれば恵まれている数というふうに伺っております。数が多い分だけ、当然消火活動がしやすいということになります。民地に設置していただいている数からしても、防災意識に対する市民の理解、協力が得られている証拠かもしれません。

しかしながら、防火水槽、消火栓の設置が始まってかなりの年月が流れているというふうに思います。先ほどの市長の答弁にもあったとおりだと思っております。そんなことで、当時設置に理解を示し協力した当事者も、依頼した方も他界をされている可能性も多いのではないかとこのように懸念を抱くところでございます。当然のことながら、当時の経緯を知らないままになっていることと思われまふ。時間が経過するにつれて、現在の所有者とトラブルが生じる可能性もないとは言えないのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。地権者からすれば、当然土地利用が制約されてくるわけで、多少なりとも税負担を強いられることとなります。こうしたことを視野に置くと、地権者との信頼関係や責任の所在を明確にする意味でも、市と地権者が直接賃貸契約を交わすべきと考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげたわけでありまふけれども、口頭ではありまふけれども防火水槽、消火栓の用地について市がお借りをして設置をしているということになるわけでありまふ。当然のことながら、防火水槽の漏水あるいは鉄ぶたの破損、そして修繕などについては市が対応するということになるわけでありまふ。

また、土地の利活用上、制限をされるということになります。構造物の上のほう、上の部

分については使用可能ということになりますので、利用していただひて結構だというふうになるわけでありまふ。

この土地の所有者と市との契約関係などについては、他の自治体においても土地の借用について契約書を締結しているところもあるというふうに聞いておりますから、そういったところの事例なども十分我々としては参考にしながら、土地の使用目的、維持管理などを明確にしていくということは、御指摘のとおり今後必要なのではないかとこのように思ひておりますので、土地の貸借契約書の取り交わしについて前向きに進めていきたいというふうにと考えているところでござひます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 市長には私の意図するところは御理解をいただいたというふうに思ひますし、ぜひそのような方向で進めていただひきたいというふうに思ひます。

今後においても大規模な宅地開発等が行われることなどがあれば、当然のことながら消防法に基づき防火水槽あるいは消火栓の設置が義務づけされることも予想されるわけでありまふし、現在設置されている場所だけでは不十分な地域も出てくる可能性もあると。土地の協力をいただく上ででき得るなら何かしらの、優遇措置がなされれば一番よいと思ひますが、これまで無償で提供していただいた方々のお立場や現在設置されている箇所数を考えると、なかなか予算規模も大変なものになるというふうなことも当然想定されるわけで、当面は市と直接契約を交わすというようなことで市民の方にも防災対策に対する御理解、御協力をいただひければというふうに思ひますので、ひとつよろしくお伺いしたいと思ひます。

次に、通告番号12番、ふるさと納税制度についてお伺いをしたいと思ひます。

寒河江市は、ふるさと納税に関するバナー広

告を楽天、ふるさとチョイスに掲載しているようですが、ふるさとチョイスに掲載されている我が寒河江市の実績を見ると、平成20年から取り組みが始まった中で、20年から25年までは件数においては16件、金額で1,761万円が最高と記載をされておりました。平成26年で一気に941件、2,300万円の数字となり、ことしはさらに大ブレイクをしているというふうに伺っております。改めて、ふるさと納税制度の取り組み状況について伺いをしたいと思います。

我が寒河江市におけるふるさと納税額は、前年度と比較してかなりの成果となっているようですが、改めて前年対比を含め現在の実績をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ふるさと納税の取り組み状況について御質問ありましたから、早速お答えをしたいと思います。平成26年度の納税実績については941件、2,312万余円とこういうふうになっております。今年度、27年については、国の税制改正あるいはクレジット決済の環境整備などによりまして順調に推移をしております、10月末現在の実績では、件数として2万4,341件であります。そういうことで、20倍以上ということですかね。金額にして、実績ですけれども、約5.6億円という実績になっております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 少し数字に興奮をしまして、手を挙げるのを忘れてしまいました。失礼しました。

私が想定したよりももっと伸びている数字というようなことで、大変素晴らしいなというふうに思いますし、市長は多分謙遜しておっしゃったんだろうなというふうに思いますけれども、諸般の状況でというような表現もされましたが、何もしないところにこのような結果がついてくるわけではないわけで、当然のことながらさまざまな裏方の努力、あるいはいろんな関係の方々

の御尽力があつての功績ではないかなというふうに思います。

大変、師走を目前にしてなかなか明るい話題がない中で、市民にとっては大変光明というか元気の出る答弁をいただいたなというふうに伺っております。

若干、これは私の個人的な主観なのかもしれませんが、少し残念だなというふうに思うのは、こうした素晴らしい実績ができていながらもかかわらず、意外と市民各位には周知がなされていないのかなというふうに思います。たまたまなんですが、この前の日曜日に私、数名の市内の御夫妻の方々と懇談をする機会を頂戴したものですから、何か議員として話すことはないかというふうに言われたので、このふるさと納税のお話をさせていただきました。大変びっくりされまして、また非常に喜んでおられました。意外とやっぱり、少し年齢層の高い方々、あるいはこの施策の中身の関係だと思えますが、ITCに余り理解を得られていない方にとっては、この制度というのはまだ浸透し切っていないのかなというふうに思っておったところです。当局を通じて市報、ホームページ等々を活用して、周知を図ることも当然のことだと思いますけれども、我々議員もできる限りいろんな機会を捉えて、スピーカーが16もあるわけですから、ボリュームをいっぱい上げて市民の方々にわかりやすく、そしてまた寒河江市における実績等々も周知することに一役を買っていかなくてはならないなと改めて思ったところでございます。

次に、寒河江市の場合、この寄附金の使途について8つの事業の中から指定できるというふうになっておりますが、この御指定いただいている順位というのはどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 10月末時点において5.6億円、

実績として上がっているわけでありませけれども、一番指定された事業として多いのは、次世代を担う子供たちの育成に関する事業というのが一番多いところで、金額的にですね、多いところでもあります。

次は、この8つの指定された事業、使途以外に市長が必要と認める事業ということになっておりますが、特にないけれども、いろいろ市で頑張ってくださいという意味だというふうに思います。

3つ目は、さくらんぼのまちづくりに関する事業というふうになっております。ちなみに、4つ目は地域福祉の充実に関する事業というふうに、そういう順番になっているところがございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** ありがとうございます。

8つの中で、2番目が市長の裁量にお任せをするというような順位になっているということは、市長も責任上、大変だなというふうに思っただけで伺っておりましたが、寄附をいただいた方々がどのような目的で寒河江市に大事なお金を寄附していただいたと、その動向というのはどういふふうになっているのかということをしサーチすることはとても大事なことだというふうに思いますので、今後の動向も注視をしていただきたいというふうに思います。

次に、納税額から返礼品や事務費などを差し引いた自主財源として利用可能な金額はどれくらいになるのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 当然、返礼品に要する代金があります。それから、郵送経費などがありますし、またさまざまな手数料、さらには人件費なども必要なところでもあります。一応、5.6億円の10月末で実績がありますが、まだ精算ができていないので、正確な数字はなかなかお答えできないというふうに現時点ではありますが、大体

5.6億円のうち手元に残ると申しましょうか、いろいろ経費を差し引いた残りの額というのは1.3億円ぐらいなのかなと。パーセンテージにすると23%ぐらいなのではないかというふうに見込んでいただいております。

ただ、これは10月末時点での5.6億円なので、今議会にも御提案申しあげて、補正予算を申しあげているので、最終的な見込みではないということをお理解いただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 23%ぐらいというような答弁をいただきました。

私は先日、天童市にお邪魔をいたしまして、少し勉強をさせていただいてまいりました。天童の担当の方のお話を聞きましたところ、大体天童市の場合は自主財源というようなことで、使えるパーセントが約25%ぐらいというようなお話をされておりました。単純に、行政がやることなので必ずしも手元にお金が残ればよいというようなものでもないと思っておりますし、この制度上、いろんな波及効果を期待しての制度なわけで、一概に数%が行ったから、下がったからというよりも、総合的な効果というものを十分加味した上で分析をしていく必要があるのではないかというふうに思います。

よく行政の中で言われる言葉に、例えば1億の財源があれば10億の事業ができるというようなことをよく言われるわけで、そういう意味合いからするとかなりの期待のできる数字ではないのかなと。もちろん、この納税制度がずっと恒久的に継続されるかどうかはわからないにしても、結構期待していい数字だというふうに評価をさせていただきたいというふうに思います。

続いて、返礼品についてお伺いをしたいと思います。

我が市の返礼品の中で、特に、ふるさとチョイスを見せていただくと特に米、はえぬきだと思っておりますが、あれのとおりだとすると、全国ナ

ナンバーワンというようなふうに見えるわけですが、返礼品はどのようなものが人気なのか、また納税者をどのように分析しておられるのか、口数、地域別などデータがあればお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 希望する返礼品のうちで申込件数が多いのは、先ほど御指摘ありましたけれども、米、清流寒河江川育ち山形産はえぬき、というのが一番多いわけでございます。2番目がさくらんぼ佐藤錦1キロ、3番目が山形牛Aコース、これはAコースというのとBコースというのがあります、Aコースというのが1万円コースですね。Bコースというのが2万円コースですね。そういうふうになっております。

また、納税者、寄附者の住所を都道府県別に分析しますと、東京都の方が4,987件で、全体の21.5%ですね。次に多いのが神奈川県2,826件で12.2%、次が大阪府1,947件で8.4%、次が愛知県で1,897件、8.2%ということであります。

今言った上位の4都府県で50%を超えているというのが実情、実態であります。

また、寄附金額、何種類かあるわけでありませうけれども、一番多いのが3万円コースであります。1万3,846件、これはお米が多いのかというふうに思いますが、次が1万円コース、1万2,026件、次が2万円コースが2,540件というような状況になっております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁をいただきました。ありがとうございます。

やっぱり天童市さんも似たような傾向だなというふうに伺っておりましたけれども、大体天童市の場合は関東方面、茨城から神奈川に至るまでということになるわけですが、ここで大体50%というようなことで、今市長の答弁にもございましたとおり、東京、神奈川、愛知、そして大阪と個々の都道府県だけをトータルし

ても、やっぱり半分ぐらい、50%ぐらいいくというようなことで、このふるさと納税制度の仕組みそのものがやっぱり大都市には非常に理解をいただいているというか、有効に活用されているのかなというところが分析として出てくるというふうに思いますし、やっぱりどのような中身になっているのか分析するのは、常にこれは大事なことだというふうに思いますので、先ほど来と同様に動向をぜひ注目していただいて、絶えず分析をしていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、寒河江のブランドにはラーメンとかバラとかというふうにありますし、またそばなんかは単品で返礼品に加えてみてはというふうに私は考えるのでございますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この返礼品のリストというんですかね、載せるということ、大変いろいろ我々も工夫をして、また苦勞もしているというのも現実としてあります。要するに、提供者の御理解をいただかなきゃならんということがもちろんありますし、もう一方で数が多くなるということも想定されるので、ある程度の量をきちっと提供、どのくらいの量まで提供できるかということをやったり想定していかなくちゃならんというところがあって、いろいろメニューに載せる際は苦勞しているわけですが、今御提案ありましたけれども、バラなどについてはバラ風呂セット、さらにはそばについては、これは単品ではありませんが、日本酒との詰め合わせセットなどというものを返礼品に加えているところがございます。そういう意味で、ラーメンなどについてはまだメニューに加えておりませんから、ぜひ提供者側と十分我々も協議をさせていただいて返礼品に載せていけるように検討していきたいというふうに思います。

また、そばについてもぜひ単品で載せていけ

るように検討したいというふうに思います。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 先ほど来、返礼品に少し追加していただいていたというふうな質問をさせていただきましたけれども、中でそばというふうなものも出させていただきました。たまたま私の趣味がそば打ちということもあって、そばと出すと何かまた引き水かなというふうにとられると困るんですけれども、こういう質問をさせていただいたのは、平成26年度末に楽天トラベルが行ったアンケート調査、これによれば山形県に来ておいしいと思った食べ物ランキング、1番が芋煮と、2番がだだちゃ豆、3番が米沢牛、4番が板そば、5番が冷たい肉そばというふうになっているそうです。さらに、10回以上の来県者のランキングで1番が芋煮と、2番が冷たい肉そば、3番がだだちゃ豆で4番が板そば、5番が米沢牛というふうに報じられておりまして、そば系統は山形県の食の中では安定した人気があるというようなことで、またもう一つの理由には市長の答弁にもございましたが、天童市の返礼品のリストは、全体で153品目というふうになっておりました。この153品目の中で需要がゼロだというのは、5品目というふうになっておりました。そのようなことで、とにかくいろんな品を返礼品に加えてみて、反応を試してみるということはあってもいいのかなというふうに思って御質問をさせていただいたところです。

続きまして、ふるさと納税制度を活用した交流人口の拡大策についてということでお伺いをしたいと思います。

ふるさと納税制度の返礼品に、さくらんぼ、ブドウ、イチゴ狩り等々の入場券を1口につき数枚程度加えてみてはと思うのですが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市として今現在、寄附をいただいた方に返礼品のみならずいろんなパンフレットなどもお渡しをして、同封をさせていただいておりますが、観光パンフレットのみならずさくらんぼ狩りの際の割引券などを一緒に同封をさせていただいて、できればこちらのほうにも来ていただきたいなどということをお願いしております。

そういう意味で、割引券のみならず入場券をどうかというような御提案でありますので、我々も来年などに向けて、その点は関係団体などともいろいろ充実について検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 御検討をいただけるということでございますので、ぜひひとつよろしくお伺いをしたいというふうに思います。

最近の傾向として、さくらんぼそのものの売れ行きはある程度安定しているものがあると思いますが、観光のほうは団体の客数が減少しているというようなことで、下がりぎみだというようなお話も聞いておりますし、誘客を進めていく上でも、少なくともトライしてみる価値はあるのかなというふうに思ってお尋ねをしたところです。

先ほどの市長の答弁の中に、割引券等も同封しているというようなこともございました。天童市の場合は、天童天童と引き合いに出してあれですけども、御案内のとおり将棋の駒のストラップに名前を入れたものを返礼品として、とにかく寄附をいただいた方全員にお配りをしているというようなことのようにございます。結構それもそれなりに人気がございます、聞

くところによるとそれをいただくのは8カ月前だなんていうようなことで、相当の数なんだなというように改めて認識をしたところですけれども、ある意味では市長のおっしゃられた寒河江としては徹底的にさくらんぼをアピールするというのであれば、割引券なんかも一つの考え方なんだろうなというふうに思ってお聞きをしていたところです。

最後の質問になりますが、旅館組合、タクシー会社等々の関係団体と連携をとる必要があるというふうに思いますが、単純に宿泊券というように返礼品に入れるのではなくて、祭りツアーとか、あるいはさくらんぼ狩りとかイベントとセットにしたような返礼品などは、これは交流人口の拡大につながるのではないかとこのように思うんですが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどさくらんぼ狩りの入場券のお話がありましたが、入場券を同封してもそこに行くにはどうしたらいいんだということになろうかというふうに思います。半分の人が大都市圏の人でありますから、そういう意味では輸送、こちらに来る足について支援をしていきながら観光に来ていただく、その際にはいろんなイベントなどもある時期に来ていただくなどということが大変有効なのではないかというふうに思っているところであります。

そういう意味では、現在6万円以上の寄附の返礼品として寒河江温泉のペア宿泊券というものを用意させていただいております。また、返礼品でございませぬけれども、ことし、さくらんぼ狩りをする際の観光客のタクシー料金ですね。駅からとかそういうところから場所まで行くときのタクシー料金などについて割引をさせていただいているのが、ことしそういうふうに取り組みさせていただきましたが、それを、全体をセットでして返礼品として提案をするとい

うことについては、大変我々もアイデアとして何とか実現をしていければなというふうに思っているところでありますので、これも相手がある、相手というか関係団体と十分協議をさせていただいて、できれば実現に図りたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** これまでいろいろと質問をさせていただいて、私の意図するところはお酌み取りいただいているというふうに思ったところです。総じて、どこの自治体もいろんな工夫をしながら、またいろんな方法を考えて、苦慮の末にこの事業に取り組んでおられるというふうに思いますし、先ほど来市長の答弁の中にもあったように、米がかなり寒河江市の場合は返礼品の中で上位に入っておって、全国ランクでももうトップクラスというふうなことの答弁がございました。

簡単に寒河江の米が日本一になったというふうには私も思っておりませぬし、1俵の米を精米した状態で3回に分けてお届けをするというふうな、これも一つのアイデアだなというふうに思いますし、またほかの自治体から見れば、大体ほかの自治体さんは15キロを目安にしているののかなと。うちは、うちは20キロというふうなことで、返礼品として準備をしておられる。これも一つのまず客層を見た中での対応だというふうに思いますし、何ら問題のあるものではないというふうに思いますので、まず引き続きというふうなことでお取り組みをと思っておりますし、最近のこの国政の流れを見ておきますと、地方創生にしてもふるさと納税にしても、これまでのような国からのトップダウン方式というふうなことではなくて、地方自治体が自分のまちづくりを、将来を見据えた自分たちで決めていくというふうな方向に大きく転換しているというふうに私は感じております。

こういうような時代にあって非常に大事な考

え方というか、民間感覚というものを行政に取り入れるというのは、非常に大事なこととか、大事なポイントになってきているのかなというふうに思うわけで、とりわけこのふるさと納税制度なんていうのは、まさに商取引と言っても過言ではないくらいだというふうに思っております。この制度を上手に活用して大きな成果を上げることができれば、今右肩上がりであるわけですけれども、今議会にも問題になっているT P P対策あるいは地方創生、自主財源の拡大等々、いろんな方面に波及効果を期待できるというふうに考えております。

この施策を大きく飛躍させていくには、やはり市長が先頭に立っていただいて、市民一丸となった取り組みが不可欠だというふうに思いますが、現在の実績に満足することなく、ふるさと納税制度のさらなる取り組みの強化を強く提言申しあげ、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号13番から17番までについて、15番内藤 明議員。

○**内藤 明議員** 最後の一般質問であります、ここに立つといつも緊張をいたします。

通告に従って、市長並びに教育長に質問を行いますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

最初に、通告番号13番、T P P問題についてお伺いをいたします。

さて、自由貿易の推進は安倍政権が進める成長戦略の柱の一つとしていますが、T P P環太平洋パートナーシップ協定は、去る10月5日大筋合意に達したことが大々的に報じられております。しかし、合意されたとされるその内容については、国民や国民を代表する国会には何ら明

らかにされておられません。一方で、山形県や自民党等でT P Pについての対応策が検討されているとの報道もなされております。そして、11月25日には政府において大筋合意を受け、国内対策として農家や中小企業向けの支援策を盛り込んだ総合的なT P P関連政策大綱を発表し、2020年に農産物、食品の輸出を14年の6,117億円から1兆円にすること、インフラ輸出で3兆円を受注することなどを目標に掲げたと報じられております。

こうしたやり方は、国会決議をほごにしているから公表できないというふうな見方がありますが、いずれにしても国民や国会軽視であることには変わりはありません。このように、T P Pについて公表されていない中で、山形県等で対応策を検討、協議しているところを見ると、行政機関である寒河江市当局には合意内容について、あるいは極秘に伝えられているのではないかと考えられるわけではありますが、そこでお尋ねをしたいと思っております。

T P Pの合意内容と本市の産業や市民生活にかかわりにある課題について、本市の対応策を伺いたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来、先日の一般質問等でも御質問がありましたが、10月5日に大筋合意がされて、10月9日に政府のT P P総合対策本部というものが設置をされ、また10月の21日に山形県のT P P総合対策本部というものが設置をされているわけではありますが、具体的な我々に伝えられている動きということになりますと、大半が農林分野の動きでございます。

東北農政局主催の説明会、さらには山形県が開催した説明会、意見交換会というものも過日行われて、担当者が出席をしましてまいりましたが、残念ながら新聞報道の内容的には域を出るものではなくて、そういうことでありますので、寒河江市が知り得ている情報ということになりま

すと、現時点では市民の皆さんと同程度の内容になっているところがございます。

また、新聞報道も一部ありましたが、去る11月25日には農業委員会、それから認定農業者の合同研修会として東北大学大学院の盛田教授によるTPP大筋合意の概要と日本農業への影響と題した講演会を寒河江市のほうで独自に開催をされているわけですが、この具体的な内容、TPPの内容につきましては、政府は懸念、不安の払拭のためにも丁寧な説明会を開催していくということでもあります。そういったことでもありますので、寒河江市としても国や県あるいは大学などの研究機関から情報収集をしながら、その内容について整理研究していきたいというふうに考えておるところでございます。

政府のほうの情報発信では、農林水産業の成長産業化を一層進めるために、必要な政策は来年秋をめどに具体的な内容を詰める、ただし牛肉、豚肉の経営安定対策といった制度変更が必要なものについては、TPP発効前に準備を進めることとしているということでございます。

いずれにしても、なかなか先日来、答弁を申しあげておりますが、現時点ではまだ国の対応策というものがはっきりしていない状況でありますので、寒河江市といたしましては国のこれからの動向などを十分見きわめながら、また県の総合対策本部とも連動して適切な対応策について講じていけるように検討していきたいというふうに考えております。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 前の一般質問でも中に触れられておりましたので、今のような答弁になるだろうというものは予測できたわけですが、通告をしておりますので飛ばすわけにはいきませんから、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

そこで、実はこの大筋合意したとされる内容について、国民の前に明らかにしないこうした

やり方について、私はこんなやり方はおかしいなというふうに思います。そこで、13年4月の国会決議、農林水産委員会における決議があるわけですが、その中のことについてやっぱり触れなければならないというふうに思っているわけですが、一つは農林水産物の重要5品目について関税の堅持を求めるというようなことが一つであります。

そして、もう一つは、忘れてならないのは、この決議には交渉で得た速やかな情報について国会報告すると、そしてまた国民へ十分な情報提供をするということが入っているわけでありまして、そうしたことについてやっぱり内閣としてこれはきちっと守っていただきたいというふうなことが私の気持ちでございますが、そしてそうした合意について発表せずに、公表せずに猫だましみたいな感じで、例えばTPP関連の政策大綱をつくるなんということは、これは本末転倒だなというふうに私は思います。こうした姑息なやり方だというふうに私は思っているわけですが、許してはならないというふうに思っております。

もちろん国と地方とでは違いますが、同じ政治家として佐藤市長はこうしたやり方についていかがお思いになるか、大変恐縮ですが、ぜひ御見解を承りたいと思います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このTPPの大筋合意を受けて、我々基礎的自治体の首長としてどういう姿勢で望んでいくのかということについては、一つには全国市長会などでやはりきちっとした情報の開示をして、そして地域農業の、農業で言えばですね、地域農業の維持発展に支障の出ることがないように対策を講じていただくということを強く要望して、さきの全国市長会などでもそういう要望をしていっているところでありますし、私個人的にもそういう考えであります。

ぜひ、市民の皆さんにも全体的にもう少しわ

かりやすく丁寧に、そして説明をしていきながら、さらにはその対策についてもきちっと打っていただきたい、説明をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も国民へ説明するのは、これは政府として当然のことです。これは、国会決議あるなしにかかわらず、そういうふうなやり方をすべきであるというふうに私も思います。本来なら、その決議を踏まえれば、これはやっぱりTPPの合意というのは破棄に値するというふうに私は個人的に思っています。

そこで、週刊エコノミスト12月8日号に東京大学大学院の鈴木宣弘教授の試算によりますと、このTPPの経済効果について内閣府と同じようなモデルを使って試算したそうですが、今回の合意により国内総生産のGDPの押し上げ効果はプラス5,000億円で、0.07%だそうであります。一方、農林水産分野の生産額は控え目に見ても1兆円を超えるマイナスで、食品加工生産額も1兆5,000億円に減るというふうな計算になっているそうであります。TPPの本質は、グローバル企業と一般市民との戦いだというふうに言い切っております。

私が心配しているのは、こういうふうな状況になってきますと寒河江市の農業だけでなく、一つ農業だけをとってみても、日本全体の農業が廃れてしまって、成り立っていかなくなるのではないかなというふうな心配を持っています。知識者が言うところによりますと、この自給率10%ぐらいになるのではないかなというふうなお話もございます。かつて、食料危機というふうなことも何回も直面をしたわけでありましてけれども、外国に胃袋を委ねるのは独立国としてはあってはならないなんていうことも、かつて言われたことがあります。こうした経緯を踏まえて、先ほど全国市長会等でいろいろ要請をされてきたというふうなお話もございましたが、こ

うした厳しい状況を踏まえてやっぱり、私の個人的な見解ではありますが、破棄も含めてやっぱり県や国に対していろんな要請をしていくべきだろうというふうに考えているところでございますので、市長の御見解を改めて伺いたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 私としては、寒河江の農業、そして農家の生活、農民の生活というものをやはり守っていく、あるいは発展をしていく、発展させていくというのが、私に課せられた使命でありますので、そういったことに対してこのTPPの大筋合意がどういう影響を及ぼしていくのかということについては、もう少し時間をかけて検討していかなければならないというふうに思います。

これは前から申しあげているとおりでありますが、ぜひそこら辺のところについては国あるいは県からきちっとその内容などについて説明をしていただいて、その影響というものを我々も真剣に分析して、そして対応をしていく。そして、逆に農業、農家の所得向上などにつながっていくような対応を施策としても、あるいは要望としても取り組んでいかなければならないというふうに認識をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** やっぱり市民への大きい影響が出ないように、特にマイナスの影響が出ないようにぜひ対応策をとっていただきますようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、通告番号14番のアベノミクスの経済効果についてお尋ねをしたいと思っております。

2012年12月に発足した安倍内閣は、それまでのデフレ経済を克服し、インフレを進めるための経済政策アベノミクスを打ち出しました。その柱は「3本の矢」と称されて、1つは大胆な金融政策、2つは機動的な財政政策、3つは民

間投資を喚起する成長戦略であります。その結果、円安は進み株価は上がり、大企業や大型投資家は大きな利益を手にしましたが、中小零細の企業では石油製品や原材料の値上げで厳しい条件下に置かれ、農業分野においても同様の指摘がございました。

労働分野においては、大企業で働く労働者の賃金は一定程度引き上げされましたけれども、中小企業の労働者はわずかばかりの賃上げで終わり、実質賃金は生活関連商品等の値上がりで目減りをしたというふうに言われております。こうしたことを受けて、多くの経済学者はアベノミクスの失敗を指摘しております。

ところが、安倍総理はその政策の検証をしないままに、最近「新3本の矢」を発表いたしました。これは、私はこのアベノミクスの失敗を覆い隠すものというふうに思っておりますが、そういうふうに指摘をさせていただきたいというふうに思います。

私は、これまで市内の企業者あるいは農業に携わる方々、そしてまた労働組合等の労働者の方々とお会いをし、アベノミクス、つまり安倍内閣の経済政策についていろいろ伺う機会がありましたけれども、大方は先ほど申しあげたような見方でございます。そこには、安倍内閣の言うトリクルダウンなどは起きていないということでございます。

そこで伺いますが、アベノミクスがもたらした本市への総合的な経済効果をどのように御判断されているのか御答弁をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このアベノミクスの経済効果、なかなか分析が難しいのかなというふうにも、一概には言えないところがあるかと思っておりますけれども、一つの指標として市内企業200社を対象に市が独自に行っている業況調査というのがございますが、これはアベノミクスが始まっ

た直後の平成25年4月とことし、直近の平成27年10月の調査の結果を比較いたしますと、業況の項目におきましては、平均的な業況を100とした場合の業況感が25年4月では85.1%、27年10月では87.8%ということで、改善の方向に2.7ポイント高まっているというふうな結果が出ております。

また、今後半年の業況見込みでは、よい状況を示す、天気図記号に表現をしておりますが、よい状況を示す快晴、晴れの回答が22.7%から31.7%ということで、9ポイントふえている。また、悪い状況を示す曇り、雨の回答が31.3%から24.8%と6.5ポイント減っているということで、業況の回復見込みの傾向が見られるということではありますが、今回の調査において、ただし先行き不透明、いわゆる薄曇りとした回答が42.7%、半数近くあったということでもありますので、業況が好転しているとばかりはなかなか言えない状況なのではないかというような調査結果が出ているところでございます。

また、雇用の面で見ますと、市内企業100社を対象に市が行っております雇用動向調査の結果を見ますと、正社員が不足しているという回答が平成25年4月の、これは16社でありましたが、27年10月には26社ということで、10社ふえているところであります。また、これからの求人予定人数、求人を実施しようとする事業所数の回答でも、ともに増加の傾向を示しているところでございます。

有効求人倍率、ハローワーク寒河江管内の状況でも、25年4月の0.77倍から平成27年10月には0.99倍ということで、0.22ポイントふえている、1倍に近い数字になっているというふうなところでございます。

さらに、ことし4月、アベノミクス効果の成果を地方に広く行き渡らせることを目指した交付金、プレミアムつき寒河江さくらんぼ商品券の発行事業ということで実施をいたしま

したが、総額3億円の商品券を発行して、約6カ月の使用期間を終了して事業を終了いたしました。現在その結果について集約中ではありますが、この商品券が呼び水となった消費喚起効果額については、約1億8,000万円程度というふうに試算をしているところでございます。

そういういろんな調査結果によりますと、景況感では経済効果の実感にまだまだ足りないところも感じられる反面、雇用の面では好転も見られるというふうに今分析をしているところでございます。いずれにしても、さらに国あるいは県などのさまざまな施策の動向を見ながら、我々としては市内の雇用、景況の把握に一層努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 議論をしたいところもあるわけでありまして、次の課題もございまして、次に進めさせていただきたいと思っております。

次に、通告番号15番の地方創生についてお尋ねをしたいと思います。

先日も産業まつりという一般質問の答弁でも触れられておりましたが、来年1月に予定されている雪まつりの具体的な内容について伺いたいと思っております。

この雪まつりは、地方創生先行型の交付金を活用し、県と西村山1市4町で組織される実行委員会で行い、過日、第1回の実行委員会が開催されたというふうに報じられておりました。そこで伺いをしたいというふうに思いますが、実行委員会が協議されました雪まつりの具体的な内容について答弁をお願いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議員御指摘のとおり、先月13日、実行委員会が開催されたわけでありまして、その実行委員会が決められた具体的な内容についてお答えをしたいと思います。

期日は来年1月29日から31日までの3日間ということで、場所は最上川ふるさと総合公園で開催をするということであります。目的は、冬場における観光客誘客の推進のため、県内各地の雪まつりのオープニングイベントとして位置づけて実施をするものでございます。

具体的な内容としては、雪像の制作、花火の打ち上げ、有機EL等によるイルミネーション、さらに屋台村、雪遊び体験などを主なイベントの内容にしております。雪像につきましては、シンボルとなる雪像を制作しながら、県民参加型の雪像も多数制作をしていくということになっております。

今回の雪まつり、初めての試みではありますが、克雪、利雪など雪国ならではの県民のたくましいエネルギーを象徴するお祭りにはしたいと考えているところでありまして、若者や親子連れ、年配の方などあらゆる階層の方から楽しんでいただけるように、会場内での催事といたしましては滑り台、スノーモービルなど雪を生かした体験エリア、さらには1市4町を代表する食やお土産などを販売する屋台村、さらにはスペシャルライブや県内雪まつりのPRなどのステージイベントも予定しているところでございます。

多くの方に来ていただかなければなりませんので、観光客誘客のためにチラシ、ポスター、県内外の新聞やフリーペーパーなど観光宣伝にも力を入れていくということにしております。

また、西村山以外からの来場者も多数見込めますので、来場された皆様には西村山郡の各地に足を運んで伸ばしていただきたいと思いますと考えております。そういう意味で、寒河江市観光キャンペーン推進協議会、山形DC推進協議会と連携をして、西村山郡の酒蔵、ワイナリー、さらには郷土料理、冬を楽しむ山形ならではの体験、温泉など冬の観光素材を生かしたバスツアーの企画などにも取り組んで、西村山1市4町への周遊促進を図っていききたいというふうに考えて

いるところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** そこでお尋ねしたいというふうに思いますのは、いろんな行事といいますか、いろんなイベントの中身、今ございましたけれども、今回の雪まつりについて新聞等によりますと海外の旅行者というのにもPRを行うとこういうようなことがありました。それで、外国人の観光客も招きたいというようなことだそうではありますが、大変お金もかかるんだろうなというふうに思いますので、事業費の内訳についてお聞きしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 事業費については、総額で7,000万円ということをご予定しております。内訳は、山形県が半分の3,500万円、1市4町が半分の3,500万円ということになります。

それで、事業費、支出のほうについては、雪像などの制作と雪運搬経費について4,500万円、それから祭り運営事業費について2,100万円、それから宣伝事業費として400万円、合計して7,000万円というようにございますが、海外からの誘客のための経費はどうかということですが、現在台湾、香港、中国上海、韓国の海外コーディネーター及びシンガポール駐在員を通して、新たな山形県滞在旅行商品の企画提案やまたインバウンドチャーター便の県内空港への誘致活動等のPRを旅行エージェントに対して行っていただいております。その中でも、この雪まつりについての情報提供がなされるというふうに聞いております。

また、先ほど来りましたが、来年1月、2月に台湾からの観光客を乗せた山形空港発着の国際チャーター便が18便程度、運航予定であるというふうに聞いておりますので、今回の雪まつりへの誘客についても検討していただいているところでもありますので、我々も大いに期待したいというふうに考えております。

そういう意味で、今回、今申しあげた海外の旅行会社へのPR費用ということについては、この実行委員会の経費以外のレベルで、県レベルでの事業展開というふうになっているところでもあります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 細かいところまでお聞きして大変恐縮でございますが、わかりました。

それで、市民の間には、私どもも議会報告会ということでそれぞれ回らせていただいておりますが、そのほかにも市民の方から御意見がございまして、このイベントをほかにないようにはぜひしていただきたいとこういうふうな強い希望がありまして、そこにはこのイベントを起爆剤として、つまり寒河江が活性化するようになればいいなというふうなことのあらわれだというふうに私は思っておりますけれども、私自身もぜひそうあってほしいというふうに願っております。

ただ、一抹の不安がないわけではありません。金額が大きいだけに、それで一発花火で終わったなんてことのないようにはぜひお願いをしたいなというふうに思います。

このイベントを定着させて、地方創生をなすという意味でのことでぜひ続けていただきたいというふうな思いはありますけれども、そこでそのための、そうするためのポイントについてどのように市長はお考えになっているか、御見解をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このイベントを継続していくためのポイントはどうかということですが、ポイントはまずは成功させなきゃいかんということですね。この成功というのをどういうふうに認識をするかということになるわけですが、もちろん多くの皆さんに御来場いただくということが一つであります。そして、おっしゃったようにほかに例のないような山形ら

しい、西郡らしい雪まつりにしていくということで、今知恵を絞ってほかにはないようなものに取り組んでいるということがあります。そういうイベントにしていく。

そして、成功したというのをどういうふうに認識をするかと。スケールとかそういうこともあります、あるいは県と1市4町が一緒になってしているということでもありますから、場所は寒河江市であります、4町にもやっぱり参加してよかった、成功したという認識をやっぱり持っていただくようなイベントにしていかなければならない、また来年も一緒にしたいというようなイベントにしていくということが大変大事であります。

何を言っているかということ、経済効果を4町のほうにも波及させていくということなしには、継続的な県と1市4町のイベントにはなっていないのではないかとこのように思いますので、そこら辺を我々としてはやはり意を用いながら今取り組みを進めているところでありますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も市長と全く同感でございます。初年度のことしは、それはやっぱり何としても成功させなくちゃいかんというのは、これは私は必須要件だというふうに思っています。

財源をどうするかというのは、また問題は別にありますけれども、そのためにはさっきも市長も答弁されました4町に対する経済の波及効果ですね、それは当然のことだというふうに思います。ですから、例えば雪像をつくる際の例えば業者を頼むなんていうのは、4町に見渡し、目配りをしていただくというようなことも必要でありますし、それから西村山地域の住民がどのように参加できるかと。こぞって参加できるような対応をやっぱりつくっていく必要があるんじゃないのかなというふうに思っております。

そこで、少し細かいことをお尋ねしたいというふうに思っているんですが、一つはマスコミには地元の料理、販売などとして焼き鳥とかラーメンなどの屋台村なんていうふうなことが書かれてございましたが、出店する店についてはそのほかどういうふうなものを考えておられるのか。私は、例えば子供たちを誘客……。子供たちが来るところには大人も来るんですね。ですから、露店なんかもあればおいしいのかなとこのように思っているんですが、ただ冬の時期ですからなかなか雪なんかもあると大変なところもあるというふうに思いますけれども、あるいはまたスペースの問題もありますけれども、例えば冬の時期ですから農産物なんかはどういうふうな状況にあるのか私はわかりませんが、トラック市なんかもやるところがございませぬ。そうしたものも含めていろいろ御検討をされてみてはいかがかなというふうに思っているんですが、この出店をどのようなものについてお考えになっているのか、お考えを教えてくださいたいと思います。

○**國井輝明議長** 松田課長。

○**松田 仁さくらんぼ観光課長** 出店の内容という御質問でございますけれども、現時点でございますけれども、議員さんおっしゃったようにスペースの問題もございませぬので、いろんな各町からの要望等もいろいろ集約した中でまとめていきたいとは思っていますけれども、現段階の検討内容というのはございまして、今おっしゃられたような寒河江の焼き鳥でありますとか、あとは河北町であればイタリア野菜を使ったピザとか、あとは大江町さんであれば煮込みや地鶏の料理とか、朝日町はダチョウ肉ソーセージとかいろんな町さんからの独自のPRしたい地場産の屋台村への提供の希望等が出ておるところでございます。

こういったことも含めて、さらには露店、焼き鳥等も含めて今後にぎやかになるような出店

のエリアづくりというものを検討中でございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ありがとうございます。

そうですね、やっぱり1市4町の皆さんが参加できるような体制をやっぱりつくり上げていくことが重要だというふうに思いますので、今御答弁にもありました。ぜひ目配りをしていただきたいというふうに思います。

次に、通告番号16番の本市における特定空き家の実態と対応策についてお尋ねをしたいというふうに思います。

このところ少子高齢化を反映してのことか、市内でも空き家が多く目立つようになりました。中には、廃屋となって屋根が抜け落ちているというふうなところも見受けられます。近隣の住民は、何とかしてほしいというふうな願いはあるわけでありまして、持ち主あるいは相続人はかつてそこに一緒に住んでおったというふうな知り合い同士というふうなこともありまして、直接はなかなか言えないというのが現状のようであります。

私も議員として時折そうした相談を受けるわけでありまして、なかなか名案といえますか、浮かびません。それで、行政としてこの対応策を急いでおかないと、今後大変な状況が出てくるなというふうに思っておりますので、伺いたいというふうに思っているところであります。

一つは、既に空き家対策特別措置法が施行されて、本市でも空き家等の適正管理に関する条例も施行されているわけでありまして、そこで初めに国において定める特定空き家に関する指針、つまりガイドラインについてはどのようなものになっているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** お答えを申しあげたいというふうに思いますが、今年5月に国のほうで施行さ

れた空家等対策の推進に関する特別措置法で、特定空き家のガイドラインというのが定められているわけでありまして。そのガイドラインでは、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」「著しく環境を損なっている状態」「その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」、この4つの基準を参考にして悪影響の程度と危険性の切迫度などを勘案して「特定空家等」とするというふうに定められているところでございます。

各自治体は、この特定空き家等の所有者などに対して適切な対策を講じるよう助言、指導、勧告、命令、代執行ができるというふうになっているものでございます。また、荒廃して危険な空き家の撤去を促すために、ここが問題でありましたが、特定空き家に限定をして最大で固定資産税の6分の1の軽減措置をしないことなど住宅用地特例から除外することも定められているのでありますが、この空き家の問題は寒河江市も大変大きな問題というふうに思っておりますし、御指摘のとおり市で条例などもつくらせていただきましたが、ことし山形県宅地建物取引業協会寒河江地区にお願いをして、空き家の実態調査というものをいたしました。8月末現在で市内の空き家については全体で259棟となっております。そのうち、そのまま使用可能と思われるものが48棟、その他が211棟というふうになっております。

寒河江市ではバンク制度を設けているわけですが、現在この使用可能と思われる空き家の所有者などの同意を得て、建物の内部調査を実施しております。バンク登録に向けて作業を進めているという状況でありますので、つけ加えさせていただきます。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 5 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○**内藤 明議員** 午前中に空き家対策のことでお尋ねをしたところでありますけれども、実態調査をした結果が259棟というふうなお話でございましたが、その中に例えばだいまお話のありました国のガイドラインに沿うと、市内にそれに該当するような数が相当あるなというふうに思いますけれども、行政指導をしているというふうなものはございますか。何件ぐらいございますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この国のガイドラインということによって行政指導という御質問であります。今年5月に特別措置法が施行されているわけがあります。この空き家対策というのは、申しあげるまでもなく、多くの自治体の共通課題ということもありまして、この11月に県の村山総合支庁が音頭を取って村山地域の全自治体が参画をして、村山地域の空き家対策研究会というものを設立になっております。

この研究会で、特定空き家の認定基準などについて村山地域の共通の判断の視点とか調査項目など一緒になって考えていく、統一した解釈というものをしていこうということで始めています。そういった意味で、ガイドラインによる認定基準の策定に向けて作業を始めたというところでもありますので、具体的にガイドラインによって行政指導をしたということは、まだありません。

しかしながら、御案内のとおり寒河江市においては平成25年7月に条例を施行しているわけがありますね。この条例では、指導、助言、勧告、さらに命令、最終的には代執行もできるという内容になっているところでもあります。これ

までこの条例に基づき管理上、問題のある空き家の所有者などへ指導または助言の行政指導を行った件数は22件ございまして、そのうち空き家を解体していただいたというのは10件という状況になってございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 行政指導の中で解体をしていただいたというようなことでございます。次に、行政指導をしても改善されなくて勧告したものというふうにお尋ねしようと思ったんですが、それは今の御答弁でわかりましたので、それは割愛をさせていただきたいと思います。

次に、残すところ13分ですか。通告番号17番について、教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

今、日本においては労働環境が変化しております。非正規雇用などが増加するなどの結果、貧困問題が深刻化をしているところであります。厚労省がまとめた国民生活基礎調査2013年によりますと、国民の所得分布の中央値の半分の額、2012年は112万円だそうでありますけれども、未滿で暮らす世帯の割合を示す相対的貧困率は16.1%になっております。また、これらの世帯で暮らす18歳未滿の子供の貧困率は16.3%に上り、OECDが10月に公表した34加盟国の平均値13.7%を上回り、11番目に高いことが報じられております。

「子どもの貧困連鎖」、新潮文庫であります。PHP新書の「子どもの貧困VS生活保護」によると、子供の6人に1人が貧困状態にあるというふうに言われております。また、小学校へ入学するスタートラインから差がつき、親から子へ連鎖することも記されております。そして、貧困は地域で孤立に結びつき、それが原因で事故や事件に発展したケースも報じられておりますが、社会的、教育的にも大きな問題となっております。

そこでお伺いしますが、教育的な見地に立つ

て子供の貧困について教育委員会はどういうふうなお考えがあるのか承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 子供の貧困という大変深刻で、社会的にも非常に大きな問題だというふうに思いますが、今ありました子供の貧困率16.3%ということでありますが、特にひとり親世帯の貧困率という割合が深刻であるなということと、生活保護世帯の子供の高校進学率というものも低い傾向にある。さらには、親から子への貧困の連鎖、先ほどお話ありましたけれども、そういうことが見られるというようにことが指摘されているというふうに承知しております。大変憂慮しているところでございます。

子供の将来がやはり生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子供が健やかな成長ができる環境、社会というものを整えていく、つくっていくということと同時に、教育の機会均等を図っていくということが極めて大切だなとこんなふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** お考えはよくわかりました。

それで、厚労省が示す数字をとれば、6人に1人の割合にいるというふうになるわけでありませけれども、そういうふうに仮定をすれば本市でも相当数の数が、子供の貧困があるんでないかなというふうに思われます。教育委員会として、その実情をどういうふうに把握されているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 子供の貧困率ということで、先ほどお話にありましたように、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合ということでありませけれども、教育委員会として保護者の所得を把握するということはできませんし、しているものではございませぬので、ここでは本市の児童生徒、就学援助費交

付要綱というのがございますが、それに定める対象者、いわゆる要保護者、それから準要保護者というのがございますが、これについてお答えをさせていただきたいと思います。

本市の場合、平成27年現在、要保護児童生徒数は4名となっております。それから、それに準ずる準要保護児童生徒数は276名、合わせて280名がこの対象者となっております。

なお、要保護、準要保護のこの児童生徒数というのは、本市におきましても増加の傾向が見られるというふうに認識しております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 要保護というふうなことでの話を今承ったわけでありませけれども、どういうふうにするか現実的な数値をつかめていないというふうな先ほどのお話がございました。

先日の新聞に、ちょうど去る11月21日の毎日新聞に載っておったんですが、軌を一にしたというふうに思っているんですが、国において貧困率のデータがあるにもかかわらず、その実態についてつかめていないということで、子供の貧困率の実態調査に市町村に促して、そしてあわせてこの調査を踏まえた自治体の事業にも助成をするというふうなことが新聞に載っておりました。これは、子供の貧困率について生活保護世帯やひとり親家庭の進学率や就職率というふうなことは、調査はあるんだそうでありませけれども、つまりそうした効果的な支援策を打ち出せないということで、世帯の収入やあるいは食事の回数、虫歯の数とかそういった、それから学校の出欠とか成績などもあわせて、この実情の把握に必要なだというふうに判断したんだろうというふうに思います。

調査については、都道府県を通じて希望する市町村を募るということがございました。そして、一億総活躍社会に向けた緊急対策に盛り込むというようなことございませ、補正予算にこの調査費を盛り込むそうでありませ。実態

をつかむ上で、本市もぜひ手を挙げてほしいなというふうに私は思っているわけですが、教育長の所見を伺いたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 今お話にあったことについては十分に承知しておりませんでしたので、確認をさせていただきます、関係部局と連携して対応してまいりたいなというふうに思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 新聞に載っていることですから間違いのないことだろうというふうに思いますが、調査の上、適切な対応をしてくださるようお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほど交付要綱の中でのお話がございました。それによって、いろんな対応、対策を講じられているんだろうというふうに思いますが、どういうふうな対応策を講じられているのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 対応策につきましてどういうふうになっているかということですが、本市におきましては、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして、その経済的負担を軽減すると、さらにそれをもって義務教育の円滑な実施に資するというので、学校教育法第19条の規定によりまして保護者の申請に基づいて審査を行って、該当する保護者に対し、先ほど申しあげましたけれども、児童生徒就学援助費交付要綱の定めによりまして就学援助費というのを交付しております。

具体的な内訳でございますが、給食費は実費の9割、修学旅行費あるいは校外活動費、こういったものは限度額はございますが実費を支給しております。それから、学用品費、これは年額で小学校が1万1,420円、中学校が2万2,320円の額を支給する。それぞれ項目がござい

ます。

また、生活保護法第6条第2項に該当する要保護児童生徒に対しましては、同法の第11条第1項第2号に規定してあります教育扶助の保護というのが適用されますので、その適用によって学用品、給食、これが扶助されていることになっております。したがって、就学援助費としてはその対象にならない修学旅行及び医療に係る経費を交付しているということでございます。

以上のようなことで、就学援助費の交付とかあるいは生活保護による教育扶助ということではしておりますけれども、貧困に対する有効な手だての一つであるというふうには思いますが、背景、要因、いろいろ複雑でありますので、その対策というのはいろいろ総合的に考えていなくてはいけないなというふうに思います。

教育委員会といたしましても、先ほど申しあげましたように、子供の将来にかかわることあります。生まれ育った環境によって左右されることのないように、今後も連携を密にして、市長部局と連携を密にしながら対応を考えてまいりたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 申請に基づいて援助費を交付するというようなことでありましたが、中には申請することによって子供がいじめに遭うのではないかというふうなことを心配して、なかなかそれに踏み切れないというふうなことなどもあるといふような話も伺っておりますので、ぜひそういうことのないように教育的な配慮もさることながら、社会全体がそういうふうになりますように私もそういう点で努めなくちゃいかなというふうに思っていますけれども、教育委員会にも対応をよろしくお願ひしたいというふうに考えておるところであります。

時間も迫ってまいりましたので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後1時16分

- 國井輝明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成27年12月7日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
8番	石山忠	議員	9番	阿部清	議員
10番	沖津一博	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

7番 太田芳彦 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創成 課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観光 課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第4号 第4回定例会
平成27年12月7日(月) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第66号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 議第67号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
" 3 議第68号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
" 4 議第69号 寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について
" 5 議第70号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
" 6 議第71号 寒河江市市税条例等の一部改正について
" 7 議第72号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
" 8 議第73号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について
" 9 議第74号 土地の処分について
" 10 請願第11号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願
" 11 質疑
" 12 予算特別委員会設置
" 13 委員会付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

議 案 上 程

○國井輝明議長 おはようございます。
ただいまから、本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員は7番太田芳彦議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

○國井輝明議長 日程第1、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)から日程第10、請願第11号TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願までの10案件を一括議題といたします。

質 疑

○**國井輝明議長** 日程第11、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。

初めに、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑はありませんか。沖津議員。

○**沖津一博議員** 22ページでありますけれども、中心市街地商店街活性化支援事業の100万円、大相撲寒河江場所実施支援補助金でありますけれども、場所とか主催者、あるいは時期などについてわかれば教えていただきたいと思えます。

○**國井輝明議長** 秋場商工振興課長。

○**秋場礼子商工振興課長** 夏巡業を予定しております。時期は来年の8月11日、山の日の祝日を予定しております。会場は寒河江市市民体育館を予定しております。実施につきましては、実行委員会を組織して実施する予定でございます。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。辻議員。

○**辻 登代子議員** 9ページの17款であります。まちづくり基金繰入金についてお伺いいたします。ふるさと納税が増加傾向にあるということは大変喜ばしいことでもあります。それで、作業体制はどのようになっているのか、職員には大変負担がかかっていると思うんですけれども、このあたり、これからどのようにされているのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 伊藤さがえ未来創成課長。

○**伊藤耕平さがえ未来創成課長** お答えいたします。ふるさと納税の作業につきましては、さがえ未来創成課が担当しております。職員、そして日々雇用職員と連携して業務に当たっているとございます。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第67号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第68号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第69号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第70号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第71号寒河江市市税条例等の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第72号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第73号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第74号土地の処分についてに対する質疑はありませんか。内藤議員。

○**内藤 明議員** この土地の処分についてお尋ねをしたいというふうに思いますが、醍醐小学校の跡地ということでもありますけれども、地元でもいろいろ土地の使い方なんかについて御要望なんかもあったかと思えますけれども、そうしたかかわりと土地の使用目的といいますか、どのようにお使いになるのか、それに対する市の考え方などがあれば、お聞かせをいただきたい

と思います。

○**國井輝明議長** 宮川財政課長。

○**宮川 徹財政課長** 1点目が地元の要望等というふうな内容かと思います。醍醐地区町会長連合会、そして新御堂町会が地元というふうな形になります。6月から7月、8月ぐらいにかけてまして地元のほうからも要望書というふうなものをおいただきまして、基本的に跡地の一部につきまして市有地として残して地元のほうでも活用させていただきたいという内容の要望がございましたので、その要望の1点目は、蓮池のお客様方のための駐車場といいますか、通路として一部残してほしいということで、敷地の西側の一定程度の部分を残しておるというふうなことでございます。

それから、新御堂町会さんのほうからは、もともと醍醐小学校の一部をあそこ市道上宿線で一部行きどまりのところがございますので、そこを市有地を通して醍醐小学校の跡地を一部通路として利用して、地元の人が長年使ってきたというふうな経過がございますので、その部分も残してほしいというような御要望をいただいておりますので、その部分も一定程度とって、その跡地について今回処分というふうな形になったわけでありまして。

もう1点、使用目的というふうなことでありますが、その残った残地につきまして地域密着型の特別養護老人ホーム、いわゆる小規模特別養護老人ホームという形で、現在想定しているのが29床程度ということでございますが、それにプラスショートステイ11床程度、合わせて40床の高齢者施設といいますか、そういったものを建設をする予定になっております。

それに対する市の考え方というふうなことでございます。普通財産になりましてから大分たつ土地でございます。市としましても、土地の有効活用に向けてそこは地元の要望、そして、地元の御意見なども頂戴しながら処分をする

というふうなことで前々から検討していたところでございますので、市のほうの施策ともそこは合致しているというふうな考え方でこのたび、処分というふうなことをするようにしたわけでございます。以上であります。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第11号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第12、予算特別委員会の設置についてお諮りします。

議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第13、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	議第69号、議第70号、 議第71号、議第72号、 議第73号、議第74号、 請願第11号
厚生文教常任委員会	議第67号、議第68号
予算特別委員会	議第66号

散 会 午前9時41分

○**國井輝明議長** 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成27年12月11日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（14名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（2名）

6番	遠藤智与子	議員	7番	太田芳彦	議員
----	-------	----	----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観 光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第5号

第4回定例会

平成27年12月11日(金)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第1 議第66号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第4 議第69号 寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について
〃 5 議第70号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
〃 6 議第71号 寒河江市市税条例等の一部改正について
〃 7 議第72号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
〃 8 議第73号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について
〃 9 議第74号 土地の処分について
〃 10 請願第11号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願
〃 11 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 12 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第13 議第67号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
〃 14 議第68号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
〃 15 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 16 質疑・討論・採決

日程第17 継続審査案件上程

- (1) 請願第9号 原子力発電所再稼働の中止を求める請願
〃 18 委員会の審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 19 質疑・討論・採決

閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

再 開 午前9時55分

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、6番遠藤智与子議員、7番太田芳彦議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営については、昨日12月10日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、総務産業常任委員会で継続審査案件となっております請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願の1案件であります。このことにより、議事日程の一部変更が必要になりますが、変更内容は日程第17から日程第19まで追加となるものであります。

追加案件の取り扱いについては、日程第16の後に日程第17で継続審査案件の請願第9号を議題とし、日程第18で総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告を行い、日程第19で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり

決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。石山予算特別委員長。

〔石山 忠予算特別委員長 登壇〕

○**石山 忠予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

12月7日、委員15名中、14名出席のもと委員会を開会し、議第66号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開

されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。議第66号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第3、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第4、議第69号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定についてから、日程第10、請願第11

号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願までの7案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第11、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。渡邊総務産業常任副委員長。

[渡邊賢一総務産業常任副委員長 登壇]

○**渡邊賢一総務産業常任副委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月7日、委員7名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第69号から議第74号まで及び請願第11号の7案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第69号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「年金一元化法に伴うこの改正によって障害、あるいは遺族について昭和37年以前の在職者、いわゆる旧恩給法に係るものについて、不都合が生じるような事例が想定されるのかどうかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「非常勤の職員の該当者はいないので不都合は生じません。公務災害の関係では実例がないので不明ですが、影響はないかと思っております」

との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号寒河江市市税条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「3年間延長ということだが、具体的に何件ぐらいの企業が該当しているのか」との問いがあり、当局より「今年度の継続分が16件、新規分が9件、合わせて25件であります」との答弁がありました。

委員より「市内の企業と純粋によそから来て立地された企業の数は何件なのか」との問いがあり、当局より「今現在、この課税免除を受けている企業は既に寒河江に来て長年経営されている企業であり、例えば昨年あたり、寒河江に来られた企業というのは1社もありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「水面広場の使用について、これまで何件か要望、苦情があったと思うが、それらについてはどう認識しているのか」との問いがあり、当局より「特に苦情等は聞いておりません。しかし、雪解けから11月までいろんなイベントをやっておりますが、まだまだ一般の市民の方から気軽に遊んでいただけるようなPRは

不足しているのかなと思っています。まずは地元の南部地区の方から積極的に使ってもらいたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「コース等の管理について指定管理者に専門的な知識がないと不都合が生じる場合がある。指定管理者の施設管理の中身について要求が高度化してきますので、要求に対応できる体制がつくられるよう市から指定管理者にお話ししていただきたい」との問いがあり、当局より「2020年に東京オリンピックがあるということで、市として合宿の要望も出しています。その場合、専門的な知識が必要となりますので、指定管理者の決定後、できるだけ支援したいと考えております」との答弁がありました。

委員より「取水口の付近が崩れかかっており対策等を考えているのか」との問いがあり、当局より「取水口は最低水位の下ということで設計しておりましたが、近年、最上川の水位が低下し、変わってきております。水をとるのは一番肝心なところですので、河川国道事務所などを通して十分連携して対策を講じていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号土地の処分についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第11号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく討論に入りました。

討論の内容を申しあげます。

委員より「T P Pに関する説明については十分とは言えないが、重要品目を中心に意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるように

質疑・討論・採決

することにより、確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置とあわせて経営安定供給へ備えた措置の充実等を図っていくことや、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、成長産業化に取り組む生産者を応援すること、夢と希望の持てる、努力が報われる農業の産業化を実現するために、農業の持つさまざまな価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、農政新時代を日本の輝ける時代にしていくべきなど、今後、国民に対し合意内容を正確、かつ丁寧に説明するなどを通じて国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力していただくものとして、この請願には反対します」という旨の反対討論がありました。

委員より「寒河江市の基幹産業である農業への影響ははかり知れないものがある。政府の基本方針の中で後継者育成や担い手、あるいは経営感覚にすぐれた農業者を育成するなどがあるが、現実的にこれだけの農業の形になった原因というのはどこにあったのか。農業政策のマイナスの面が山形、寒河江にも出てきた。国際的にも食料自給率の高い食の安全保障、結果的にグローバルの中で農業を保護し、それを継続している。しかし、日本は所得補償制度とかさまざまな政策をやってきたが、後継者がいない、担い手がいない、あるいは高齢化になっている。いろんな他産業、医療分野まで含めて関税に関することがあるが、農業を守れない、あるいは農業がだめになるようなものはいかかなものか。日本の食は守れないということは、日本の風土は守れないと思いますので、この請願には賛成します」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

○**国井輝明議長** 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。確認いたします。何号に対するどちらの立場でしょうか。(「請願第11号」の声あり)どちらの立場で、賛成か反対か。(「賛成の立場で」の声あり)ほかにございませんでしょうか。

これから討論に入ります。

賛成討論の発言を許します。内藤議員。

〔内藤 明議員 登壇〕

○**内藤 明議員** 私は、請願第11号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願について賛意を表明し、討論を行います。

本議会では、前にT P PについてJ Aさがえ西村山等から請願書が出され、採択をし、国会決議を守ることを意見書として関係機関に提出してきた経緯があります。

そして今、当時懸念されたことが現実になるようとしております。去る10月5日、T P Pの閣僚会合で交渉が「大筋合意」に達したと発表されました。秘密交渉の末に明らかになった合意内容は、日本のひとり負けの様相を呈していません。首相は守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めると繰り返して述べてきましたが、日本の数少ない攻めの分野のはずだった自動車ですら、わずか2.5%のアメリカの乗用車本体関税を撤廃するために25年を要し、しかも関税削減の開始は15年目からで14年間は現状維持、トラックに至っては25%の関税を29年間維持し、撤廃されるのは30年目であります。輸入緊急時のセーフガードもアメリカとカナダには日本からの自動車輸入に大幅な利用期間延長が認めら

れました。

一方で、農産物については重要5項目のうち、約3割の174品目で無関税を受け入れ、特に牛肉では73%、豚肉も67%と極めて高い関税撤廃率となっております。どう言葉を弄しても5項目については衆参農林水産委員会決議に反することは疑いの余地がありません。

関税撤廃の対象は全ての野菜や主要果実、林業、水産業、加工食品など極めて高範囲に及び、農林水産物全体では最終的には81%に当たる1,885品目で関税がなくなり、前例のない農産物総自由化を強いられる事態で、守るべきものが全く守れず、攻めるべきものも満足に攻められなかったことは明らかであります。

辛うじて関税が残った品目も米や乳製品のように、新たな大規模輸入枠を設けたり、牛肉、豚肉のように関税を大幅削減し、セーフガードも将来の廃止が前提となっているなど、実際の市場開放水準は見た目の関税撤廃率を大きく上回り、政府の自己評価は甘過ぎると言わなければなりません。

しかも、TPP条文案には、発効7年後にアメリカなど5カ国からの求めがあれば、日本の無関税輸入枠やセーフガードの見直しを含む関税の再協議に応じる規定が盛り込まれており、将来、一段の自由化を強いられかねません。

TPP「大筋合意」内容は、既存の農業政策と多くの点で深刻なそごを来しております。焦点である米については、国内では主要米の消費が、消費量が毎年約8万トンずつ減り続けており、そうした中でアメリカ、オーストラリア、合わせて7万トンを超す新たな輸入をふやせば、一層の米価下落や米余りの加速など稲作農家への悪影響ははかり知れません。安倍政権は現在、主要米の生産調整として飼料用米などへの転換を奨励していますが、国内で飼料米をつくるよう求める一方で、主食用米を輸入拡大するのは政策の整合性が全くとれない上、TPPで牛肉、

豚肉の関税率大幅減や、乳製品の低関税輸入枠新設などにより飼料用米の受け入れ先である畜産、酪農の生産基盤が揺らげば、飼料用米の推進策も即座に行き詰まることになることは必至であります。

また、牛肉の関税率や大麦の売買先が削減されれば、それらを財源に充てている新マルキン事業や国産麦の経営所得安定対策の継続も揺らぎかねない状況にあります。

いずれも収入と生産コストの差額を補填し、農家の経営を下支えする極めて重要な制度ですが、財源が減れば制度を維持できないことは強く懸念されております。

何よりも大きな矛盾は、TPP参加が安倍政権の掲げる農業所得の向上や食料自給率45%の政策目標と全く相入れないことであります。そして、TPPで将来への不確実性が増すことで、農業者の生産意欲が失われ、離農に拍車がかかり担い手不足が加速し、関連産業の行き詰まりや雇用不安を含めて産業構造の崩壊や地域経済衰退に直結する事態が最も懸念されているのであります。

TPPは、国家主権や国民生活よりもグローバル資本の利益を最重視する不平等で異常な新自由主義協定であり、その影響は農と食の安全のみならず、医療、労働環境、知的財産など国民の命と生活全般に及びます。

請願者の請願事項である1、TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会、国民の議論を保障すること。2、国会決議に違反する合意は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。これらは現状に照らし合わせまさに願意妥当であります。党派や会派の垣根を越えて同僚議員の皆様に御賛同いただきますように心からお願いを申しあげ、討論を終わります。

○**国井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第69号、議第73号及び請願第11号を除く議第70号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議第71号寒河江市市税条例等の一部改正について、議第72号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について、議第74号土地の処分についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第70号、議第71号、議第72号及び議第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議第69号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議第73号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第11号T P P交渉「大筋合意」は

撤回し、調印・批准しないことを求める請願について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立少数であります。

よって、請願第11号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第13、議第67号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第14、議第68号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）の2案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第15、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。伊藤厚生文教常任副委員長。

〔伊藤正彦厚生文教常任副委員長 登壇〕

- 伊藤正彦厚生文教常任副委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月7日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第67号及び議第68号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第67号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「給付基金の残高は幾らか」との問いがあり、当局より「年度末残高は5,877万1,000円の見込みです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「介護予防サービス計画作成の委託先はどこか」との問いがあり、当局より「計画作成については、市内の居宅介護支援事業所に委託しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**国井輝明議長** 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第67号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び議第68号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第67号及び議第68号は原案のとおり可決されました。

継続審査案件上程

○**国井輝明議長** 日程第17、継続審査案件上程であります。請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願を議題といたします。

委員会の審査の経過 並びに結果報告

○**国井輝明議長** 日程第18、委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。渡邊総務産業常任副委員長。

〔渡邊賢一総務産業常任副委員長 登壇〕

○**渡邊賢一総務産業常任副委員長** 総務産業常任委員会における継続審査の案件の審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月7日、委員7名出席し、さきの9月定例会において継続審査となりました請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願について審査しました。

担当書記による請願文書朗読を省略し、審査に入りましたが、質疑、意見もなく討論に入りました。

討論の内容を申しあげます。

委員より「今後、3月になっても、6月になっても状況が変わらないような状況がありますので、その状況が変わったり、新しく請願が出てきた場合、また審査していくというような形でいかかかなと思いますので、この請願には反対します」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもつ

て不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。内藤議員。

○**内藤 明議員** 今、委員長の報告の中で、私の聞き違いかどうか分かりませんが、討論がなされたそうでありまして、その中で、今後、3月あるいは6月になっても状況が変わらないということでまた新たな請願が出された場合に審査をするということで、何か今回は反対をして不採択とするというような討論だったそうでありまして、私の今の認識でよろしいでしょうか。

○**國井輝明議長** 渡邊副委員長、自席でお願いします。

○**渡邊賢一総務産業常任副委員長** ただいま内藤議員のほうからありました件でございますが、私が御報告したとおり、3月になっても、6月になっても状況が変わらないような状況がありますので、その状況が変わったり、新しく請願が出てきた場合、また審査をしていくような形で、一旦不採択をしてはいかがですかというふうな討論でありましたので、改めまして御報告いたしたいと思っております。以上です。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** もっとほかに述べているということでもありますけれども、お話もありましたので、詳しく、やじだそうではありますが、耳に挟みましましたので、内容がちょっとわかりませんのでもう少し詳しく教えていただけたらなというふうに思います。

状況というのは、日々刻々、私は変わって

るというふうに思いますので、変わらないからこの審査については不採択にするというふうな結論に持っていくというのはいかがなものかなというふうに思いますので、もう少し詳しくおわかりになれば、お尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 渡邊副委員長。

○**渡邊賢一総務産業常任副委員長** 再度御報告いたしますが、私、今、議事録をそのままお読みしたままでありまして、それ以外、御報告することはございませんので、申し添えます。以上です。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。確認させていただきます。渡邊議員、賛成の立場ですか、反対ですか、(「請願に賛成です」の声あり)阿部議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)ほかに討論はありませんか。

初めに、賛成討論について渡邊議員の発言を許します。

[渡邊賢一議員 登壇]

○**渡邊賢一議員** 社会民主党市民連合の渡邊賢一であります。一議員としてこの請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

初めに、本日は東日本大震災による未曾有の大災害、それに伴う東京電力福島第一原発事故の発生から4年9カ月の月命日でございます。

この震災や事故によって亡くなられた方々のみたまに謹んで哀悼の意を表しますとともに、今なお避難されている福島県民を初め、多くの皆様、被害に遭われて苦しんでいる多くの方々に、衷心よりお見舞い申しあげます。

いまだに福島県民の避難生活者約11万人、そのうち、県外に避難されている方は本市の人口とほぼ同じ4万3,000人、故郷を離れての厳しい生活を余儀なくされ、本県にも約3,200人い

らっしゃいます。本市にも12月3日現在、まだ51世帯、130名の方がいらっしゃるわけです。そのうち、中学生以下の子供さんは35名とのことですが、親子で避難されたり、ふるさとに帰れず家族離れ離れの方も多くいらっしゃいます。毎日夕方5時のふるさとの音楽が流れると、殊さら一層悲しくなるそうです。ことしも異郷の地で年を越さなければならぬ心情をお察しすると、私も本当にいたたまれない気持ちを禁じ得ません。

私は3年ほど前から県の避難者支援共同ネットワークに参加をし、本市の仲間とともに、微力ではありますが支援を続けてまいりました。

先月には、行政視察で富山県黒部市のバイオマスエネルギーの活用の施設、個人的には岩手県釜石市の施設にも行ってまいりましたが、先進地では自治体規模で脱原発、再生クリーンエネルギーの取り組みが進められております。

また、関連してですが、JAさがえ西村山の姉妹農協大船渡を初め、陸前高田の市民の皆さんへの心温まる復興支援も長く続けられていることに、改めて敬意を表したいと思います。

さて、委員長報告にもありましたが、総務産業常任委員会で請願第9号は、状況の変化が見られないとのことで一旦不採択にして、状況が変われば再度、請願すべきとの反対意見が出され、採決の結果、不採択となってしまいました。

そもそも前回、緊急に動議が出され議論もされずに継続審査となり、請願が提出されてから約3カ月もの間、十分な審査が行われることなく、今回いとも簡単に多数決で少数で不採択されていたことに、私は改めて失望しました。本来の常任委員会機能が全く喪失しているのではないかということも疑問に思うところです。

さらに言えば、このTPP問題の請願第11号が先ほど不採択されましたけれども、いまだに「大筋合意」の詳しい内容も明らかにされず、また国会も開かれず、国会は年越しされる見通

しであることから、農産物を初め、市民生活への影響が市当局の皆さんもわからない中で何も見切りをつけ、拙速に採決などせず、TPPの請願こそ3月議会まで継続審査すべきではなかったのではないのでしょうか。

やるべきことはやらず、数に物を言わせ問答無用で一刀両断、こんなことを続けていけば、市民の皆さんの信頼を損ね失笑されることになると思います。

私は、この春、市民の皆様の審判を受け当選させていただいた議員の一人として断腸の思いでこのことを訴えざるを得ません。本来であれば、請願書を提出した団体や個人の方からその趣旨説明を聞く機会をつくったり、あるいは原子力発電に詳しい専門家を招いて意見を聞いたり、類似施設のある現地視察を行ったり、避難者の皆さんやその支援者、環境保護に取り組むNPOの皆さんなどともっと多くの御意見を聞くこともできたと思います。

私もその責任の一端を預かる立場にあり猛省しております。今後は、委員会において二度とこのようなことがないようにすべきであります。

さて、最近の状況の変化についてあえて申しあげますが、原子力規制委員会は、九州電力川内原発や関西電力高浜原発と四国電力伊方原発など新規規制基準を満たしていると決定し、九州電力は8月11日に川内原発1号機、10月15日に2号機の再稼働を強行しました。

安倍政権は原発の再稼働を進め、原子力協定によるインドなどへの海外輸出も計画していますが、これは東京オリンピック、パラリンピックを前に安全神話を復活させ、国内外に向けて原発依存の既成事実化を図ろうとしているのです。

一方、福井県にある高速増殖炉もんじゅについて、先月、原子力規制委員会は、20年前のナトリウム漏れ事故以降、組織体質は変わっておらず資格を有していないとして、半年をめどに

原子力機構にかわる新たな運営主体を示すよう異例の勧告を出し、廃炉を含めた抜本的な見直しを迫っています。これまで私たちの血税1兆円以上が投じられながらほとんど運転実績がないことは、まさにこの愚の骨頂そのものであります。

福島原発事故の原因は十分に究明されておらず、汚染水問題などが深刻さを増し、事故の收拾もおぼつかない状況にあります。加えて甲状腺がんや小児がんなど、今後の健康被害について専門家からはチェルノブイリ事故のような重大な被害も予測されているわけです。

原発再稼働は安保法制、いわゆる戦争法の制定やTPP交渉参加、農協組織の解体と同様、安倍政権がアメリカの要求に譲歩に譲歩を重ねている何物でもありません。これらはアメリカの民間シンクタンクを使って第3次アーミテージ・ナイレポート、日本への提言の中で日本に強硬に要求してきていることです。まさにアメリカの植民地政策とまで言われるゆえんであります。

原発全停止から約2年間にわたって原発は稼働することなしに原発なしで電力供給に何ら問題はありませんでした。この間、例えば風評被害による農業や観光に及ぼす影響が大きいことから寒河江市安全宣言などが発信され、また温かい避難者支援の取り組みも継続され、公的施設における再生可能エネルギーの活用が行われながら、少しずつではありますけれども市民の皆さんのそうした環境に対する関心も高まっている。このことは地球環境保全や節電意識が震災前から大きくなっていることは、アンケートのさまざまな結果でも明らかになっております。

福島第一原発事故の徹底した究明と事故の終結こそ優先させるべきであり、原発の再稼働は直ちにやめるべきです。隣県である福島県の除染活動が今も続いているわけです。核廃棄物、使用済み核燃料の処理はどうしていくのか、こ

の結論も見出せないまま、いわゆるトイレのないマンションは絶対認めることはできません。実効性の担保された避難計画もなく、火山噴火リスクあるいは南海大地震の危険性も高まっている中で、原発の再稼働は到底認めることはできません。

議員の皆様には繰り返し御訴えさせていただきますが、さがえ未来創成戦略にあるように、人口減に歯どめをかけ、若者が生き生きと夢と希望を持って働き、市外からの移住、定住者をふやし、さがえっこたちがすくすくと健全に育ってお年寄りが安心して老後の生活を送り、平和な社会を築いていくためには、原発を再稼働させてはなりません。

来月予定されております雪まつりイベントの大成功で交流人口をふやしていく上で、その前提となるのは安全で安心できる社会とそのエネルギー政策だと思います。これまで経験した深刻な風評被害、農産物の輸入制限をしている国々がまだあること。農業、観光を初め、市民生活の全般のマイナス面、ハイリスクの問題を忘れてはなりません。このことが、ここ寒河江市から世界に向けてウエルカムメッセージを発信できるものであるというふうに確信するものでございます。

結びになりますが、党派を超えて皆様お一人お一人の賢明な御判断でこの請願はぜひとも採択していただきますように強く御訴えいたします。

以上、私の請願に対する賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** 次に、反対討論について阿部議員の発言を許します。

〔阿部 清議員 登壇〕

○**阿部 清議員** 原子力発電所再稼働の中止を求める請願に対し、反対討論をさせていただきます。

原子力規制委員会は、7月に鹿児島川内原発

について規制基準を満たしていると発表しました。マスコミはこれを事実上の審査合格と報道し、政府も日本の安全基準は世界一です。安全の確認された原発から稼働すべきとの前向きな姿勢を示されました。

しかし同時に、原子力委員会は、新規基準を満たしていたから安全とは言えない。世界一の安全基準という言葉は政治的な発言と言い、多くの国民を混乱させ、責任体制が不明確なことで国民の皆様方を不安にさせていることも考えられると思います。

社会的に大きな影響のある判断には必ずメリット、デメリットがあり、それをきちんと比較して結論を出すことが肝要であると思います。

現在、原発の長期停止の影響で、火力発電燃料費は年間3.7兆円の金額が海外に流出しております。これは消費税でいえば1.5%の増税に当たります。しかし、政府は、税金のように再分配はできず、ただ海外に流れるだけであります。実質的には3%増税と同等になっており、原発の停止に伴う経済の悪化が深刻になってきておるのも事実であります。

日本も再生可能エネルギーを活用したり、地熱等のエネルギーを有効に使ったりしております。この再生エネルギーは、将来雇用や技術の輸出など大きな市場になることも見込め、日本の知的財産でもある高い技術力と信用力を生かしていくことも重要であります。そうしていくためには、国の原子力政策の方向性を明らかにしていくことが喫緊の課題でもあると思います。

九州電力川内原発の再稼働を行ったわけでありますがけれども、情勢が混沌としており、今がイエスかノーかの判断の時期ではなく、もっと冷静、かつ活発に議論をして結論を出していくべきであり、ただ単に再稼働中止という請願には反対をさせていただきます。

○**國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立少数であります。

よって、請願第9号は不採択とすることに決しました。

閉 会 午前10時51分

○**國井輝明議長** これにて平成27年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成27年12月7日（月曜日）予算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	8番	石	山		忠	委員
9番	阿	部		清	委員	10番	沖	津	一	博	委員
11番	辻		登	代子	委員	12番	工	藤	吉	雄	委員
13番	柏	倉	信	一	委員	14番	木	村	寿	太郎	委員
15番	内	藤		明	委員	16番	杉	沼	孝	司	委員

○欠席委員（1名）

7番 太田芳彦 委員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	阿部藤彦	健康福祉課長
竹田浩	子育て推進課長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	安孫子和広	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

予算特別委員会議事日程第1号 第4回定例会
平成27年12月7日(月) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第66号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時50分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○石山 忠委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○石山 忠委員長 日程第1、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

議 案 説 明

○石山 忠委員長 日程第2、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

質 疑

○石山 忠委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第66号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款及び歳出第7款について質

疑はありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 第7款の中心市街地にぎわいを創出するための中心市街地活性化推進事業の内容について、どのようなものかお聞きをしたいと思います。

○石山 忠委員長 秋場商工振興課長。

○秋場礼子商工振興課長 これにつきましては、地域資源と地域資金、これは地域の金融機関の融資になりますけれども、これらを結びつけて地域における経済循環を創造し、新たに持続可能な事業を起こす事業者に対して、国の交付金を受けて支援を行うものでございます。このたび、新たに補助金として3,200万円を計上したものであります。

○石山 忠委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 もう少し具体的に教えていただくと大変ありがたいんですが。

○石山 忠委員長 秋場商工振興課長。

○秋場礼子商工振興課長 具体的な事業といたしましては、佐藤繊維株式会社が、山形銀行と連携して行うミニシアター等の文化発信事業、レストラン及びバーの飲食業、屋外マルシェ事業などの事業を行うものでございます。

○石山 忠委員長 ほかに質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第66号第2表及び第3表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○石山 忠委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第66号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第66号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前9時54分

○石山 忠委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成27年12月11日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（13名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	11番	辻 登 代 子	委員
12番	工 藤 吉 雄	委員	13番	柏 倉 信 一	委員
14番	木 村 寿 太 郎	委員	15番	内 藤 明	委員
16番	杉 沼 孝 司	委員			

○欠席委員（2名）

6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
----	-----------	----	----	---------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	丹 野 敏 晴	副 市 長
草 苺 和 男	教 育 長	菅 野 英 行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
月 光 龍 弘	政策企画課長	伊 藤 耕 平	さがえ未来創成 課 長
宮 川 徹	財 政 課 長	松 田 幸 彦	税 務 課 長
小 林 友 子	市民生活課長	芳 賀 弘 明	建 設 管 理 課 長
原 田 真 司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	秋 場 礼 子	商 工 振 興 課 長
松 田 仁	さくらんぼ観光 課 長	阿 部 藤 彦	健 康 福 祉 課 長
竹 田 浩	子 育 て 推 進 課 長	山 田 健 二	学 校 教 育 課 長
荒 木 信 行	生 涯 学 習 課 長	安 孫 子 和 広	監 査 委 員 長 事 務 局 長

○事務局職員出席者

丹 野 敏 幸	事 務 局 長	佐 藤 肇	局 長 補 佐
山 田 良 一	局 長 補 佐	渡 邊 拓 也	総 務 係 長

予算特別委員会議事日程第2号 第4回定例会
平成27年12月11日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第66号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

総務産業分科会委員長報告

再開 午前9時30分

- 石山 忠委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 石山 忠委員長 日程第1、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 石山 忠委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

- 石山 忠委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。渡邊総務産業分科会副委員長。

[渡邊賢一総務産業分科会副委員長 登壇]

- 渡邊賢一総務産業分科会副委員長 総務産業分科会委員長報告を申し上げます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について、本分科会は、12月7日、委員7名出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款並びに第2表及び第3表であります。

審査の都合上、第1表中歳出第2款の一部の審査終了後に歳出第9款の審査を行い、次に、歳出第6款から第3表までの順に審査に入ることを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「ふるさと納税の返礼品の送付については、各事業者に任せているのか、それとも入札で決めているのか」との問いがあり、当局より「返礼品の送付をお願いする事業者の選定については、各事業者にお任せをしております」との答弁がありました。

委員より「市民交通対策費の中で地域の停留所の数を教えていただきたい」との問いがあり、当局より「北部ルートではバス停が30カ所、南部ルートでは20カ所を予定しておりますが、その中には寒河江駅とか元町公民館、若葉町公民館など両方とまるバス停もございます」との答弁がありました。

委員より「予定している停留所の数で大体網羅されるのか」との問いがあり、当局より「町なかの部分については山形交通と共用する部分もあるため、既存のバス停の裏側を使わせてもらうことや、外回りの地域については、地域の町会長さんと相談させていただき、適所を地域の方で手配していただいておりますので、ある程度、網羅できたものと認識しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第9款を議題とし、当局

の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「商工振興費の中で、佐藤繊維においてミニシアターや飲食業など行うとのことだが、その詳細説明をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「佐藤繊維にGEAという石蔵のお店がありますが、そのあいているスペースを利用してミニシアター、レストラン及びバー、それから屋外マルシェ事業などに取り組む計画であり、事業を進めています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第2表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○石山 忠委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。伊藤厚生文教分科会副委員長。

〔伊藤正彦厚生文教分科会副委員長 登壇〕

○伊藤正彦厚生文教分科会副委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、12月7日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第66号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第66号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「児童福祉総務費の子育て支援医療費給付事業は、見込みより通院者が多いということか」との問いがあり、当局より「昨年と比べて件数がふえていること。6から7月に手足口病が流行したこと。また、大きな手術があると、給付費が増額する場合がありますので、今後の推移を勘案して積算したものです」との答弁がありました。

委員より「障害児支援事業の対象者は何名か」との問いがあり、当局より「一月の対象者が約40名程度で施設が約20カ所です。新たに放課後等デイサービスができたことにより増加を見込み積算しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「このたび中部小学校マーチングバンドが全国大会に出場することになったが、その助成内容はどうなっているか」との問いがあり、当局より「児童数54名分の参加費、1人当たり1,050円は全額補助です。ほかに交通・宿泊費は7割補助です。宿泊費については、2名の引率者分も含まれています。さらに楽器運搬費も7割補助となっていて、それら合計87万9,000円です」との答弁がありました。

委員より「文化センターの清掃と業務請負業者の交代に伴う予算額の追加という説明があったが、その理由について伺いたい」との問いがあり、当局より「請負業者の変更により生じる契約金額の差額分を計上したものです」との答弁がありました。

委員より「文化センターの清掃等業務委託の中途契約解除の取り決め、また違約金の規定はあるのか」との問いがあり、当局より「契約条項に掲載されています。それに伴い違約金は業務委託料の10%と規定されており、このたびの補正予算の歳入第19款6項に計上されています」との答弁がありました。

委員より「慈恩寺休憩台の防犯カメラは何台設置するのか」との問いがあり、当局より「現在、4台あり、新たに8台設置するものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○石山 忠委員長 日程第3、質疑・討論・採決
であります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質
疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第66号平成27年度寒河江市一般会
計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれ
も原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第66号は原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

閉 会 午前9時43分

○石山 忠委員長 以上をもちまして予算特別委
員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証す
るために署名する。

予算特別委員会委員長 石 山 忠

